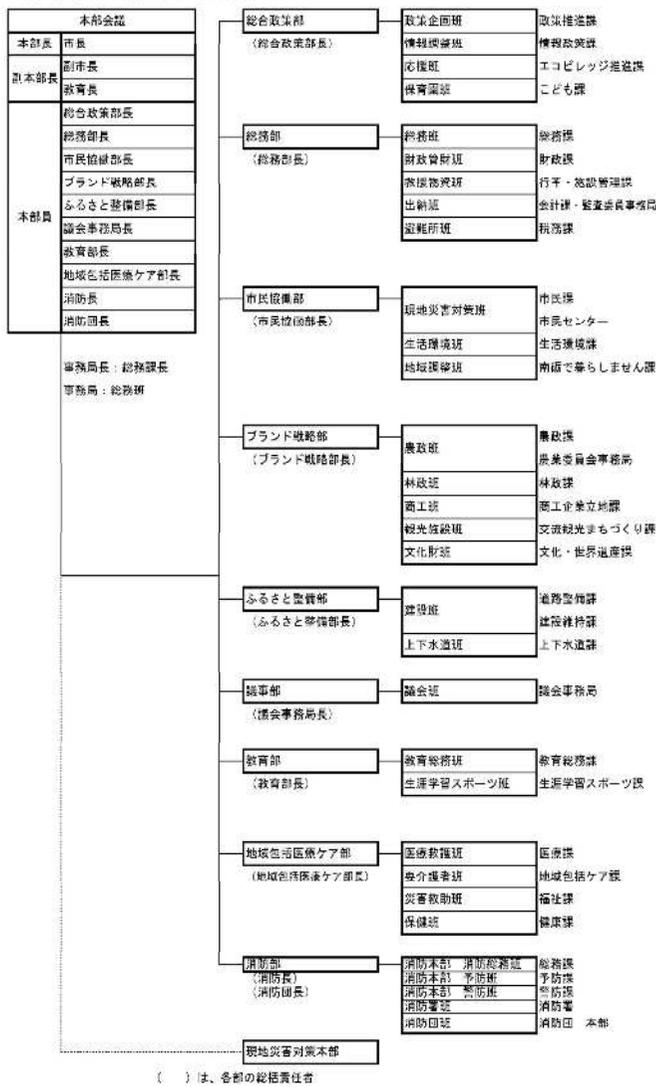


現 行	修 正 案	備 考
<p>第1編 総則</p> <p>第1章 総則</p> <p>第2節 防災の基本方策</p> <p>第2 防災の各段階における基本方</p> <p>2 迅速で円滑な災害応急対策</p> <p>(略)</p> <p>(3) 被災者救援活動の実施</p> <p>被災者の救援のために、安全な避難場所への誘導、避難所の適切な運営管理等の避難収容活動を行うとともに、円滑な救助・救急活動や消火活動を支え、また被災者に緊急物資を供給するための交通規制・輸送対策を実施する。さらに、被災者の生活維持に必要な飲料水・食料・生活必需品等の供給、廃棄物処理・防疫・食品衛生対策、社会秩序維持のための警備活動、遺体の搜索等、各種の被災者救援活動<u>(追加)</u>を行う。</p> <p>(略)</p> <p>第3 各種計画等の作成</p> <p>市及びその他防災関係機関は、各機関における防災計画を効果的に推進するため、<u>(追加)</u>他部局・機関との連携を図りつつ、次の対策を実行する。</p> <p>ア 各機関の防災計画に基づく行動要領（マニュアル＝実践的応急活動要領）の作成と、防災訓練を通じての職員<u>(追加)</u>への周知徹底</p> <p>イ 防災に関する各種計画、マニュアル等の定期的及び適宜の点検<u>(追加)</u></p> <p>(略)</p> <p>第4節 災害対策本部の組織</p> <p>2 南砺市災害対策本部</p> <p>(略)</p>	<p>第1編 総則</p> <p>第1章 総則</p> <p>第2節 防災の基本方策</p> <p>第2 防災の各段階における基本方策</p> <p>2 迅速で円滑な災害応急対策</p> <p>(略)</p> <p>(3) 被災者救援活動の実施</p> <p>被災者の救援のために、安全な避難場所への誘導、避難所の適切な運営管理等の避難収容活動を行うとともに、円滑な救助・救急活動や消火活動を支え、また被災者に緊急物資を供給するための交通規制・輸送対策を実施する。さらに、被災者の生活維持に必要な飲料水・食料・生活必需品等の供給、廃棄物処理・防疫・食品衛生対策、社会秩序維持のための警備活動、遺体の搜索等、各種の被災者救援活動<u>や福祉的な支援</u>を行う。</p> <p>(略)</p> <p>第3 各種計画等の作成</p> <p>市及びその他防災関係機関は、各機関における防災計画を効果的に推進するため、<u>過去の災害から得られた教訓や災害対応の課題に対する検証を踏まえ</u>、他部局・機関との連携を図りつつ、次の対策を実行する。</p> <p>ア 各機関の防災計画に基づく行動要領（マニュアル＝実践的応急活動要領）の作成と、防災訓練を通じての職員、<u>防災関係機関、住民等</u>への周知徹底</p> <p>イ 防災に関する各種計画、マニュアル等の定期的及び適宜の点検・<u>更新、防災関係機関・住民等への周知</u></p> <p>(略)</p> <p>第4節 災害対策本部の組織</p> <p>2 南砺市災害対策本部</p> <p>(略)</p>	<p></p> <p>国の防災基本計画の記載に合わせ修正</p> <p>災害対応検証を踏まえた県防災計画の修正に伴う変更</p>

(3) 組織系統

南砺市災害対策本部の組織系統は、次のとおりとする。

【南砺市災害対策本部 組織図】

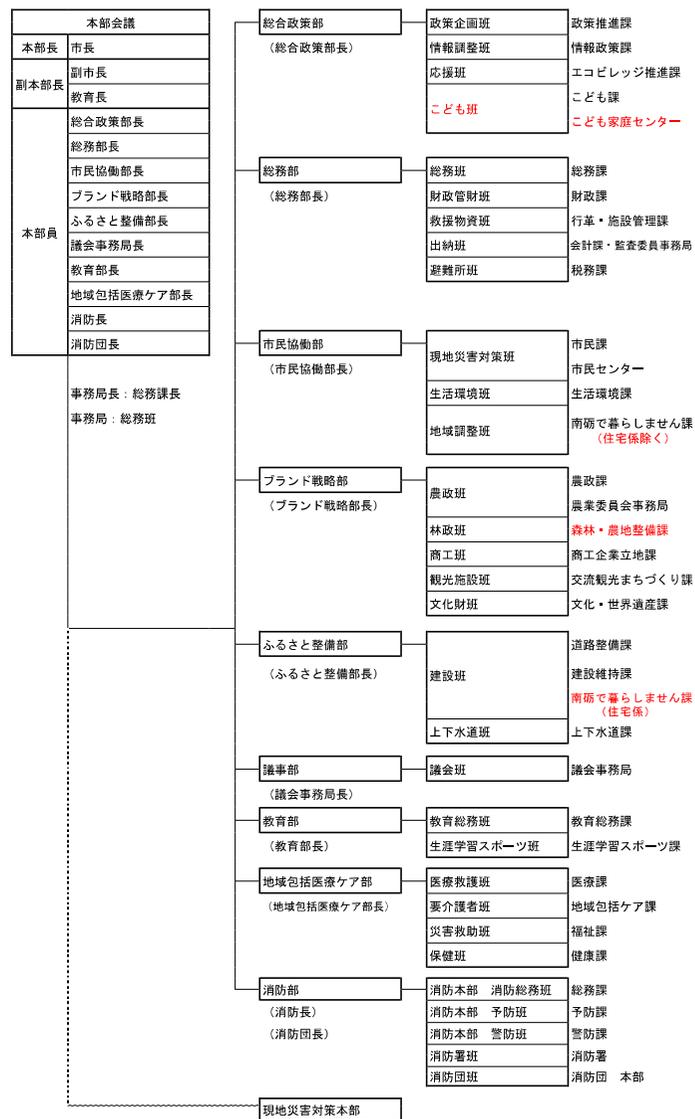


(略)

(3) 組織系統

南砺市災害対策本部の組織系統は、次のとおりとする。

【南砺市災害対策本部 組織図】



(略)

実情に合わせた変更

別表 【南砺市災害対策本部各部・班の分掌事務】 ※原子力災害対策に関しては別途定める（事故災害編 第4章 原子力災害対策を参照）		
部名	班名 (担当課)	分掌事務
総合政策部	政策企画班 (政策推進課)	1. 災害対策全般の企画調整に関する業務 2. 公共交通機関に関する業務 3. 中央機関への被害の報告及び要望事項の取りまとめに関する業務 4. その他、部内で所管する防災業務
	情報調整班 (情報政策課)	1. 広報に関する業務 2. 報道に関する業務 3. 被害状況及び応急対策の記録に関する業務 3. 情報システム、インターネット等に関する業務 4. 市長・副市長の秘書に関する業務
	応援班 (エコビレッジ推進課)	1. 避難所班の応援に関する業務 2. 他部・他班の応援に関する業務
	保育園班 (こども課・ <u>(追加)</u>)	1. <u>(追加)</u> 児童の安全確保、引渡しに関する業務 2. 保育園 <u>(追加)</u> 等の管理運営に関する業務 <u>(追加)</u>
(略)	(略)	(略)
ブランド戦略部	農政班 (農政課) (農業委員会事務局)	1. 食料等の輸送に関する業務 2. <u>(削除)</u> 農地、溜池及び用排水路等農業用施設の被害調査並びに応急対策に関する業務 <u>3. 農漁業関係者及び団体との連絡調整に関する業務</u> <u>4. 他部・他班への応援に関する業務</u>
	林政班 (<u>林政課</u>)	1. 治山・林道施設の被害調査並びに応急対策に関する業務 <u>(追加)</u> <u>2. 林業関係者及び団体との連絡調整に関する業務</u> <u>3. 他部・他班への応援に関する業務</u>
(略)	(略)	(略)
第6節 社会構造の変化への対応 4 要配慮者の増加 高齢者（とりわけ一人暮らしの高齢者）、障害者、外国人等の要配慮者が増加していることから、防災知識の普及、災害時の情報提供、避難誘導、救護・救済対策等防災の様々な場所において、 <u>(追加)</u> 要配慮者に配慮したきめ細かな施策を、他の福祉施策との連携の下に行う必要がある。 (略)		

別表 【南砺市災害対策本部各部・班の分掌事務】 ※原子力災害対策に関しては別途定める（事故災害編 第4章 原子力災害対策を参照）		
部名	班名 (担当課)	分掌事務
総合政策部	政策企画班 (政策推進課)	1. 災害対策全般の企画調整に関する業務 2. 公共交通機関に関する業務 3. 中央機関への被害の報告及び要望事項の取りまとめに関する業務 4. その他、部内で所管する防災業務
	情報調整班 (情報政策課)	1. 広報に関する業務 2. 報道に関する業務 3. 被害状況及び応急対策の記録に関する業務 3. 情報システム、インターネット等に関する業務 4. 市長・副市長の秘書に関する業務
	応援班 (エコビレッジ推進課)	1. 避難所班の応援に関する業務 2. 他部・他班の応援に関する業務
	こども班 (こども課・ <u>こども家庭センター</u>)	1. <u>保育園及び児童館・放課後児童クラブ等における</u> 児童の安全確保、引渡しに関する業務 2. <u>保育園及び児童館・放課後児童クラブ等</u> の管理運営に関する業務 <u>3. こども、妊産婦、子育て世帯等の相談支援に関する業務</u>
(略)	(略)	(略)
ブランド戦略部	農政班 (農政課) (農業委員会事務局)	1. 食料等の輸送に関する業務 <u>2. 農漁業関係者及び団体との連絡調整に関する業務</u> <u>3. 他部・他班への応援に関する業務</u>
	林政班 (<u>森林・農地整備課</u>)	1. 治山・林道施設の被害調査並びに応急対策に関する業務 <u>2. 農地、溜池及び用排水路等農業用施設の被害調査並びに応急対策に関する業務</u> <u>3. 林業関係者及び団体との連絡調整に関する業務</u> <u>4. 他部・他班への応援に関する業務</u>
(略)	(略)	(略)
第6節 社会構造の変化への対応 4 要配慮者の増加 著しい高齢化の進行による高齢者の増加に加え、障害者、外国人等の要配慮者が増加していることから、防災知識の普及、災害時の情報提供、避難誘導、救護・救済対策等防災の様々な場所において、 <u>福祉的な支援の充実</u> や要配慮者に配慮したきめ細かな施策を、他の福祉施策との連携の下に行う必要がある。 (略)		

実情に合わせた変更

国の防災基本計画の記載に合わせ修正

<p>6 感染症対策の観点を取り入れた防災</p> <p>新型コロナウイルスの感染拡大を踏まえ、ホテル・旅館や親戚・知人宅、安全な自宅などに分散して避難すること等についての平時からの周知・広報や、避難所における避難者の過密抑制など感染症対策の観点を取り入れた防災対策を推進する必要がある。</p> <p>第7節 災害の想定</p> <p>第4 地震災害の想定</p> <p>(略)</p> <p>1 活断層</p> <p>断層とは、ある面を境に両側のずれ(くい違い)のみられる地質現象をいい、その中で、地質時代という第四紀(約180万年前から現在の間)において繰り返し活動し、将来も活動する可能性のあるものを特に活断層という。</p> <p>活断層は、地震の発生源となりうる断層であり、地震予知の観点からその存在は特に重要視され、各地域でその認定作業や活動履歴調査等が実施されている。</p> <p>全国の(追加)主要な活断層(追加)については、<u>文部科学省地震調査研究推進本部地震調査委員会(以下「地震調査研究推進本部」)において、活動間隔や次の地震の発生可能性等(場所、規模、発生確率)を(追加)評価し、随時公表している。</u></p> <p>現在公表されている活断層のうち、南砺市及び周辺に分布するものは、以下に示すとおりである。</p> <p>(略)</p> <p>■各活断層の地震評価(地震調査研究推進本部)</p> <p>地震調査研究推進本部が公表している活断層の長期地震評価によると、砺波平野断層帯東部、呉羽山断層帯及び森本・富樫断層帯は「Sランク(高いグループ)」、砺波平野断層帯西部、魚津断層帯及び邑知潟断層帯は「Aランク(やや高いグループ)」に属する。</p> <p>※30年以内の地震発生確率が3%以上は「Sランク(高いグループ)」、0.1%以上～3%未満を「Aランク(やや高いグループ)」としている。</p> <p><u>長期地震評価の内容</u>(地震調査研究推進本部)</p> <p>(略)</p> <p><u>(追加)</u></p>	<p>6 感染症対策の観点を取り入れた防災</p> <p>新型コロナウイルス感染症流行時の経験を踏まえ、ホテル・旅館や親戚・知人宅、安全な自宅などに分散して避難すること等についての平時からの周知・広報や、避難所における避難者の過密抑制など感染症対策の観点を取り入れた防災対策を推進する必要がある。</p> <p>第7節 災害の想定</p> <p>第4 地震災害の想定</p> <p>(略)</p> <p>1 活断層</p> <p>断層とは、ある面を境に両側のずれ(くい違い)のみられる地質現象をいい、その中で、地質時代という第四紀(約180万年前から現在の間)において繰り返し活動し、将来も活動する可能性のあるものを特に活断層という。</p> <p>活断層は、地震の発生源となりうる断層であり、地震予知の観点からその存在は特に重要視され、各地域でその認定作業や活動履歴調査等が実施されている。</p> <p>全国の陸域の主要な活断層や、日本海側の海域の主要な活断層については、<u>国の地震調査研究推進本部が長期評価を実施し、陸域の主要な活断層については活動間隔や次の地震の発生可能性等(場所、規模、発生確率)を、日本海側の海域の活断層については場所及び規模を</u>評価し、随時公表している。</p> <p>現在公表されている活断層のうち、南砺市及び周辺に分布するものは、以下に示すとおりである。</p> <p>(略)</p> <p>■各活断層の地震評価(地震調査研究推進本部)</p> <p>地震調査研究推進本部が公表している活断層の長期地震評価によると、砺波平野断層帯東部、呉羽山断層帯及び森本・富樫断層帯は「Sランク(高い削除)」、砺波平野断層帯西部、魚津断層帯及び邑知潟断層帯は「Aランク(やや高い削除)」に属する。</p> <p>※30年以内の地震発生確率が3%以上は「Sランク(高い)」、0.1%以上～3%未満を「Aランク(やや高い削除)」としている。</p> <p><u>主要活断層の長期評価の概要</u>(地震調査研究推進本部)</p> <p>(略)</p> <p><u>2 「液状化しやすさマップ」</u></p> <p><u>地盤の液状化現象は、平成23年3月11日に発生した「東北地方太平洋沖地震」でも広範囲にわたって各種施設に多大な被害をもたらし、マスクミ等を通じて広く報道されるなど、大きな関心事となった。</u></p> <p><u>北陸地方においても新潟地震(昭和39年)、新潟県中越地震(平成16年)、能登半島地震(平成19年)、新潟県中越置き地震(平成19年)で、家屋、堤防、道路等に多くの液状化による被害が発生した。</u></p> <p><u>富山県内の低地部や沿岸部においても、地形分類が砂洲・砂丘、氾濫平野、後背低地・湿地、旧河道、旧水部など、地盤が軟弱で地震の際に揺れやすい場所があり、能登半島地震(令和6年)において液状化による被害が発生した。</u></p> <p><u>陸地方整備局では、公益社団法人地盤工学会北陸支部との共同により、過去の液状化の発生状況や地形地質等に関する情報等を加えて検討し「液状化しやすさマップ」を作成された。「液状化しやすさマップ」は液状化しやすいかどうかを示したものであり、住んでいる土地(地盤)の性質を知り、土地利用をする際や防災に役立てることができる。</u></p>	<p>国の防災基本計画の記載に合わせ修正</p> <p>機関の名称統一 海域の主要な活断層の長期評価を追加</p> <p>発生確率の相対的評価の表記を修正</p> <p>「液状化しやすさマップ」の記載を追加</p>
--	---	---

2 過去の地震

富山県内に被害をもたらした過去の地震のうち、1858年の安政の大地震は大きな被害をもたらしたことが過去の古文書等により確認されている。

また、1933年以降、富山県内の震度観測点において震度4以上を記録した地震は10回となっている。そのうち、2007年の能登半島地震の際には本市でも震度4を記録している。

■富山県内で震度4以上を記録した地震一覧

発 生 年	地 震 名	マグニチュード	県内の被害等	県内の震度
(追加)	(追加)	(追加)	(追加)	(追加)
1933(昭和8)	石川県能登地方	6.0	傷者2、氷見で土砂崩れ、亀裂	富山石坂、高岡伏木4
1944(昭和19)	三重県南東沖	7.9	不明	富山石坂4
1948(昭和23)	福井県嶺北	7.1	西部で被害	富山石坂4
1952(昭和27)	石川県西方沖	6.5	硝子破損	富山石坂、富山八尾、氷見女良4
1993(平成5)	石川県能登地方	6.6	非住家、水路、ため池に被害	富山市、高岡伏木4
2000(平成12)	石川県西方沖	6.2	被害なし	小矢部4
2007(平成19)	能登半島沖	6.9	重傷1、軽傷12 非住家一部損壊5	富山、氷見、滑川、小矢部、射水、舟橋5弱 高岡、魚津、黒部、砺波、南砺、上市、立山、入善、朝日4
2007(平成19)	新潟県上中越沖	6.8	軽傷1	氷見、舟橋4
2013(平成25)	石川県加賀地方	4.2	被害なし	小矢部4
2020(令和2)	石川県能登地方	5.5	軽傷2	富山、氷見、舟橋4
(追加)	(追加)	(追加)	(追加)	(追加)

「理科年表」(国立天文台、平成13年)及び「富山県気象災異史」(富山地方気象台、富山県、昭和45年)等による。

2 過去の地震

富山県内に被害をもたらした過去の地震のうち、1858年の安政の大地震は大きな被害をもたらしたことが過去の古文書等により確認されている。

また、1923年以降、富山県内の震度観測点において震度4以上を記録した地震は23回となっている。そのうち2024年の能登半島地震の際には本市でも震度5強を記録している。

■富山県内で震度4以上を記録した地震一覧

発 生 年	地 震 名	マグニチュード	県内の被害等	県内の震度
1923(大正12)	神奈川県西部	7.9	不明	4：高岡市
1927(昭和2)	京都府北部	7.3	不明	5：高岡市
1930(昭和5)	石川県西方沖	6.3	死亡1	4：高岡市
1933(昭和8)	石川県能登地方	6.0	傷者2、氷見で土砂崩れ、亀裂	4：富山市石坂、高岡市伏木
1944(昭和19)	三重県南東沖	7.9	不明	4：富山市石坂
1948(昭和23)	福井県嶺北	7.1	西部で被害	4：富山市石坂
1952(昭和27)	石川県西方沖	6.5	硝子破損	4：富山市石坂、富山市八尾、氷見市女良
1993(平成5)	石川県能登地方	6.6	非住家、水路、ため池に被害	4：富山市、高岡市伏木
2000(平成12)	石川県西方沖	6.2	被害なし	4：小矢部市
2007(平成19)	能登半島沖	6.9	重傷1、軽傷12 非住家一部損壊5	5弱：富山市、氷見市、滑川市、小矢部市、射水市、舟橋村 4：高岡市、魚津市、黒部市、砺波市、南砺市、上市町、立山町、入善町、朝日町
2007(平成19)	新潟県上中越沖	6.8	軽傷1	4：氷見市、舟橋村
2013(平成25)	石川県加賀地方	4.2	被害なし	4：小矢部市
2020(令和2)	石川県能登地方	5.5	軽傷2	4：富山市、氷見市、舟橋村
2023(令和5) 5月5日 (14時42分)	能登半島沖	6.5	軽傷1	4：高岡市、氷見市、小矢部市、射水市、舟橋村
5月5日 (21時58分)	能登半島沖	5.9	軽傷1	4：高岡市、氷見市、小矢部市、射水市、舟橋村
2024(令和6) 1月1日 (16時10分)	石川県能登地方	7.6	死者3(災害関連死3)、重傷13、軽傷41 全壊259、半壊807、一部損壊21,606 (令和7年1月31日現在)	5強：富山市、高岡市、氷見市、小矢部市、南砺市、射水市、舟橋村 5弱：滑川市、黒部市、砺波市、上市町、立山町、朝日町 4：魚津市、入善町
1月1日 (16時12分)	能登半島沖	5.7		4：富山市
1月1日 (16時18分)	能登半島沖	4.0		4：氷見市、舟橋村

時点修正

	<u>1月1日</u> <u>(16時18分)</u>	<u>石川県能登地方</u>	<u>6.1</u>		<u>4：富山市、射水市、舟橋村、立山町</u>	時点修正
	<u>1月1日</u> <u>(16時56分)</u>	<u>石川県能登地方</u>	<u>5.8</u>		<u>4：氷見市</u>	
	<u>1月1日</u> <u>(18時08分)</u>	<u>能登半島沖</u>	<u>5.8</u>		<u>4：富山市、高岡市、射水市、舟橋村</u>	
	<u>1月6日</u>	<u>石川県能登地方</u>	<u>5.4</u>		<u>4：氷見市</u>	
	<u>11月26日</u>	<u>石川県西方沖</u>	<u>6.6</u>		<u>軽傷1</u>	
<p>「理科年表」(国立天文台、平成13年)及び「富山県気象災異史」(富山地方気象台、富山県、昭和45年)等による。</p>						

現 行	修 正 案	備 考
<p>第2編 風水害編</p> <p>第1章 災害予防対策</p> <p>第1節 風水害に強いまちづくり</p> <p>第1 山地保全事業 (略)</p> <p>2 土砂災害の防止 土砂災害は、発生が事前に予測しにくいこと、発生した場合は一瞬にして多数の死傷者を伴うことなどが特徴である。 このため、災害の土砂災害のおそれのある箇所(土石流危険渓流、地すべり危険箇所、急傾斜地崩壊危険箇所)においては、積極的に砂防、地すべり防止、急傾斜地崩壊防止などの防災施設の計画的推進と予防措置に努める。<u>(追加)</u> (略)</p> <p>第2節 災害危険地域の予防措置</p> <p>第4 重要水防箇所及び浸水想定区域</p> <p>2 浸水想定区域の指定、公表及び洪水ハザードマップの作成 ア 市は浸水想定区域に指定された区域について、次の事項を定める。 (ア) 洪水予報 <u>(追加)</u> 及び <u>水位情報周知河川</u> における水位等の情報の伝達方法 (略) 【要配慮者関連施設】・・・資料編「5-4」</p> <p>第3節 ライフライン施設等の安全性強化</p> <p>第1 ライフライン施設の安全性強化 電力、ガス、上下水道、通信等のライフライン関連施設は住民の日常生活及び社会、経済活動上欠くことのできないものである。このため、災害時においても、その機能を発揮できるよう被害防止策を実施するとともに、系統多重化等による代替性の確保 (追加) を進める。 また、都市整備計画にあわせ、共同溝・電線類共同溝の整備に努めるとともに、ライフライン機関相互や防災関係機関との情報連絡体制を強化する。<u>(追加)</u> (略)</p> <p>3 上下水道施設における災害予防対策 (上下水道班) 市は、水道施設の防災性の強化に努めるとともに、適正な施設管理を行う。 (1) 施設の防災性の強化 災害を未然に防ぐため、施設の新設、拡張、改良等に際し、施設の防災性について考慮し、老朽管から耐震性のある管路への計画的な敷設替等を行う。<u>(追加)</u></p> <p>(2) 防災用資機材の整備 水道施設の被害等による応急給水活動に備え、あらかじめ連絡管の整備や給水車、給水タンク、消毒剤、ろ水器、可搬式ポンプ、可搬式発電機及び運搬車両等の整備補強を図る。<u>(追加)</u></p> <p>(3) 非常時における協力体制の確立</p>	<p>第2編 風水害編</p> <p>第1章 災害予防対策</p> <p>第1節 風水害に強いまちづくり</p> <p>第1 山地保全事業 (略)</p> <p>2 土砂災害の防止 土砂災害は、発生が事前に予測しにくいこと、発生した場合は一瞬にして多数の死傷者を伴うことなどが特徴である。 このため、災害の土砂災害のおそれのある箇所(土石流危険渓流、地すべり危険箇所、急傾斜地崩壊危険箇所)においては、積極的に砂防、地すべり防止、急傾斜地崩壊防止などの防災施設の計画的推進と予防措置に努める。<u>また、発災後の点検体制の強化と継続的な見直し、マニュアルの作成等に努める。</u> (略)</p> <p>第2節 災害危険地域の予防措置</p> <p>第4 重要水防箇所及び浸水想定区域</p> <p>2 浸水想定区域の指定、公表及び洪水ハザードマップの作成 ア 市は浸水想定区域に指定された区域について、次の事項を定める。 (ア) <u>洪水予報河川及び水位周知河川における水位等の情報の伝達方法</u> (略) 【要配慮者関連施設】・・・資料編「5-5」</p> <p>第3節 ライフライン施設等の安全性強化</p> <p>第1 ライフライン施設の安全性強化 電力、ガス、上下水道、通信等のライフライン関連施設は住民の日常生活及び社会、経済活動上欠くことのできないものである。このため、災害時においても、その機能を発揮できるよう被害防止策を実施するとともに、系統多重化等による代替性の確保や、<u>オフグリッド化等の取り組みの検討</u>を進める。 また、都市整備計画にあわせ、共同溝・電線類共同溝の整備に努めるとともに、ライフライン機関相互や防災関係機関との情報連絡体制を強化する。<u>加えて、防災関係機関は被害が生じた場合に備え、復旧に必要な資材の確保・貯蔵に努めるものとする。</u> (略)</p> <p>3 上下水道施設における災害予防対策 (上下水道班) 市は、水道施設の防災性の強化に努めるとともに、適正な施設管理を行う。 (1) 施設の防災性の強化 災害を未然に防ぐため、施設の新設、拡張、改良等に際し、施設の防災性について考慮し、老朽管から耐震性のある管路への計画的な敷設替等を行う。<u>また、電気設備の停電対策として、無停電電源装置、自家発電設備及び可搬式発電設備等の設置等の対策に努める。</u></p> <p>(2) 防災用資機材の整備 水道施設の被害等による応急給水活動に備え、あらかじめ連絡管の整備や給水車、給水タンク、消毒剤、ろ水器、可搬式ポンプ、可搬式発電機及び運搬車両等の整備補強を図る。<u>また、生活用水確保の観点から、施設の消融雪用井戸等について、災害時に防災井戸として活用可能かを調査し、停電時でも取水できる手押しポンプの設置に努めるとともに、入浴施設やトイレの設置について、協定事業者のさらなる確保に努める。</u></p> <p>(3) 非常時における協力体制の確立</p>	<p>災害対応検証を踏まえた県防災計画の修正に伴う変更</p> <p>県防災計画に合わせ正しい表記に修正</p> <p>資料編に合わせて修正</p> <p>災害対応検証を踏まえた県防災計画の修正に伴う変更</p>

被災時には、独自に対処することが困難な場合も想定されるので、他市町村、県、工事施工者等、関係機関との連絡協力体制を確立し、二次災害の防止を図る。(追加)
(略)

4 下水道施設における災害予防対策
(4) 応急復旧のための体制整備
応急対策を同時又は段階的に、実情に応じて円滑に遂行するため、平常時から諸体制の確立及び整備を図る。(追加)
(略)

第2 廃棄物処理施設の安全性強化 (生活環境班)
し尿、ごみ等の一般廃棄物処理施設、産業廃棄物処理施設の災害による被害を最小限に止めるとともに、災害時における応急復旧作業を円滑に実施し、廃棄物が適正に処理されることが必要である。
このため、市は、一般廃棄物処理施設の不燃・堅牢化に努めるとともに、(追加) 国の「災害廃棄物対策指針」を踏まえて廃棄物処理を円滑に実施するための体制を整備する。また、産業廃棄物処理施設の管理者は、処理施設の不燃・堅牢化に努める。

(略)

(2) し尿、ごみ等の処理体制の整備
(略)
イ ごみ、災害廃棄物等の仮置場の確保
災害時においては、ごみ、災害廃棄物等の廃棄物が一度に大量発生するとともに処理施設自体の被災も予想されることから、あらかじめ(追加) 運搬経路、居住地域を考慮したごみ、災害廃棄物等の仮置場を確保しておく。
ウ 避難所等の仮設(簡易)トイレの確保
家屋の倒壊、断水等により便所が使用できなくなるため、避難所等に仮設(簡易)トイレの確保に努める。(追加)

第4節 防災活動体制の整備
【対策の体系】

第1 災害対策本部体制の充実	1 初動マニュアルの整備 2 初動体制の習熟 3 本部設備等の整備 4 現地災害対策体制の強化
第2 防災拠点施設の整備	1 南砺市の防災拠点施設 2 地域防災拠点施設
第3 資機材の整備	1 水防用施設、資機材の整備 2 救出救助用資機材の整備
第4 通信連絡体制の整備	1 通信連絡系統 2 通信連絡手段 3 通信連絡体制の整備充実

被災時には、独自に対処することが困難な場合も想定されるので、他市町村、県、工事施工者等、関係機関との連絡協力体制を確立し、二次災害の防止を図る。また、大規模災害を想定した上水道の迅速な復旧に向け、協定事業者のさらなる確保に努める。
(略)

4 下水道施設における災害予防対策
(4) 応急復旧のための体制整備
応急対策を同時又は段階的に、実情に応じて円滑に遂行するため、平常時から諸体制の確立及び整備を図る。また大規模災害を想定した下水道の迅速な復旧に向け、協定事業者のさらなる確保に努める。
(略)

第2 廃棄物処理施設の安全性強化
し尿、ごみ等の一般廃棄物処理施設、産業廃棄物処理施設の災害による被害を最小限に止めるとともに、災害時における応急復旧作業を円滑に実施し、廃棄物が適正に処理されることが必要である。
このため、市は、一般廃棄物処理施設の不燃・堅牢化に努めるとともに、発災時に施設の被災状況を確認し、速やかに稼働の可否を判断する手順を検討するなど 国の「災害廃棄物対策指針」を踏まえて廃棄物処理を円滑に実施するための体制を整備する。また、産業廃棄物処理施設の管理者は、処理施設の不燃・堅牢化に努める。

(略)

(2) し尿、ごみ等の処理体制の整備
(略)
イ ごみ、災害廃棄物等の仮置場の確保
災害時においては、ごみ、災害廃棄物等の廃棄物が一度に大量発生するとともに処理施設自体の被災も予想されることから、あらかじめ活用可能な候補地を把握、調整したうえで、運搬経路、居住地域を考慮したごみ、災害廃棄物等の仮置場を確保しておく。
ウ 避難所等の仮設(簡易)トイレの確保
家屋の倒壊、断水等により便所が使用できなくなるため、避難所等に仮設(簡易)トイレの確保に努める。仮設(簡易)トイレの確保にあたっては、民間事業者等との応援協定の締結を推進する。

第4節 防災活動体制の整備
【対策の体系】

第1 災害対策本部体制の充実	1 初動マニュアルの整備 2 初動体制の習熟 3 本部設備等の整備 4 現地災害対策体制の強化
第2 防災拠点施設の整備	1 南砺市の防災拠点施設 2 地域防災拠点施設
第3 資機材の整備	1 水防用施設、資機材の整備 2 救出救助用資機材の整備
第4 国・県・市・関係機関・民間・市民における連携	1 <u>西・県・市・関係機関の連携強化</u> 2 <u>県と市の連携による応援派遣体制の整備</u> 3 <u>県・市・民間団体等の連携強化</u> 4 <u>市民との連携</u>

対応検証を踏まえた県防災計画の修正に伴う変更

対応検証を踏まえた県防災計画の修正に伴う変更

対応検証を踏まえた県防災計画の修正に伴う変更

<p>第5 緊急輸送ネットワークの整備</p> <ul style="list-style-type: none"> 1 輸送拠点施設の確保 2 緊急輸送道路 3 緊急輸送車両等の確保 <p>第6 航空防災体制の強化</p> <ul style="list-style-type: none"> 1 建物識別番号表示 2 ヘリコプター臨時離着陸場の確保 <p>第7 相互応援体制の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> 1 他の地方公共団体との相互応援 2 他の機関との応援協定 3 公共的団体等の協力 4 民間の協力 <p>第8 災害復旧・復興への備え</p> <ul style="list-style-type: none"> 1 災害廃棄物の発生への対応 2 各種データの整備保全 <p>(略)</p> <p>第3 資機材の整備</p> <p>(略)</p> <p>2 救出救助用資機材の整備</p> <p>市及び防災関係機関は、平素から災害の発生に備えて、ロープ・<u>空気</u>呼吸器・エンジンカッター・発電機・投光器などの救助用資機材の整備充実に努めるとともに、災害発生に際し、直ちに使用できるよう点検整備をしておく。</p> <p>なお、救助活動が円滑に実施できるように他の機関、民間団体・業者等が所有する救出救助用資機材等を借上げできるよう協力体制を確立しておく。<u>(追加)</u></p>	<p>第5 通信連絡体制の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> 1 通信連絡系統 2 通信連絡手段 3 通信連絡体制の整備充実 <p>第6 情報収集体制の強化</p> <ul style="list-style-type: none"> 1 <u>リエゾン派遣受け入れ体制の整備</u> <p>第7 広報活動体制の強化</p> <ul style="list-style-type: none"> 1 <u>デジタル技術を活用した情報発信</u> 2 <u>Liアラートを活用した生活支援情報の発信</u> 3 <u>多様な伝達手段の確保</u> <p>第8 災害対策本部体制の強化</p> <p>第9 業務継続体制の確保</p> <p>第10 緊急輸送ネットワークの整備</p> <ul style="list-style-type: none"> 1 輸送拠点施設の確保 2 緊急輸送道路 3 緊急輸送車両等の確保 <p>第11 航空防災体制の強化</p> <ul style="list-style-type: none"> 1 建物識別番号表示 2 ヘリコプター臨時離着陸場の確保 <p>第12 相互応援体制の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> 1 他の地方公共団体との相互応援 2 他の機関との応援協定 3 公共的団体等の協力 4 民間の協力 <p>第13 災害復旧・復興への備え</p> <ul style="list-style-type: none"> 1 災害廃棄物の発生への対応 2 <u>遺体安置所の指定</u> 3 <u>各種データの整備保全</u> 4 <u>男女共同参画の視点</u> <p>(略)</p> <p>第3 資機材の整備</p> <p>(略)</p> <p>2 救出救助用資機材の整備</p> <p>市及び防災関係機関は、平素から災害の発生に備えて、ロープ・<u>酸素</u>呼吸器・エンジンカッター・発電機・投光器などの救助用資機材の整備充実に努めるとともに、災害発生に際し、直ちに使用できるよう点検整備をしておく。</p> <p>なお、救助活動が円滑に実施できるように他の機関、民間団体・業者等が所有する救出救助用資機材等を借上げできるよう協力体制を確立しておく。<u>整備にあたっては、車両や資機材を小型・軽量化するなど、被災地の道路状況が悪い場合や空路を活用して被災地入りする場合も想定した救助用資機材の整</u></p>	<p>対応検証を踏まえた県防災計画の修正に伴う変更</p> <p>誤字修正</p> <p>国の防災基本計画の記載に合わ</p>
--	--	---

<p><u>(追加)</u></p> <p>第4 通信連絡体制の整備</p> <p>市及び防災関係機関は、災害時の通信連絡手段を確保するため、情報通信施設の耐震性の強化、情報通信施設の非常用電源設備の整備など停電対策、情報通信施設の危険分散、衛星通信等の無線を活用したバックアップ等の通信路の多ルート化の推進に努める。<u>(追加)</u></p> <p>また、緊急情報連絡体制を確保するため、防災行政無線、消防救急無線等の無線通信ネットワークの整備・拡充の推進及び相互接続等によるネットワークを強化する。この場合、北陸非常通信協議会との連携にも十分配慮する。</p> <p>さらに、災害情報の通信及び広報手段として、ケーブルテレビ、インターネット、なんと緊急メール、南砺市防災アプリ、エリア放送、携帯情報端末をはじめとするICTの積極的な活用を図り、携帯端末の緊急速報メール機能、ソーシャルメディア、Lアラート（災害情報共有システム）等の活用による警報等の伝達手段の多重化・多様化に努める。特に、災害時に孤立するおそれのある地域で停電が発生した場合に備え、衛星通信などにより、当該地域の住民と市との双方向の情報連絡体制を確保するよう留意する。<u>(追加)</u></p> <p>また、住民から破堤、越水、土砂災害の前兆等の目視情報を収集する仕組みづくりに努める。</p> <p><u>(追加)</u></p>	<p><u>備に留意するものとする。</u></p> <p><u>第4 国・県・市・関係団体・民間・市民における連携（総務班）</u></p> <p><u>大規模な災害が発生した場合、国、県、市町村、防災関係機関等はワンチームとなって災害の拡大防止と被災者の救援救護に努め、被害の発生を最小限にとどめる必要がある。そのためには、平時より連携を強化し、それぞれの組織が持つ情報を共有し、互いの組織の役割を理解する必要がある。</u></p> <p><u>1 国・県・市町村・関係機関の連携強化</u></p> <p><u>国・県・市町村・関係機関がワンチームで災害対応にあたるためには、互いの組織の役割や強み・弱みを理解し、平時より顔の見える関係を構築しておく。</u></p> <p><u>2 県と市町村の連携による応援派遣体制の整備</u></p> <p><u>先進県の取組みを参考に、大規模災害時に県と市町村がワンチームとなって県内外の被災自治体に応援職員を派遣する体制を整備する。</u></p> <p><u>また、県と市町村のワンチームによる被災自治体への応援派遣を通じて、県及び市職員の災害対応業務の経験を蓄積し、ノウハウを共有することで、災害対応力や調整力を有する職員の育成を図る。</u></p> <p><u>3 県・市町村・民間団体等の連携強化</u></p> <p><u>災害時における避難所運営や避難所環境の整備については、行政や自主防災組織、防災士に加え、ノウハウを有するNPO団体等との連携が必要であることから、県、市町村、自主防災組織、防災士、NPO団体等が連携し、避難所の運営や環境整備等を議論する会議を定期的開催するものとする。</u></p> <p><u>また、防災対策や発災時の初動対応・応急対策等における、民間団体、地域コミュニティ、市民の役割の明確化を図る。</u></p> <p><u>4 市民との連携</u></p> <p><u>災害対応には公助だけでなく、自助・共助が必要不可欠であり、行政や民間団体等の連携強化だけでなく、市民への防災意識の啓発の強化による市民の防災対応能力の底上げが重要になることから、市民の防災意識の啓発を行うものとする。</u></p> <p>第5 通信連絡体制の整備</p> <p>市及び防災関係機関は、災害時の通信連絡手段を確保するため、情報通信施設の耐震性の強化、情報通信施設の非常用電源設備の整備など停電対策、情報通信施設の危険分散、衛星通信等の無線を活用したバックアップ等の通信路の多ルート化、<u>デジタル化の推進に努めるとともに、定期的な訓練等を通じた平常時からの連携体制の構築等による防災対策を推進する。</u></p> <p>また、緊急情報連絡体制を確保するため、防災行政無線、消防救急無線等の無線通信ネットワークの整備・拡充の推進及び相互接続等によるネットワークを強化する。この場合、北陸非常通信協議会との連携にも十分配慮する。</p> <p>さらに、災害情報の通信及び広報手段として、ケーブルテレビ、インターネット、なんと緊急メール、南砺市防災アプリ、エリア放送、携帯情報端末をはじめとするICTの積極的な活用を図り、携帯端末の緊急速報メール機能、ソーシャルメディア、Lアラート（災害情報共有システム）等の活用による警報等の伝達手段の多重化・多様化に努める。特に、災害時に孤立するおそれのある地域で停電が発生した場合に備え、衛星通信などにより、当該地域の住民と市との双方向の情報連絡体制を確保するよう留意するとともに、<u>通信が途絶している地域で応援部隊や派遣職員等が活動する場合を想定し、衛星通信を活用したインターネット機器の整備、活用に努めるものとする。</u></p> <p>また、住民から破堤、越水、土砂災害の前兆等の目視情報を収集する仕組みづくりに努める。</p> <p><u>第6 情報収集体制の強化</u></p> <p><u>災害時において、迅速に、多様な手段により被害情報を収集し、県や関係機関と共有して被害情報の共通認識を図り、適切な災害対応を実施するため、平時から情報収集体制の強化に努めるものとする。</u></p> <p><u>1 リエゾン派遣受け入れ体制の整備</u></p>	<p>せ修正</p> <p>災害対応検証を踏まえた県防災計画の修正に伴う変更</p> <p>国の防災基本計画の記載に合わせ修正</p> <p>災害対応検証を踏まえた県防災計画の修正に伴</p>
--	--	--

<p>(追加)</p>	<p>県は災害発生時に市町村の被災情報の収集や業務調整を行うため、市町村にリエゾンを派遣するものとしており、市は、受け入れ体制の整備を図るものとする。</p> <p><u>第7 広報活動体制の強化（総務班、情報統制班）</u></p> <p>市は、災害時において、災害の状況、災害応急対策の実施状況、各種生活情報を市民に迅速かつ的確に周知するため、平時から広報活動体制の強化に努めるものとする。</p> <p><u>1 デジタル技術を活用した情報発信</u></p> <p>市は、発災時において、市民が必要とする情報を迅速に発信するため、SNS等のデジタル技術の活用を推進するとともに、職員が不在であっても災害発生状況等の情報を市民に迅速に発信できるよう、各種システムに自動発信機能を追加するなど、円滑かつ確実な情報発信に努めるものとする。また、市は、災害時において多くの県民が公式SNS等から情報を収集できるよう、平時から公式SNS等の周知に努めるものとする。</p> <p><u>2 Lアラートを活用した生活支援情報の発信</u></p> <p>市は、Lアラートを活用して給水や災害廃棄物の処理等の生活支援情報を市民や報道機関に対して発信できるよう、体制の整備に努めるものとする。</p> <p><u>3 多様な伝達手段の確保</u></p> <p>災害時における情報伝達は、適切な避難をするうえで非常に重要であることから、市は、音声や多言語による情報発信、自主防災組織による支援、アプリの活用等、要配慮者の特性に応じた多様な情報伝達手段を確保し、多重化を行うことで、確実に情報を提供できる体制の整備に努めるものとする。</p>	<p>う変更</p> <p>災害対応検証を踏まえた県防災計画の修正に伴う変更</p>
<p>(追加)</p>	<p><u>第8 災害対策本部体制の強化</u></p> <p>市は、災害対策本部を速やかに設置し、応急活動を実施するため、災害対策本部における各班の役割・業務内容等を記載したマニュアルの整備や見直しを行うとともに、研修や訓練を実施し、職員の災害対応能力の向上を図るものとする。</p> <p><u>第9 業務継続体制の確保</u></p> <p>市は、風水害や地震発生時の災害応急対策等の実施や優先度の高い通常業務の継続のため、災害時に必要となる人員や資機材等を必要な場所に的確に投入するための事前の準備体制と事後の対応力の強化を図る必要があることから、業務継続計画（BCP）の策定などにより、業務継続性の確保を図るものとする。また、実効性ある業務継続体制を確保するため、必要な資源（災害対策本部用PC、テレワーク専用PCの配備等）の継続的な確保、メンテナンス、定期的な教育・訓練・点検等の実施、訓練、過去の災害等を通じた経験の蓄積や状況の変化等に応じた業務実施体制・庁内外との連絡体制、各班の所掌等の見直しやDXの推進、計画・マニュアル等の改訂などを行うものとする。</p> <p>特に、市は、災害時に災害応急対策活動や復旧・復興活動の主体として重要な役割を担うこととなることから、業務継続計画の策定等に当たっては、少なくとも首長不在時の明確な代行順位及び職員の参集体制（動員体制の明確化、参集状況を踏まえたバックアップ体制の確立、参集可否の連絡方法等）、安否確認の実施基準・集約方法、本庁舎が使用できなくなった場合の代替庁舎の特定、施設設備（電源やエレベーター等）が使用不能となった場合の対応、電気・水・食料等の確保、災害時にもつながりやすい多様な通信手段の確保、重要な行政データのバックアップ並びに非常時優先業務の整理について定めておくものとする。</p> <p>市は、躊躇なく避難指示等を発令できるよう、平常時から災害時における優先すべき業務を絞り込むとともに、当該業務を遂行するための役割を分担するなど、全庁をあげた体制の構築に努めるものとする。</p> <p>また、南砺市業務継続計画に基づき各部署による災害対応マニュアルを整備し、継続的に更新することで、担当者の変更時の情報共有、引継ぎ事項を明確化し、即応できる体制の整備に努めるものとする。</p>	<p>対応検証を踏まえた県防災計画の修正に伴う変更</p> <p>災害対応検証を踏まえた県防災計画の修正に伴う変更 震災編に合わせて追加</p> <p>国の防災基本計画の記載に合わせて修正</p>

<p>第5 緊急輸送ネットワークの整備 (略)</p> <p>第6 航空防災体制の強化 (略)</p> <p>2 ヘリコプター臨時離着陸場の確保 地域内における緊急輸送を確保するため、災害対策用ヘリコプター臨時離着陸場として設置可能な場所を確保する。 また、中山間地域において、緊急時臨時着陸場所を確保する。<u>(追加)</u></p> <p style="text-align: right;">【場外離着陸場一覧】・・・資料編「4-2」</p> <p>第7 相互応援体制の整備 市は、市の対応能力を超える大規模災害時の応援要請を想定し、あらかじめ他の地方公共団体や防災関係機関、民間等との間において、災害時における相互応援協定の締結を推進する。 また、応援要請・受入が円滑に行えるよう、「南砺市災害時受援計画」に基づき、情報伝達方法、受入窓口、指揮系統を明確化するなど、体制の整備に努める。 そして、市は、<u>(追加)</u> 国、県、他の地方公共団体等からの応援職員等を迅速・的確に受け入れて情報共有や各種調整等を行うための受援体制に整備に努める。特に、庁内全体及び各業務担当部署における受援担当者の選定や応援職員等の執務スペースの確保を行うものとする。<u>(追加)</u> その際、<u>新型コロナウイルス感染症を含む</u>感染症対策のため、適切な空間の確保に配慮するものとする。 【相互応援協定一覧表】・・・資料編「6-0」</p> <p>1 他の地方公共団体との相互応援 (略) <u>(追加)</u></p> <p>(2) 遠隔地域との災害時相互応援協定 東日本大震災の教訓を踏まえ、同時被災をしないと考えられる遠隔地域の市町村との相互応援協定 ①武蔵野市交流市町村協議会（9市町村） ②愛知県半田市 ③福島県南相馬市 ④全国ボート場所在市町村協議会（27市町村） ⑤日本福祉大学友好協力宣言及び包括協定自治体（6町村） ⑥中国紹興市友好交流都市（4市）</p> <p>(3) 主に観光客を対象とした災害時相互応援協定 災害時等における観光客の安全な避難に関する支援等を行う市町村との相互応援協定 ①北陸飛騨3つ星街道防災パートナーシップ協定（3市町村）</p> <p>(4) 富山県消防防災ヘリコプター支援協定（平成16年11月1日調印） 南砺市が富山県の所有する消防防災ヘリコプターの支援を求めるとの協定 (略)</p>	<p>第1.0 緊急輸送ネットワークの整備 (略)</p> <p>第1.1 航空防災体制の強化 (略)</p> <p>2 ヘリコプター臨時離着陸場の確保 地域内における緊急輸送を確保するため、災害対策用ヘリコプター臨時離着陸場として設置可能な場所を確保する。 また、中山間地域において、緊急時臨時着陸場所を確保する。<u>さらに、民間ヘリコプターが離着陸可能な場外離着陸場を調査、設定するものとする。</u></p> <p style="text-align: right;">【場外離着陸場一覧】・・・資料編「4-2」</p> <p>第1.2 相互応援体制の整備 市は、市の対応能力を超える大規模災害時の応援要請を想定し、あらかじめ他の地方公共団体や防災関係機関、民間等との間において、災害時における相互応援協定の締結を推進する。 また、応援要請・受入が円滑に行えるよう、「南砺市災害時受援計画」に基づき、情報伝達方法、受入窓口、指揮系統を明確化するなど、体制の整備に努める。 そして、市は、<u>県内外の被災支援市町村を支援するために、県と市の役割、連携方法の整理や支援体制の構築を図る。また、</u>国、県、他の地方公共団体等からの応援職員等を迅速・的確に受け入れて情報共有や各種調整等を行うための受援体制に整備に努める。特に、庁内全体及び各業務担当部署における受援担当者の選定や応援職員等の執務スペースの確保を行うものとする。<u>応援職員等の宿泊場所の確保が困難となる場合も想定して、応援職員等に対して紹介できる、ホテル・旅館、公共施設の空きスペース、仮設の拠点や車両を設置できる空き地など宿泊場所として活用可能な施設等の把握に努めるものとする。</u>その際、<u>(削除)</u> 感染症対策のため、適切な空間の確保に配慮するものとする。 【相互応援協定一覧表】・・・資料編「6-1」</p> <p>1 他の地方公共団体との相互応援 (略)</p> <p>(2) 県と市町村の連携による応援派遣体制への整備 <u>先進県の取組みを参考に、大規模災害時に県と市町村がワンチームとなって県内外の被災自治体に応援職員を派遣する体制を整備する。また、県と市町村のワンチームによる被災自治体への応援派遣を通じて、県及び市町村職員の災害対応業務の経験を蓄積し、ノウハウを共有することで、災害対応力や調整力を有する職員の育成を図る。</u></p> <p>(3) 遠隔地域との災害時相互応援協定 東日本大震災の教訓を踏まえ、同時被災をしないと考えられる遠隔地域の市町村との相互応援協定 ①武蔵野市交流市町村協議会（9市町村） ②愛知県半田市 ③福島県南相馬市 ④全国ボート場所在市町村協議会（27市町村） ⑤日本福祉大学友好協力宣言及び包括協定自治体（6町村） ⑥中国紹興市友好交流都市（4市）</p> <p>(4) 主に観光客を対象とした災害時相互応援協定 災害時等における観光客の安全な避難に関する支援等を行う市町村との相互応援協定 ①北陸飛騨3つ星街道防災パートナーシップ協定（3市町村）</p> <p>(5) 富山県消防防災ヘリコプター支援協定（平成16年11月1日調印） 南砺市が富山県の所有する消防防災ヘリコプターの支援を求めるとの協定 (略)</p>	<p>協定締結により追記</p> <p>災害対応検証を踏まえた県防災計画の修正に伴う変更</p> <p>国の防災基本計画の記載に合わせて修正</p> <p>災害対応検証を踏まえた県防災計画の修正に伴う変更</p>
---	--	--

<p>4 民間の協力</p> <p>市は、災害時における民間の積極的な協力が得られるよう、各種の協定を推進する。市では、災害時における物資の供給、応急復旧作業、災害緊急放送等に関する協定を締結している。</p> <p>また、消防団協力事業所制度を推進し、協力体制の強化を行っている。<u>(追加)</u></p> <p>第8 災害復旧・復興への備え</p> <p>1 災害廃棄物の発生への対応</p> <p>市は、災害廃棄物の発生を抑制するため、建築物の耐震化等に努める。</p> <p>市は、災害廃棄物の処理に係る国の「災害廃棄物対策指針」に基づき、適正かつ円滑・迅速に災害廃棄物を処理できるよう、災害廃棄物の仮置場の確保や運用方針、一般廃棄物（避難所ごみや仮設トイレのし尿等）の処理を含めた災害時の廃棄物の処理体制 <u>(追加)</u>、周辺の地方公共団体 <u>(追加)</u> との連携・協力のあり方 <u>(追加)</u> 等について、災害廃棄物処理計画において具体的に示す。<u>(追加)</u></p> <p>(略)</p> <p><u>(追加)</u></p> <p>2 各種データの整備保全</p> <p>(略)</p> <p>3 男女共同参画の視点</p> <p>(略)</p> <p>第5節 救援・救護体制の整備</p> <p>(略)</p> <p>第3 緊急避難場所・避難所・生活救援物資等の確保</p> <p>市は、災害発生時における住民避難のため、あらかじめ指定緊急避難場所及び指定避難所の指定を行うなど、住民の安全の確保に努める。</p> <p>また、被災生活が長期化した場合等の生活を確保するため、あらかじめ生活必需物資の確保等を行う。</p> <p>さらに、指定緊急避難場所・指定避難所及び周辺道路に案内標識、誘導標識を設置し、平素から関係地域住民に周知を図り、速やかに避難できるようにしておく。指定緊急避難場所や避難所に避難したホームレスについて、住民票の有無等に関わらず適切に受け入れられるよう、地域の実情や他の避難者の心情等について勘案しながら、あらかじめ受け入れる方策について定めるよう努める。</p> <p><u>(追加)</u></p> <p>保健班は、<u>新型コロナウイルス感染症を含む感染症</u>の自宅療養者等の被災に備えて、<u>平常時から</u>総務班との連携の下、ハザードマップ等に基づき、自宅療養者等が危険エリアに居住しているか確認を行うよう努める。また、総務班との連携の下、自宅療養者等の避難の確保に向けた具体的な検討・調整を行うとともに、必要に応じて、自宅療養者等に対し、避難の確保に向けた情報を提供するよう努める。<u>(追加)</u></p> <p>1 指定緊急避難場所・指定避難所の確保</p> <p>(1) 指定緊急避難場所及び指定避難所の設置</p>	<p>4 民間の協力</p> <p>市は、災害時における民間の積極的な協力が得られるよう、各種の協定を推進する。市では、災害時における物資の供給、応急復旧作業、災害緊急放送等に関する協定を締結している。</p> <p>また、消防団協力事業所制度を推進し、協力体制の強化を行っている。<u>市は、輸送協定を締結した民間事業者の車両はあらかじめ緊急通行車両確認標準等の交付ができることについて、周知及び普及を図るものとする。</u></p> <p>第13 災害復旧・復興への備え</p> <p>1 災害廃棄物の発生への対応</p> <p>市は、災害廃棄物の発生を抑制するため、建築物の耐震化等に努める。</p> <p>市は、災害廃棄物の処理に係る国の「災害廃棄物対策指針」に基づき、適正かつ円滑・迅速に災害廃棄物を処理できるよう、災害廃棄物の仮置場の確保や運用方針、一般廃棄物（避難所ごみや仮設トイレのし尿等）の処理を含めた災害時の廃棄物の処理体制・<u>役割分担、手順</u>、周辺の地方公共団体や民間事業者等との連携・協力のあり方、<u>住民やボランティアセンターへの周知方法</u>等について、災害廃棄物処理計画において具体的に示す。<u>また、廃棄物発生量の推計根拠となる被災家屋棟数等の情報を収集する体制を検討するものとする。</u></p> <p>(略)</p> <p>2 遺体安置所の指定</p> <p><u>市は、県や警察と連携・調整のうえ、遺体の安置所として使用可能な施設（寺院、公共建築物等）をあらかじめ複数箇所指定するものとする。</u></p> <p>3 各種データの整備保全</p> <p>(略)</p> <p>4 男女共同参画の視点</p> <p>(略)</p> <p>第5節 救援・救護体制の整備</p> <p>(略)</p> <p>第3 緊急避難場所・避難所・生活救援物資等の確保</p> <p>市は、災害発生時における住民避難のため、あらかじめ指定緊急避難場所及び指定避難所の指定を行うなど、住民の安全の確保に努める。</p> <p>また、被災生活が長期化した場合等の生活を確保するため、あらかじめ生活必需物資の確保等を行う。</p> <p>さらに、指定緊急避難場所・指定避難所及び周辺道路に案内標識、誘導標識を設置し、平素から関係地域住民に周知を図り、速やかに避難できるようにしておく。指定緊急避難場所や避難所に避難したホームレスについて、住民票の有無等に関わらず適切に受け入れられるよう、地域の実情や他の避難者の心情等について勘案しながら、あらかじめ受け入れる方策について定めるよう努める。</p> <p><u>また、平常時から、被災者支援の仕組みを担当する部局を明確化し、地域に応じ、災害ケースマネジメント（一人ひとりの被災者の状況を把握した上で、関係者が連携して、被災者に対するきめ細やかな支援を継続的に実施する取組）などの被災者支援の仕組み等に努めるものとする。</u></p> <p>保健班は、<u>新型インフルエンザ等感染症等（指定感染症及び新感染症を含む。）</u>発災時における自宅療養者等の被災に備えて、<u>災害発生前</u>から総務班との連携の下、ハザードマップ等に基づき、自宅療養者等が危険エリアに居住しているか確認を行うよう努める。また、総務班との連携の下、自宅療養者等の避難の確保に向けた具体的な検討・調整を行うとともに、必要に応じて、自宅療養者等に対し、避難の確保に向けた情報を提供するよう努める。<u>これらのことが円滑に行えるよう新型インフルエンザ等感染症等発生前から関係機関との調整に努めるものとする。</u></p> <p>1 指定緊急避難場所・指定避難所の確保</p> <p>(1) 指定緊急避難場所及び指定避難所の設置</p>	<p>国の防災基本計画の記載に合わせて修正</p> <p>災害対応検証を踏まえた県防災計画の修正に伴う変更</p> <p>国の防災基本計画の記載に合わせて修正</p>
--	--	---

<p>市は、施設の管理者の同意を得たうえで、あらかじめ、必要に応じ、災害対策基本法施行令の定める基準により指定緊急避難場所及び指定避難所を指定しておく。また、市は、一般の避難所では生活することが困難な障害者、医療的ケアを必要とする者等の要配慮者のため、社会福祉施設等の福祉避難所を指定するよう努める。<u>(追加)</u>。特に、医療的ケアを必要とする者に対しては、<u>人口呼吸器や吸引器等の医療機器の電源の確保等、必要配慮をするよう努める。</u></p> <p>(略)</p> <p>さらに、避難生活が必要な住民に対しては、避難所が過密になることを防ぐため、可能な場合には親戚や友人の家等への分散避難を基本とする。ハザードマップ等を踏まえて、自宅等で身の安全を確保することができる場合は、住民自らの判断で「屋内安全確保」を行うことや、避難時の周囲の状況等により指定緊急避難場所等への避難がかえって危険を伴う場合は、「緊急安全確保」を行うべきことについても検討するよう周知に努める。<u>(追加)</u></p> <p>(管理体制の整備)</p> <p>指定緊急避難場所については、災害の危険が切迫した緊急時において、施設の開放を行う担当者をあらかじめ定める等管理体制を整備しておく。<u>(追加)</u></p> <p>(略)</p> <p>(必要に応じて近隣市町村に設置)</p> <p>市は、災害時には、必要に応じ、<u>高齢者等避難</u>の発令等とあわせて指定緊急避難場所を開設し、住民等に対し周知徹底を図る。また、災害の想定等により必要に応じて、近隣の市町村の協力を得て、指定緊急避難場所を近隣市町村に設ける。</p> <p>また、平常時から、指定避難所の場所、収容人数 <u>(追加)</u> 等について、住民への周知徹底を図るものとする。また、災害時に指定避難所の開設状況や混雑状況等を周知することも想定し、ホームページやアプリケーション等の多様な手段の整備に努めるものとする。</p> <p>市は、福祉避難所について、受入れを想定していない避難者が避難してくることがないよう、必要に応じて、あらかじめ福祉避難所として指定避難所を指定する際に、受入れ対象者を特定して公示するよう努める。</p> <p>また、前述の公示を活用しつつ、社会福祉避難所で受け入れるべき要配慮者を事前に調整の上、個別避難計画等を作成し、要配慮者が、避難が必要となった際に福祉避難所へ直接避難することができるよう努める。<u>(追加)</u></p> <p>(2) 指定避難所における施設、設備の整備</p> <p>市は指定避難所において、避難市民の生活を確保するため、<u>(追加)</u> 次に掲げるような施設、設備の整備に努める。また、県においても、当該施設、設備等の整備を支援する。<u>(追加)</u></p> <p>ア 指定避難所又はその近傍で、地域完結型の備蓄施設を確保し、水、食料、非常用電源、常備薬、マスク、消毒薬、<u>(追加)</u> 炊出し用具、毛布、暖房器具等避難生活に最低限必要な物資、資機材の整備に努める <u>(追加)</u>。なお、備蓄物資の調達に当たっては、要配慮者、女性、子どもにも配慮 <u>(追加)</u> する。</p> <p>イ 井戸、<u>(追加)</u> 仮設（簡易）トイレ、<u>(追加)</u> マット、<u>(追加)</u> 非常用電源、衛星通信等の通信機器等避難生活に必要な施設、設備の整備に努めるほか、ラジオ、テレビ、無線LAN等災害情報の入手に資する機器を整備する <u>(追加)</u>。</p> <p>また、必要に応じ、換気、照明等、避難生活の環境を良好に保つための設備の整備に努めると</p>	<p>市は、施設の管理者の同意を得たうえで、あらかじめ、必要に応じ、災害対策基本法施行令の定める基準により指定緊急避難場所及び指定避難所を指定しておく。また、市は、一般の避難所では生活することが困難な障害者、医療的ケアを必要とする者等の要配慮者のため、社会福祉施設等の福祉避難所を指定するよう努めるとともに、<u>要配慮者に対して円滑な情報伝達ができるよう、多様な情報伝達手段の確保に努めるものとする。</u> 特に、医療的ケアを必要とする者に対しては、<u>人工呼吸器や吸引器等の医療機器の電源の確保等、必要配慮をするよう努める。</u></p> <p>(略)</p> <p>さらに、避難生活が必要な住民に対しては、避難所が過密になることを防ぐため、可能な場合には親戚や友人の家等への分散避難を基本とする。ハザードマップ等を踏まえて、自宅等で身の安全を確保することができる場合は、住民自らの判断で「屋内安全確保」を行うことや、避難時の周囲の状況等により指定緊急避難場所等への避難がかえって危険を伴う場合は、「緊急安全確保」を行うべきことについても検討するよう周知に努める。<u>また、獣医師会等と連携し、家庭動物の飼い主へ災害対策について啓発するものとする。</u></p> <p>(管理体制の整備)</p> <p>指定緊急避難場所については、災害の危険が切迫した緊急時において、施設の開放を行う担当者をあらかじめ定める等管理体制を整備しておく。<u>また、市は、避難者が迅速に避難できるよう、市職員や施設管理者が不在でも指定避難所を開設できるよう、自主防災組織と連携した解錠等について推進し、施設内の安全管理手順を整理し、住民と共有するよう努めるものとする。</u></p> <p>(略)</p> <p>(必要に応じて近隣市町村に設置)</p> <p>市は、災害時には、必要に応じ、<u>避難情報</u>の発令等とあわせて指定緊急避難場所を開設し、住民等に対し周知徹底を図る。また、災害の想定等により必要に応じて、近隣の市町村の協力を得て、指定緊急避難場所を近隣市町村に設ける。</p> <p>また、平常時から、指定避難所の場所、収容人数、<u>家庭動物の受け入れ方法</u>等について、住民への周知徹底を図るものとする。また、災害時に指定避難所の開設状況や混雑状況等を周知することも想定し、ホームページやアプリケーション等の多様な手段の整備に努めるものとする。</p> <p>市は、福祉避難所について、受入れを想定していない避難者が避難してくることがないよう、必要に応じて、あらかじめ福祉避難所として指定避難所を指定する際に、受入れ対象者を特定して公示するよう努める。</p> <p>また、前述の公示を活用しつつ、福祉避難所で受け入れるべき要配慮者を事前に調整の上、個別避難計画等を作成し、要配慮者が、避難が必要となった際に福祉避難所へ直接避難することができるよう努める。<u>さらに、市は、県と連携し、福祉避難所への円滑な避難のため、各施設の設備や利用可能なスペースを把握、リスト化し、施設ごとに受け入れることが可能な要支援者を明確化しておくものとする。</u></p> <p>(2) 指定避難所における施設、設備の整備</p> <p>市は指定避難所において、避難市民の生活を確保するため、<u>あらかじめ、トイレ、キッチン、ベッド、シャワー等の避難所の環境改善に必要な機能を整理し、</u>次に掲げるような施設、設備の整備に努める。また、県においても、当該施設、設備等の整備を支援する。<u>さらに、必要な施設、設備の確保のため、民間事業者等との災害時応援協定の締結を促進する。</u></p> <p>ア 指定避難所又はその近傍で、地域完結型の備蓄施設を確保し、水、食料、非常用電源、常備薬、マスク、消毒薬、<u>生理用品、ベッド、パーテーション、テント</u>、炊出し用具、毛布、暖房器具等避難生活に最低限必要な物資、資機材の整備に努めるとともに、<u>ベッド、パーテーション、テント等を避難所開設当初から円滑に設置できる体制の整備に努めるものとする。</u>なお、備蓄物資の調達に当たっては、要配慮者、女性、子どもにも配慮し、<u>便利で使いやすい備蓄品を導入するなど令和6年能登半島地震における課題等を踏まえ品目・数量を検討</u>する。</p> <p>イ 井戸、<u>給水タンク</u>、仮設（簡易）トイレ、<u>マンホールトイレ</u>、マット、<u>ガス設備</u>、非常用電源、衛星通信等の通信機器等避難生活に必要な施設、設備の整備に努めるほか、ラジオ、テレビ、無</p>	<p>誤字修正</p> <p>災害対応検証を踏まえた県防災計画の修正に伴う変更</p> <p>実態に合わせて修正</p> <p>国の防災基本計画の記載に合わせて修正</p> <p>災害対応検証を踏まえた県防災計画の修正に伴う変更</p>
---	--	--

<p>ともに、空調、洋式トイレなど、高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦等の要配慮者にも配慮した避難の実施に必要な施設・設備の整備に努める。さらに、停電時においても、施設・整備の機能が確保されるよう、再生可能エネルギーの活用を含めた非常発電設備等の整備に努めるものとする。</p> <p>(3) 指定避難所における運営体制の整備 <u>(追加)</u> 指定避難所においては、多種多様な問題が発生することが予想されるため、市は、県の作成する避難所運営マニュアル策定指針に従って、避難所運営マニュアルを作成し、地域ごとの実情を踏まえた避難所運営体制の整備を図り、マニュアルの作成、<u>(追加)</u> 訓練等を通じて、避難所の運営管理のために必要な知識等の普及に努める。この際、住民等への普及に当たっては、住民等が主体的に避難所を運営できるように配慮するよう努める。特に、夏季には熱中症の危険性が高まるため、熱中症の予防や対処法に関する普及啓発に努める。</p> <p>なお、市は、指定管理施設が指定避難所となっている場合には、指定管理者との間で事前に避難所運営に関する役割分担等を定めるよう努める。</p> <p>また、市及び各避難所の運営者は、避難所の良好な生活環境の継続的な確保のために、<u>(追加)</u> 専門家、NPO・ボランティア <u>(追加)</u> 等との定期的な情報交換 <u>(追加)</u> に努める。<u>(追加)</u></p> <p>また、避難所における新型コロナウイルス対策など、新たな課題が生じた場合には、県が改正する策定指針に従い改正するよう努める。</p> <p style="text-align: right;">【指定避難所一覧】・・・資料編「5-1」 【指定緊急避難場所一覧】・・・資料編「5-3」 <u>(追加)</u></p> <p><u>(追加)</u></p> <p>(略)</p> <p>6 飲料水、食料及び生活必需品等の確保</p> <p>大規模な災害が発生した場合、ライフラインや道路等の損壊により、流通機構は一時的に麻痺状態になることが予想されることから、被災者に最低限の食料、飲料水及び生活必需品等の供給が円滑に行えるよう、現物備蓄や流通備蓄の体制をあらかじめ定めておく必要がある。</p> <p>市は、平時から、訓練等を通じて、物資の備蓄状況や運送手段の確認を行うとともに、災害協定を締結した民間事業者等の発生時の連絡先、要請手続等の確認を行うよう努めるものとする。</p> <p>なお、市は、大規模な災害発生のおそれがある場合、事前に国の物資調達・郵送調整等支援システムを用いて備蓄状況の確認を行うとともに、あらかじめ登録されている物資の輸送拠点を速やかに開設できるよう、物資の輸送拠点の管理者の連絡先や開設手続を関係者間で共有するなど、備蓄物資</p>	<p>線LAN等災害情報の入手に資する機器を整備するとともに<u>令和6年能登半島地震において活用されたトイレカー、断水時に使用可能な水循環型シャワー等の整備について民間事業者との協定についても検討する。</u></p> <p>また、必要に応じ、換気、照明等、避難生活の環境を良好に保つための設備の整備に努めるとともに、空調、洋式トイレなど、高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦等の要配慮者にも配慮した避難の実施に必要な施設・設備の整備に努める。さらに、停電時においても、施設・整備の機能が確保されるよう、再生可能エネルギーの活用を含めた非常発電設備等の整備に努めるものとする。</p> <p>(3) 指定避難所における運営体制の整備 <u>ア</u> 指定避難所においては、多種多様な問題が発生することが予想されるため、市は、県の作成する避難所運営マニュアル策定指針に従って、避難所運営マニュアルを作成し、地域ごとの実情を踏まえた避難所運営体制の整備を図り、マニュアルの作成、<u>定期的な</u>訓練等を通じて、避難所の運営管理のために必要な知識等の普及に努める。この際、住民等への普及に当たっては、住民等が主体的に避難所を運営できるように配慮するよう努める。特に、夏季には熱中症の危険性が高まるため、熱中症の予防や対処法に関する普及啓発に努める。</p> <p>なお、市は、指定管理施設が指定避難所となっている場合には、指定管理者との間で事前に避難所運営に関する役割分担等を定めるよう努める。</p> <p>また、市及び各避難所の運営者は、避難所の良好な生活環境の継続的な確保のために、<u>避難所運営のノウハウを有する専門家、NPO・ボランティア・民間事業者</u>等との定期的な情報交換を行い、<u>連携を強化し、円滑な避難所運営ができる体制の整備</u>に努める。<u>さらに、県及び市町村は、保健師、福祉関係者、NPO等の様々な主体が地域の実情に応じて実施している状況把握の取組みを迅速に行うことができるよう事前に実施主体間の調整を行うとともに、状況把握が必要な対象者や優先順位、個人情報利用目的や共有範囲について、あらかじめ、検討するよう努めるものとする。</u></p> <p>また、避難所における感染症対策など、新たな課題が生じた場合には、県が改正する策定指針に従い改正するよう努める。</p> <p style="text-align: right;">【指定避難所一覧】・・・資料編「5-1」 【指定緊急避難場所一覧】・・・資料編「5-3」 <u>【地域避難所一覧】・・・資料編「5-4」</u></p> <p><u>イ</u> 市は、<u>国や県の実証事業やマイナンバー等を活用した先行事例を踏まえ、避難所運営や避難者情報管理のデジタル化の推進に努めるものとする。</u></p> <p><u>ウ</u> 市は、<u>在宅避難者等が発生する場合や、避難所のみで避難者等を受け入れることが困難となる場合に備えて、あらかじめ、地域の实情に応じ、在宅避難者等が利用しやすい場所に在宅避難者等の支援のための拠点を設置すること等、在宅避難者等の支援方策を検討するものとする。</u></p> <p><u>エ</u> 市は、<u>やむを得ず車中泊により避難生活を送る避難者や、在宅避難者等が発生する場合は、車中泊避難者のための専用スペースの確保や、在宅避難者の支援拠点を確保を検討するとともに、関係機関と連携し、災害ケースマネジメントなどの被災者支援体制の整備に努めるものとする。</u></p> <p>(略)</p> <p>6 飲料水、食料及び生活必需品等の確保</p> <p>大規模な災害が発生した場合、ライフラインや道路等の損壊により、流通機構は一時的に麻痺状態になることが予想されることから、被災者に最低限の食料、飲料水及び生活必需品等の供給が円滑に行えるよう、現物備蓄や流通備蓄の体制をあらかじめ定めておく必要がある。</p> <p>市は、平時から、訓練等を通じて、物資の備蓄状況や運送手段の確認を行うとともに、災害協定を締結した民間事業者等の発生時の連絡先、要請手続等の確認を行うよう努めるものとする。</p> <p>なお、市は、大規模な災害発生のおそれがある場合、事前に国の物資調達・輸送調整等支援システムを用いて備蓄状況の確認を行うとともに、あらかじめ登録されている物資の輸送拠点を速やかに開設できるよう、物資の輸送拠点の管理者の連絡先や開設手続を関係者間で共有するなど、備蓄物資の提供を</p>	<p>災害対応検証を踏まえた県防災計画の修正に伴う変更</p> <p>国の防災基本計画の記載に合わせて修正</p> <p>資料編追加による追加 災害対応検証を踏まえた県防災計画の修正に伴う変更 国の防災基本計画の記載に合わせて修正</p>
---	---	---

<p>の提供を含め、速やかな物資支援のための準備に努める。<u>(追加)</u></p> <p>また、災害時に必要不可欠な最低限の食料、飲料水及び生活必需品については、「個人で備蓄しておくことが基本である。」という認識により、個人備蓄の啓発・奨励を行う。 <u>(追加)</u></p> <p>(略)</p> <p>(2) 食料の確保 エ 輸送 (略)</p> <p>(イ) 市は、物資の輸送や保管・管理の手段を確保するため、物流・倉庫等の関係団体と協定を締結し、協力依頼しておく。<u>(追加)</u></p> <p>(3) 生活必需品の確保 ア 生活必需品の備蓄、調達 (ア) 市は、生活必需品を備蓄するとともに、災害時において相互に融通するなど隣接市町村と連携を図る。特に、被災時には輸送手段等が混乱するため、指定避難所ごと又はその近傍における分散備蓄を進める。<u>(追加)</u></p> <p>(略)</p> <p>(ウ) 市は、住民の家族構成に応じた最低3日間分(推奨1週間分)の携帯トイレ・簡易トイレ。<u>(追加)</u>、トイレトペーパーなど生活必需品の備蓄を積極的に啓発し、奨励する。 (略) <u>(追加)</u></p> <p>第4 災害救援ボランティア活動の支援</p> <p>災害時において、市、県及びその他の防災関係機関は、被災者の救助・救援活動、ライフラインの復旧など、災害対応の中心的な役割を担っており、また、住民は、自主防災という点で各自の行動が期待される。</p> <p>しかし、行政や自主防災組織(地域住民)の対応力を超える災害においては、被災地の様々なニーズが増大し、ボランティアの迅速かつ、きめ細かな対応が必要とされる。</p> <p>効果的な災害対策活動を展開するためには、ボランティアの養成とともに、ボランティアと被災者をつなぐ連絡調整機能やボランティア相互の連携が不可欠であり、富山県民ボランティア総合支援センター、富山県社会福祉協議会、市社会福祉協議会、日本赤十字社富山県支部、<u>ボランティア関係機関・団体等の連携により</u>、災害時において、<u>ボランティアの受入れ</u>が円滑に行われるよう活動環境の整備を行う。</p> <p>(略) <u>(追加)</u></p>	<p>含め、速やかな物資支援のための準備に努める。特に、<u>交通の途絶等により地域が孤立した場合でも食料・飲料水・医薬品等の救援物資の緊急輸送が可能となるよう、無人航空機等の空路を使用した輸送手段の確保に努めるものとする。</u></p> <p>また、災害時に必要不可欠な最低限の食料、飲料水及び生活必需品については、「個人で備蓄しておくことが基本である。」という認識により、個人備蓄の啓発・奨励を行う。</p> <p><u>さらに、物資の迅速な配布のため、保管場所について、各地区の拠点となる避難所での分散備蓄など、備蓄拠点配置の最適化について検討する。また、迅速な物資の配布のため、備蓄物資のリストや保管場所等を自主防災組織等の関係者と共有し、連携の強化を図る。</u></p> <p>(略)</p> <p>(2) 食料の確保 エ 輸送 (略)</p> <p>(イ) 市は、物資の輸送や保管・管理の手段を確保するため、物流・倉庫等の関係団体と協定を締結し、協力依頼しておく<u>とともに、訓練を実施し輸送体制の強化を図るものとする。</u></p> <p>(3) 生活必需品の確保 ア 生活必需品の備蓄、調達 (ア) 市は、生活必需品を備蓄するとともに、災害時において相互に融通するなど隣接市町村と連携を図る。特に、被災時には輸送手段等が混乱するため、指定避難所ごと又はその近傍における分散備蓄を進める。<u>また、市は、被災実績や他自治体の被災事例等を踏まえ、備蓄物資(毛布、ストーブ等)の内容・数量等を適宜見直すものとする。なお、生活必需品の調達に当たっては、要配慮者、女性、子供にも配慮し、便利で使いやすい物資を導入するなど、最新の動向を踏まえ検討するとともに、現物備蓄に限界があることを踏まえ、必要に応じて子育て支援ネットワーク等の関係団体を紹介する体制を確保する。</u></p> <p>(略)</p> <p>(ウ) 市は、住民の家族構成に応じた最低3日間分(推奨1週間分)の携帯トイレ・簡易トイレ・<u>トイレ凝固剤</u>、トイレトペーパーなど生活必需品の備蓄を積極的に啓発し、奨励する。 (略) <u>(カ) 市は、住民や自主防災組織が自助、共助の観点から備蓄すべき生活必需品を周知し、備蓄を積極的に啓発するとともに、県及び市が備蓄する品目以外の個人備蓄を奨励するものとする。</u></p> <p>第4 災害救援ボランティア活動の体制強化</p> <p>災害時において、市、県及びその他の防災関係機関は、被災者の救助・救援活動、ライフラインの復旧など、災害対応の中心的な役割を担っており、また、住民は、自主防災という点で各自の行動が期待される。</p> <p>しかし、行政や自主防災組織(地域住民)の対応力を超える災害においては、被災地の様々なニーズが増大し、ボランティアの迅速かつ、きめ細かな対応が必要とされる。</p> <p>効果的な災害対策活動を展開するためには、ボランティアの養成とともに、ボランティアと被災者をつなぐ連絡調整機能やボランティア相互の連携が不可欠であり、富山県民ボランティア総合支援センター、富山県社会福祉協議会、市社会福祉協議会、日本赤十字社富山県支部及びNPO等との連携を図るとともに、<u>災害中間支援機構(NPO・ボランティア等の活動支援や活動調整を行う組織)を含めた連携体制の構築を図り</u>、災害時において、<u>防災ボランティア活動</u>が円滑に行われるよう活動環境の整備を図るものとする。</p> <p>(略)</p> <p>3 災害中間支援組織の育成</p> <p>市は、災害発生時における官民連携体制の強化を図るため、<u>地域防災計画等において、災害救援ボランティアセンターを運営する者(市社会福祉協議会等)との役割分担等を定めるよう努めるものとする。</u></p>	<p>国の防災基本計画の記載に合わせて修正</p> <p>国の防災基本計画の記載に合わせて修正</p> <p>災害対応検証を踏まえた県防災計画の修正に伴う変更</p> <p>災害対応検証を踏まえた県防災計画の修正に伴う変更</p> <p>国の防災基本計画の記載に合わせて修正</p>
---	---	---

<p><u>3</u> ボランティアの受入体制の整備 <u>(追加)</u></p> <p>(1) 災害ボランティアコーディネーター等の養成 市は、ボランティア関係機関・団体等と相互に連携し、ボランティアとして支援したい人と支援を求める人とをつなぐ災害救援ボランティアコーディネーター等の養成を促進する。</p> <p>(2) 災害救援ボランティア活動マニュアルの運用 市は、富山県災害救援ボランティア活動指針との一体的な運用に配慮しつつ、地域の実情に応じた災害救援ボランティア活動マニュアルを作成しており、災害時にはこのマニュアルを適正に運用し、救援ボランティアの円滑な受け入れと効果的な活動を実現する。</p> <p>(3) 防災訓練への参加 <u>(追加)</u> 市は、総合防災訓練等への災害救援ボランティアコーディネーター等及びボランティアの積極的な参加を呼びかける。<u>(追加)</u></p> <p><u>(追加)</u></p> <p>第5 孤立集落の予防 1 実態の調査等 市は、孤立のおそれのある集落について、富山県孤立集落予防・応急対策指針に基づき一体的な運用が図られるよう地域の実態調査をもとに台帳を作成するとともに、万々に備えた救助計画を策定しておく。</p> <p style="text-align: center;">【孤立の可能性のある集落】・・・資料編「9-4」</p> <p><u>(追加)</u></p> <p><u>2</u> 孤立集落の機能維持 (略)</p> <p><u>3</u> 通信連絡体制の整備 (略)</p> <p><u>4</u> 事前措置 (略)</p> <p><u>(追加)</u></p> <p><u>(追加)</u></p>	<p>特に災害救援ボランティアセンターの設置予定場所については、市の地域防災計画に明記する、相互に協定を締結する等により、あらかじめ明確化しておくよう努めるものとする。</p> <p><u>4</u> ボランティアの受入体制の整備 <u>(1) NPO・ボランティア関係機関・団体等との連携</u> 市は、ボランティア関係機関・団体等と連携を図るとともに、災害中間支援組織を含めた連携体制の構築を図り、災害救援ボランティア活動が円滑に行われるよう、受援体制の整備に努めるものとする。</p> <p>(2) 災害ボランティアコーディネーター等の養成 市は、ボランティア関係機関・団体等と相互に連携し、ボランティアとして支援したい人と支援を求める人とをつなぐ災害救援ボランティアコーディネーター等の養成を促進する。</p> <p>(3) 災害救援ボランティア活動マニュアルの運用 市は、富山県災害救援ボランティア活動指針との一体的な運用に配慮しつつ、地域の実情に応じた災害救援ボランティア活動マニュアルを作成しており、災害時にはこのマニュアルを適正に運用し、救援ボランティアの円滑な受け入れと効果的な活動を実現する。</p> <p>(4) 防災訓練への参加・<u>研修等の実施</u> 市は、総合防災訓練等への災害救援ボランティアコーディネーター等及びボランティアの積極的な参加を呼びかけるとともに、ボランティア関係機関・団体、自治会、自主防災組織等との連携のあり方について訓練を通して検証する。</p> <p><u>(5) 資機材の整備及び活用体制の構築</u> ボランティア活動に必要な資機材及びストックヤードを整備するとともに、資機材の活用ネットワークに関する会議等において資機材活用体制の構築に関する検討を行う。</p> <p>第5 孤立集落の予防 1 実態の調査等 市は、孤立化のおそれのある集落と各集落の課題の把握に努めるとともに、「富山県孤立集落予防・応急対策指針」により、孤立集落の予防対策・応急対策の推進に取り組むものとする。 また、防災関係機関や民間事業者と連携し、孤立集落の発生状況に対する上空からの把握や、無人航空機による物資輸送等を行える体制の整備を推進するとともに、万々に備えた救助計画を策定し、訓練を実施するものとする。</p> <p><u>2</u> 防災力向上への支援 市は、孤立化のおそれのある集落における地区防災計画や、停電や断水等のライフラインの途絶に対応できるオフグリッド化のための資機材整備等の自主防災組織の防災力向上への支援に取り組むものとする。</p> <p><u>3</u> 孤立集落の機能維持 (略)</p> <p><u>4</u> 通信連絡体制の整備 (略)</p> <p><u>5</u> 事前措置 (略)</p> <p><u>(2) 対応手順の整理</u> 複数箇所集落が孤立化することを想定し、行政としての対応手順（集落内の状況確認体制、道路啓開等の優先順位の基本的な考え方）を整理する。</p> <p><u>(3) アクセスルートの確保対策</u> 道路ネットワークが脆弱な地域への対応を考慮した道路啓開計画を作成し、計画的な道路整備に取り組む。また、市は、季節や気象条件を考慮した孤立集落へのアクセス方法を検討し、空からの救</p>	<p>せて修正</p> <p>災害対応検証を踏まえた県防災計画の修正に伴う変更</p> <p>災害対応検証を踏まえた県防災計画の修正に伴う変更</p> <p>災害対応検証を踏まえた県防災</p>
--	--	---

<p>(2) 救急、救助実施計画 (略)</p> <p>第8節 防災行動力の向上 第1 防災意識の高揚</p> <p>風水害による被害を最小限にとどめるためには、地域住民をはじめ防災関係機関等が、風水害に関する知識と各自の防災対応について、日頃から習熟しておくことが不可欠である。</p> <p>このため、市をはじめ防災関係機関は、地域住民の防災意識の高揚を図るとともに、家庭や職場、学校・保育園などにおける地域の防災行動力を向上させるため、気候変動の影響も踏まえつつ、防災知識の普及啓発、防災教育の推進に努める。その際、高齢者、障害者、外国人、乳幼児、妊産婦等の要配慮者の多様なニーズに十分配慮し、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等双方の視点に十分配慮する <u>(追加)</u>。</p> <p>(略)</p> <p>1 地域住民に対する防災知識の普及</p> <p>地域住民に対し、専門家の知見も活用しながら、最低3日間分(推奨1週間分)の食料・飲料水等の個人備蓄、非常持出品の準備等家庭での予防・安全対策及び災害発生時にとるべき行動など防災知識の普及啓発を図る。また、防災週間や防災関連行事等を通じ、住民に対し、災害時のシミュレーション結果 <u>(追加)</u> 等を示し、その危険性 <u>(追加)</u> を周知する。</p> <p>(略)</p> <p>(2) 普及の内容 (略) <u>(追加)</u></p> <p>2 児童・生徒及び保育園児等に対する防災教育 (1) 防災教育の充実 <u>(追加)</u></p> <p>3 市及び関係機関等の職員に対する教育</p> <p>災害の発生時には、市職員個々の正確な状況判断が要求され、市職員をはじめとした防災関係機関の職員が自発的に責任を持って行動できるよう、次により防災教育の普及徹底 <u>(追加)</u> を図る。</p> <p>(略)</p> <p>(2) 教育内容</p> <p>ア 各機関の災害時初動体制、防災体制と各自の任務分担 <u>(追加)</u> イ <u>(追加)</u> 非常参集の方法 <u>(追加)</u> ウ 風水害の特性 エ 防災知識と技術 オ 防災関係法令の運用</p>	<p><u>助、物資輸送を想定したヘリコプターの離着陸可能な地点の調査に努め、道路の寸断の要因となる恐れのある沿道林の事前伐採に努めるものとする。</u></p> <p>(4) 救急、救助実施計画 (略)</p> <p>第8節 防災行動力の向上 第1 防災意識の高揚</p> <p>風水害による被害を最小限にとどめるためには、地域住民をはじめ防災関係機関等が、風水害に関する知識と各自の防災対応について、日頃から習熟しておくことが不可欠である。</p> <p>このため、市をはじめ防災関係機関は、地域住民の防災意識の高揚を図るとともに、家庭や職場、学校・保育園などにおける地域の防災行動力を向上させるため、気候変動の影響も踏まえつつ、防災知識の普及啓発、防災教育の推進に努める。その際、高齢者、障害者、外国人、乳幼児、妊産婦等の要配慮者の多様なニーズに十分配慮し、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等双方の視点に十分配慮する <u>よう努めることに加え、家庭動物の飼養の有無による被災時のニーズの違いに配慮するよう努めるものとする。</u></p> <p>(略)</p> <p>1 地域住民に対する防災知識の普及</p> <p>地域住民に対し、専門家の知見も活用しながら、最低3日間分(推奨1週間分)の食料・飲料水等の個人備蓄、非常持出品の準備等家庭での予防・安全対策及び災害発生時にとるべき行動など防災知識の普及啓発を <u>多様な手段により推進する。</u> また、防災週間や防災関連行事等を通じ、住民に対し、災害時のシミュレーション結果 <u>や人流データの分析、県民アンケートで把握した令和6年能登半島地震における避難の実態</u> を示し、その危険性 <u>や適切な避難行動の重要性</u> を周知する。</p> <p>(略)</p> <p>(2) 普及の内容 (略) <u>ク デジタル技術の活用</u> 市は、防災アプリや、県のシームレスデジタル防災マップなどの活用を促すとともに、<u>デジタル技術を活用して避難に関する情報を発信し、避難行動を促す仕組みの構築に努めるものとする。災害の危機が迫った際の避難行動について、あらかじめ時系列で整理計画するマイ・タイムラインの作成を通じ、防災意識を高める。</u></p> <p>2 児童・生徒及び保育園児等に対する防災教育 (1) 防災教育の充実 <u>(コ) ハザードマップ等を活用し、住んでいる地域の特徴や過去の風水害の教訓等について継続的な防災教育に努めるものとする。</u></p> <p>3 市及び関係機関等の職員に対する教育</p> <p>災害の発生時には、市職員個々の正確な状況判断が要求され、市職員をはじめとした防災関係機関の職員が自発的に責任を持って行動できるよう、次により防災教育を普及徹底し、<u>職員の災害対応能力の向上</u> を図る。</p> <p>(略)</p> <p>(2) 教育内容</p> <p>ア 各機関の災害時初動体制、防災体制と各自の任務分担 <u>と指揮命令系統</u> イ <u>職員の安否確認の実施基準</u> と非常参集の方法 ウ <u>業務継続計画(BCP)の理解と運用</u> エ 風水害の特性 オ 防災知識と技術 カ 防災関係法令の運用</p>	<p>計画の修正に伴う変更</p> <p>国の防災基本計画の記載に合わせ修正</p> <p>災害対応検証を踏まえた県防災計画の修正に伴う変更</p> <p>震災編に合わせて追加</p> <p>災害対応検証を踏まえた県防災計画の修正に伴う変更</p>
---	--	--

<p><u>(追加)</u> <u>(追加)</u> <u>(追加)</u> <u>カ</u> その他必要な事項</p> <p>第2 自主防災組織の強化等 (略) 市は、地域における防災活動の中心として、住民による防災組織が自主的に結成されるよう指導するとともに、防災活動を有効に実施するための防災資機材の<u>配備 (追加)</u>等を進め、地域における防災行動力の向上に努める。</p> <p>(略)</p> <p>1 地域における自主防災組織の充実 (1) 自主防災組織の結成 イ 自主防災組織の活動基準 (略) (イ) 災害時の活動 a 情報の収集伝達 <u>(追加)</u> b 出火防止及び初期消火 c 救出、救護活動 d 避難及び避難誘導の実施 e 給食、救護物資の配布及びその協力</p> <p>(2) 防災士の養成と自主防災組織の育成 災害時において重要な役割を担う自主防災組織 <u>(追加)</u> の育成充実を図るため、市は各自主防災組織に <u>きめこまやかな指導・助言ができる防災士を配置する養成事業を行うとともに、地域において、防災リーダーとなる南砺市防災ころも隊と連携し、地域防災力の強化に努める。また、</u> 防災活動に必要な各種マニュアルの作成配布、リーダー養成講習会の実施、防災講習会等の開催など、教育訓練を受ける機会 <u>(追加)</u> の提供に努める。 また、自主防災意識の高揚を図るため、自主防災組織による地域の被災・防災の歴史の発掘・普及活動等を促進する。</p> <p>(3) 自主防災組織の活動環境の整備 市は、自主防災組織を活性化し、災害時に効果的な活動をするために、活動に使用する資機材の整備や各種訓練を行うための広場、消防水利を整備する。 市は、可搬式動力ポンプ、発電機、テント、毛布、無線機、スコップなど自主防災組織が使用する資機材を整備するための支援を行う。 <u>(追加)</u></p> <p>(4) 自主防災組織の訓練の充実 災害時においての迅速、的確な防災行動力を身につけるには、防災訓練を繰り返し行うことが必要である。このため、自主防災組織にあっては、平素から初期消火訓練、<u>(追加)</u> 応急救護訓練、避難訓練 <u>(追加)</u> 等の各種訓練を行い、災害時の防災活動に必要な知識、技術を習得しておくとともに、防災機関等が行う各種訓練に積極的に参加する。 また、市は、自主防災組織が行う各種訓練を充実させるため、積極的に訓練の技術指導を行う。</p> <p>第3 防災訓練の充実 1 総合防災訓練</p>	<p><u>キ</u> 各機関内又は関係機関との円滑な情報共有 <u>ク</u> 事前の備え。(災害対応資機材の保管場所の確認等) <u>ケ</u> 他自治体の防災体制や災害対応 <u>コ</u> その他必要な事項</p> <p>第2 自主防災組織の強化等 (略) 市は、地域における防災活動の中心として、住民による防災組織が自主的に結成されるよう指導するとともに、防災活動を有効に実施するための防災資機材の <u>整備や自主防災組織のニーズを踏まえた支援メニューの検討</u>等を進め、地域における防災行動力の向上に努める。</p> <p>(略)</p> <p>1 地域における自主防災組織の充実 (1) 自主防災組織の結成 イ 自主防災組織の活動基準 (略) (イ) 災害時の活動 a 情報の収集伝達 <u>b 近所への呼びかけ</u> c 出火防止及び初期消火 d 救出、救護活動 e 避難及び避難誘導の実施 f 給食、救護物資の配布及びその協力</p> <p>(2) 防災士の養成と自主防災組織の育成 災害時において重要な役割を担う自主防災組織 <u>や地域の防災リーダー</u> の育成充実を図るため、市は各自主防災組織において、<u>防災の専門知識をもち、避難所運営への参画や、住民主体の地区防災計画の作成を推進できる防災士を数多く養成する、また、女性防災士の養成を推進し、女性の視点や経験を活かした防災活動の強化を図る。併せて、</u> 防災活動に必要な各種マニュアルの作成配布、リーダー養成講習会の実施、防災講習会等の開催など、教育訓練を受ける機会や <u>防災士同士が活動事例を共有する機会、交流する機会</u> の提供に努める。 また、自主防災意識の高揚を図るため、自主防災組織による地域の被災・防災の歴史の発掘・普及活動等を促進する。</p> <p>(3) 自主防災組織の活動環境の整備 市は、自主防災組織を活性化し、災害時に効果的な活動をするために、活動に使用する資機材の整備や各種訓練を行うための広場、消防水利を整備する。 市は、可搬式動力ポンプ、発電機、テント、毛布、無線機、スコップなど自主防災組織が使用する資機材を整備するための支援を行う。 <u>また、孤立化のおそれのある集落の自主防災組織による停電・断水を想定したオフグリッド型の資機材に対しても整備するための支援を行うものとする。</u></p> <p>(4) 自主防災組織の訓練の充実 災害時においての迅速、的確な防災行動力を身につけるには、防災訓練を繰り返し行うことが必要である。このため、自主防災組織にあっては、平素から初期消火訓練、<u>安否確認訓練</u>、応急救護訓練、避難訓練、<u>避難所開設・運営訓練</u>等の各種訓練を行い、災害時の防災活動に必要な知識、技術を習得しておくとともに、防災機関等が行う各種訓練に積極的に参加する。 また、市は、自主防災組織が行う各種訓練を充実させるため、積極的に訓練の技術指導を行う。</p> <p>第3 防災訓練の充実 1 総合防災訓練</p>	<p>災害対応検証を踏まえた県防災計画の修正に伴う変更</p> <p>災害対応検証を踏まえた県防災計画の修正に伴う変更</p>
---	---	---

<p>(1) 訓練項目 ア 非常参集訓練 イ 情報収集・伝達訓練 ウ 災害対策本部設置・運営訓練 エ 実地訓練 <u>(追加)</u></p> <p>(2) 訓練への参加 総合防災訓練には、地域住民や多くの機関が参加して実施することが効果的であることから、地域住民や関係機関は積極的に参加し、自らの役割や行動要領 <u>(追加)</u> の習得に努める。</p> <p>2 個別防災訓練 (1) 非常参集訓練 市は、災害発生時における応急対策の万全を期すため、必要な職員 <u>の動員体制を整備し</u>、各機関の配備計画に基づき非常参集訓練を実施する。</p> <p>(2) 災害対策本部の設置・運営訓練 市は、発災直後における災害対策本部の円滑な立ち上げと初動対応に関する的確な情報収集・伝達、判断力等の養成を図り、また、本計画等に定める応急対策活動の習熟と検討・検証の機会とするため、ロールプレイング方式などによる図上訓練を実施する。 <u>(追加)</u></p> <p><u>(追加)</u></p> <p>(3) 避難訓練 (略)</p> <p>(4) 水防訓練 (略)</p> <p>(5) 非常通信訓練 (略)</p> <p>(6) 観光施設等における防災訓練の実施 (略)</p> <p>(7) その他の訓練 防災関係機関は、それぞれ定めた防災応急対策 (追加) に基づき、図上訓練を含めた各種訓練を実施する。 <u>(追加)</u></p> <p>3 防災訓練における要配慮者への配慮 市、県、防災関係機関、地域住民等が防災訓練を実施する際には、高齢者、障害者、外国人、乳幼</p>	<p>(1) 訓練項目 ア 非常参集訓練 イ 情報収集・伝達訓練 ウ 災害対策本部設置・運営訓練 エ 実地訓練 <u>オ 物資拠点運営・物資輸送訓練</u></p> <p>(2) 訓練への参加 総合防災訓練には、地域住民や多くの機関が参加して実施することが効果的であることから、地域住民や関係機関は積極的に参加し、自らの役割や行動要領 <u>に基づいた適切な避難行動や避難所の開設・運営方法</u> の習得に努める。</p> <p>2 個別防災訓練 (1) 非常参集訓練 市は、災害発生時における応急対策の万全を期すため、必要な職員 <u>の動員体制の整備や参集時のルール・連絡方法、災害対策本部での受付手順等を確認し</u>、各機関の配備計画に基づき非常参集訓練を実施する。</p> <p>(2) 災害対策本部の設置・運営訓練 市は、発災直後における災害対策本部の円滑な立ち上げと初動対応に関する的確な情報収集・伝達、判断力等の養成を図り、また、本計画等に定める応急対策活動の習熟と検討・検証の機会とするため、ロールプレイング方式などによる図上訓練を実施する。</p> <p>(3) 情報収集・伝達訓練 <u>市は、情報収集・伝達に関するマニュアル等を用いて、無人航空機による情報収集や各種情報共有システムの取扱いの習熟に向けた訓練を実施する。併せて、電子機器が使えない事態等を想定し、紙の地図等を用いた情報のとりまとめ訓練等も実施する。また、必要に応じて複数機関による合同訓練を実施する。</u></p> <p>(4) 避難所開設・運営訓練 <u>市及び自主防災組織、防災士等は、事前に作成したマニュアル等を用いて避難所の開設・運営訓練を行う。</u></p> <p>(5) 避難訓練 (略)</p> <p>(6) 水防訓練 (略)</p> <p>(7) 非常通信訓練 (略)</p> <p>(8) 観光施設等における防災訓練の実施 (略)</p> <p>(9) その他の訓練 防災関係機関は、それぞれ定めた防災応急対策や業務継続計画 (BPC) に基づき、図上訓練を含めた各種訓練を実施する。</p> <p>3 <u>地域の住民や団体が主体の訓練の実施促進</u> <u>市は、地域の住民や、事業所、学校等が主体となった地域の災害リスクに基づいた防災訓練が実施されるよう、働きかけるものとする。その際には、夜間等様々な条件に配慮し、きめ細かく実施されるよう助言し、住民の災害時の適切な避難行動や避難先、避難所の開設・運営方法、基本的な防災用資機材の操作方法等の習熟を図るものとする。また、感染症の拡大のおそれがある状況下での災害対応に備え、感染症対策に配慮した避難所開設・運営訓練を積極的に実施するものとする。</u></p> <p>4 防災訓練における要配慮者への配慮 市、県、防災関係機関、地域住民等が防災訓練を実施する際には、高齢者、障害者、外国人、乳幼</p>	<p>災害対応検証を踏まえた県防災計画の修正に伴う変更</p>
--	---	---------------------------------

<p>児、妊産婦等の要配慮者に十分配慮し、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女ニーズの違い等男女双方 <u>(追加)</u> の視点に十分配慮するよう努める <u>(追加)</u> のものとする。市及び県は、災害発生後に、指定避難所や仮設住宅、ボランティアの活動場所等において、被災者や支援者が性暴力・DVの被害者にも加害者にもならないよう、「暴力は許されない」意識普及、徹底を図られるよう努める。</p> <p><u>4</u> 防災行動計画（タイムライン）の効果的な運用 (略)</p> <p>第4 要配慮者の安全確保 1 在宅の要配慮者対策 (1) 避難行動要支援者の支援 ア 避難行動要支援者の把握 (略) 市は、避難行動要支援者に対して、災害発生時に的確な対応ができるよう、避難行動要支援者名簿を作成するとともに、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても名簿の活用に支障が生じないよう、名簿情報の適切な管理に努める。そして、市は、福祉専門職、社会福祉協議会、民生委員・児童委員、地域づくり協議会、地域住民 <u>(追加)</u> 等の避難支援等に携わる関係者と連携して、名簿情報に係る避難行動要支援者ごとに、作成の同意を得て、個別避難計画を作成するよう努める。また、個別避難計画については、避難行動要支援者の状況の変化、ハザードマップの見直しや更新、災害時の避難方法等の変更等を適切に反映したものとなるよう、必要に応じて更新するとともに、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても、計画の活用に支障が生じないよう、個別避難計画情報の適切な管理に努める。 <u>(追加)</u></p> <p>(略) (2) 要配慮者の支援 (略) イ 在宅の要配慮者対策 市は、在宅の高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦などの要配慮者が、災害時に速やかに避難できるよう日頃からの防災知識の普及、啓発に努める <u>(追加)</u>。</p> <p>(略) 3 外国人の安全確保対策 (1) 防災知識の普及・啓発 市は、日本語が不自由な外国人のために、外国語による情報提供など <u>(追加)</u> 日頃からの防災知識の普及・啓発に努める。また、防災訓練の実施に際しては、外国人住民の参加を呼びかける。 (2) 災害時の支援体制の整備 市は、災害時における外国語による災害情報の伝達方策や指定避難所での外国人支援体制の検討及び外国人住民支援のボランティアの育成 <u>(追加)</u> に努める。なお、在日外国人と訪日外国人は、行動特性や情報ニーズが異なることに留意する必要がある。 また、県及び市町村は、国が行う研修を通じて、災害時に行政等から提供される災害や生活支援等に関する情報を整理し、避難所等にいる外国人被災者のニーズとのマッチングを行う災害時外国人支援情報コーディネーターの育成に努める <u>(追加)</u>。</p> <p>(略)</p>	<p>児、妊産婦等の要配慮者に十分配慮し、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女ニーズの違い等男女双方 <u>及び性的少数者の視点に十分配慮するよう努めることに加え、家庭動物の飼養の有無による被災時のニーズの違いに配慮するよう努めるものとする。</u></p> <p>市及び県は、災害発生後に、指定避難所や仮設住宅、ボランティアの活動場所等において、被災者や支援者が性暴力・DVの被害者にも加害者にもならないよう、「暴力は許されない」意識普及、徹底を図られるよう努める。</p> <p><u>5</u> 防災行動計画（タイムライン）の効果的な運用 (略)</p> <p>第4 要配慮者の安全確保 1 在宅の要配慮者対策 (1) 避難行動要支援者の支援 ア 避難行動要支援者の把握 (略) 市は、避難行動要支援者に対して、災害発生時に的確な対応ができるよう、避難行動要支援者名簿を作成するとともに、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても名簿の活用に支障が生じないよう、名簿情報の適切な管理に努める。そして、市は、福祉専門職、社会福祉協議会、民生委員・児童委員、地域づくり協議会、地域住民、<u>NPO</u>等の避難支援等に携わる関係者と連携して、名簿情報に係る避難行動要支援者ごとに、作成の同意を得て、個別避難計画を作成するよう努める。また、個別避難計画については、避難行動要支援者の状況の変化、ハザードマップの見直しや更新、災害時の避難方法等の変更等を適切に反映したものとなるよう、必要に応じて更新するとともに、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても、計画の活用に支障が生じないよう、個別避難計画情報の適切な管理に努める。 <u>さらに、市は、被災者支援業務の迅速化・効率化のため、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の作成等にデジタル技術を活用するよう積極的に検討するものとする。</u></p> <p>(略) (2) 要配慮者の支援 (略) イ 在宅の要配慮者対策 市は、在宅の高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦などの要配慮者が、災害時に速やかに避難できるよう日頃からの防災知識の普及、啓発に努めるとともに <u>要配慮者自身による自助対策（家具の固定、備蓄品や持ち出し品の用意、近所との関係づくりなど）を推奨するものとする。</u></p> <p>(略) 3 外国人の安全確保対策 (1) 防災知識の普及・啓発 市は、日本語が不自由な外国人のために、外国語による情報提供など、 <u>デジタル技術も活用して</u> 日頃からの防災知識の普及・啓発に努める。また、防災訓練の実施に際しては、外国人住民の参加を呼びかける。 (2) 災害時の支援体制の整備 市は、災害時における外国語による災害情報の伝達方策や指定避難所での外国人支援体制の検討及び外国人住民支援のボランティアの育成、 <u>外国人住民の居住地の把握</u> に努める。なお、在日外国人と訪日外国人は、行動特性や情報ニーズが異なることに留意する必要がある。 また、県及び市町村は、国が行う研修を通じて、災害時に行政等から提供される災害や生活支援等に関する情報を整理し、避難所等にいる外国人被災者のニーズとのマッチングを行う災害時外国人支援情報コーディネーターの育成に努めるとともに、 <u>富山県災害多言語支援センター・NPO等の通訳ボランティアと連携した避難所運営訓練の実施や、多言語翻訳機やアプリなどの活用を検討する。</u></p> <p>(略)</p>	<p>災害対応検証を踏まえた県防災計画の修正に伴う変更</p>
---	--	---------------------------------

第2章 災害応急対策

第1 気象に関する予警報の種類及び発表基準

2 特別警報・警報・注意報（富山地方気象台）

(1) 特別警報の種類及び発表基準

現象の種類	基準
大雨	台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想され、若しくは、数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により大雨になると予想される場合
暴風	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により
波浪	暴風が吹くと予想される場合 高波になると予想される場合

（追加）

(2) 警報・注意報の種類及び発表基準

警報・注意報発表基準一覧表

南砺市	発表官署	富山地方気象台		
	府県予報区	富山県		
	一次細分区域	西部		
	市町村をまとめた地域	西部南		
警報	大雨	(浸水害)	表面雨量指数基準	10
		(土砂災害)	土壌雨量指数基準	96
	洪水	流域雨量指数基準	小矢部川流域=22.7、洪江川流域=7.1、旅川流域=12.2、山田川流域=14.6、大井川流域=9.6、池川流域8	
		複合基準	小矢部川流域=(7, 20.4)、山田川流域=(6, 13.3)、池川流域=(7, 7.2)	
		指定河川洪水予報による基準	庄川 [小牧]、小矢部川 [津沢]	
	暴風	基準気象要素:平均風速	20m/s	
	暴風雪	基準気象要素:平均風速	20m/s 雪を伴う	
大雪	降雪の深さ	平地	6時間降雪の深さ 25cm	
		山間部	12時間降雪の深さ 50cm	
注意報	大雨	表面雨量指数基準	8	
		土壌雨量指数基準	68	
	洪水	流域雨量指数基準	小矢部川流域=18.1、洪江川流域=5.6、旅川流域=9.7、山田川流域=11.6、大井川流域=7.6、池川流域=6.4	

第2章 災害応急対策

第1 気象に関する予警報の種類及び発表基準

2 特別警報・警報・注意報（富山地方気象台）て、災害発生時に的確な対応ができるよう、避難行動

(1) 特別警報の種類及び発表基準

現象の種類	基準
大雨	台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想され、若しくは、数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により大雨になると予想される場合
暴風	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により
波浪	暴風が吹くと予想される場合 高波になると予想される場合

（注）過去の災害事例に照らして、指数（土壌雨量指数、表面雨量指数、流域雨量指数）、台風を中心気圧、最大風速などに関する客観的な指標を設け、これらの実況および予想に基づいて発表を判断します。

(2) 警報・注意報の種類及び発表基準

警報・注意報発表基準一覧表

南砺市	発表官署	富山地方気象台		
	府県予報区	富山県		
	一次細分区域	西部		
	市町村をまとめた地域	西部南		
警報	大雨	(浸水害)	表面雨量指数基準	10
		(土砂災害)	土壌雨量指数基準	96
	洪水	流域雨量指数基準	小矢部川流域=22.6、洪江川流域=7.1、旅川流域=12.2、山田川流域=14.4、大井川流域=9.6、池川流域8	
		複合基準	小矢部川流域=(6, 20.3)、山田川流域=(6, 13.3)、池川流域=(6, 7.2)	
		指定河川洪水予報による基準	庄川 [小牧]、小矢部川 [津沢]	
	暴風	基準気象要素:平均風速	20m/s	
	暴風雪	基準気象要素:平均風速	20m/s 雪を伴う	
大雪	降雪の深さ	平地	6時間降雪の深さ 25cm	
		山間部	12時間降雪の深さ 50cm	
注意報	大雨	表面雨量指数基準	8	
		土壌雨量指数基準	68	
	洪水	流域雨量指数基準	小矢部川流域=18、洪江川流域=5.6、旅川流域=9.7、山田川流域=11.5、大井川流域=7.6、池川流域=6.4	

気象庁 HP の標記に合わせ修正

警報等の基準変更に伴う修正

	複合基準	小矢部川流域= (5, 18.1)、旅川流域= (7, 7.8)、山田川流域= (5, 11.6)、大井川流域= (5, 7.6)、池川流域= (5, 6.4)	
	指定河川洪水予報による基準	小矢部川 [津沢]	
強風	基準気象要素：平均風速	12m/s	
風雪	基準気象要素：平均風速	12m/s 雪を伴う	
大雪	降雪の深さ	平地	6時間降雪の深さ 15cm
		山間部	12時間降雪の深さ 30cm
雷	落雷等により被害が予想される場合		
融雪	1.積雪地域の日平均気温が12℃以上 2.積雪地域の日平均気温が9℃以上かつ日平均風速が5 m/s以上かつ日降水量20mm以上		
濃霧	基準気象要素：視程	100m	
乾燥	最小湿度40%で実効湿度65%		
なだれ	1.24時間降雪の深さが90cm以上あった場合 2.積雪が100cm以上あって日平均気温2℃以上の場合		
低温	夏期：最低気温17℃以下の日が継続 冬期：最低気温-6℃以下		
霜	早霜・晩霜期に最低気温2℃以下		
着氷・着雪	著しい着氷(雪)が予想される場合		
記録的短時間大雨情報	基準：1時間雨量	100mm	

(略)

	複合基準	小矢部川流域= (5, 18.1)、旅川流域= (7, 7.8)、山田川流域= (5, 11.5)、大井川流域= (5, 7.6)、池川流域= (5, 6.4)	
	指定河川洪水予報による基準	小矢部川 [津沢]	
強風	基準気象要素：平均風速	12m/s	
風雪	基準気象要素：平均風速	12m/s 雪を伴う	
大雪	降雪の深さ	平地	6時間降雪の深さ 15cm
		山間部	12時間降雪の深さ 30cm
雷	落雷等により被害が予想される場合		
融雪	1.積雪地域の日平均気温が12℃以上 2.積雪地域の日平均気温が9℃以上かつ日平均風速が5 m/s以上かつ日降水量20mm以上		
濃霧	基準気象要素：視程	100m	
乾燥	最小湿度40%で実効湿度65%		
なだれ	1.24時間降雪の深さが90cm以上あった場合 2.積雪が100cm以上あって日平均気温2℃以上の場合		
低温	夏期：最低気温17℃以下の日が継続 冬期：最低気温-6℃以下		
霜	早霜・晩霜期に最低気温2℃以下		
着氷・着雪	著しい着氷(雪)が予想される場合		
記録的短時間大雨情報	基準：1時間雨量	100mm	

(略)

警報等の基準変更に伴う修正

気象庁の表記に合わせ修正

3 キキクル(大雨警報・洪水警報の危険度分布)等

種類	概要
土砂キキクル(大雨警報(土砂災害)の危険度分布)	大雨による土砂災害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。2時間先までの雨量分布及び土壌雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報(土砂災害)や土砂災害警戒情報等が発表されたときに、どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。 ・「災害切迫」(黒)：命の危険があり直ちに安全確保が必要とされる警戒レベル5に相当。 ・「危険」(紫)：危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当。 ・「警戒」(赤)：高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当。 ・「注意」(黄)：ハザードマップによる災害リスクの再確認、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。

3 大雨警報・洪水警報の危険度分布等(富山地方気象台)

種類	概要
土砂キキクル(大雨警報(土砂災害)の危険度分布)	大雨による土砂災害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。2時間先までの雨量分布及び土壌雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報(土砂災害)や土砂災害警戒情報等が発表されたときに、どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。 ・「災害切迫」(黒)：命の危険があり直ちに安全確保が必要とされる警戒レベル5に相当。 ・「危険」(紫)：危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当。 ・「警戒」(赤)：高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当。 ・「注意」(黄)：ハザードマップによる災害リスクの再確認、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。

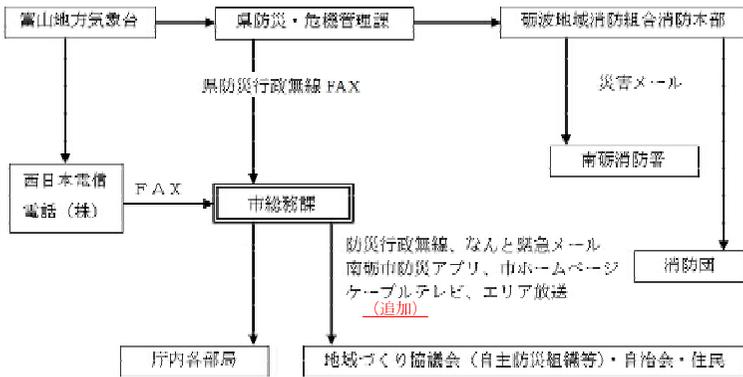
<p>浸水キキクル（大雨警報（浸水害）の危険度分布）</p>	<p>短時間強雨による浸水害発生危険度の高まりの予測を、地図上で1 km 四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。1時間先までの表面雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、<u>（追加）</u>大雨警報（浸水害）等が発表されたときに、どこで危険度が<u>高まるかを面的に</u>確認することができる。 <u>（追加）</u></p>	<p>浸水キキクル（大雨警報（浸水害）の危険度分布）</p>	<p>短時間強雨による浸水害発生危険度の高まりの予測を、地図上で1 km 四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。常時10分毎に更新しており、<u>雨が強まってきたときや</u>大雨警報（浸水害）等が発表されたときに、どこで危険度が<u>高まっているのかを全面的に</u>確認することができる。 <u>・「災害切迫」（黒）：命の危険があり直ちに安全確保が必要とされる警戒レベル5に相当。</u> <u>・「危険」（紫）：危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当。</u> <u>・「警戒」（赤）：高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当。</u> <u>・「注意」（黄）：ハザードマップによる災害リスクの再確認、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。</u></p>	<p>気象庁の表記に合わせ修正</p>
<p>洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）</p>	<p>指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川（水位周知河川及びその他河川）の洪水害発生危険度の高まりの予測を、地図上で河川流路を概ね1 km ごとに5段階に色分けして示す情報。3時間先までの流域雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、洪水警報等が発表されたときに、どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。 <u>・「災害切迫」（黒）：命の危険があり直ちに安全確保が必要とされる警戒レベル5に相当。</u> <u>・「危険」（紫）：危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当。</u> <u>・「警戒」（赤）：高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当。</u> <u>・「注意」（黄）：ハザードマップによる災害リスクの再確認、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。</u></p>	<p>洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）</p>	<p>指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川（水位周知河川及びその他河川）の洪水害発生危険度の高まりの予測を、地図上で河川流路を概ね1 km ごとに5段階に色分けして示す情報。3時間先までの流域雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、洪水警報等が発表されたときに、どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。 <u>・「災害切迫」（黒）：命の危険があり直ちに安全確保が必要とされる警戒レベル5に相当。</u> <u>・「危険」（紫）：危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当。</u> <u>・「警戒」（赤）：高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当。</u> <u>・「注意」（黄）：ハザードマップによる災害リスクの再確認、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。</u></p>	
<p>流域雨量指数の予測値</p>	<p><u>指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川（水位周知河川及びその他河川）の、上流域での降雨による、下流の対象地点の洪水危険度の高まりの予想を、洪水警報等の基準への到達状況に応じて危険度を色分けした時系列で示す情報。6時間先までの雨量分布の予測（降水短時間予報等）を用いて常時10分ごとに更新している。</u></p>	<p>流域雨量指数の予測値</p>	<p><u>各河川の、上流域での降雨による、下流の対象地点の洪水危険度（大河川においては、その支川や下水道の氾濫などの「湛水型内水氾濫」の危険度）の高まりの予測を、洪水警報等の基準への到達状況に応じて危険度を色分けした時系列で示す情報。流域内における雨量分布の実況と6時間先までの予測（解析雨量及び降水短時間予報等を用いて常時10分ごとに更新している。</u></p>	
<p>（略） 5 富山県気象情報（富山地方气象台） <u>気象の予報等について、特別警報・警報・注意報に先立って注意を喚起する場合や、特別警報・警報・注意報が発表された後の経過や予想、防災上の注意を解説する場合等に発表する。</u> <u>大雨による災害発生危険度が急激に高まっている中で、線状降水帯により非常に激しい雨が同じ場所で降り続けているときには、「線状降水帯」というキーワードを使って解説する「顕著な大雨に関する富山県気象情報」という表題の気象情報が府県気象情報等として発表される。</u> <u>「顕著な大雨に関する気象情報」の発表基準を満たすような線状降水帯による大雨の可能性が程度高いことが予想された場合に、半日程度前から、気象情報において、「線状降水帯」というキーワードを使って呼びかける。この呼びかけは、警戒レベル相当情報を補足する解説情報として発表される。</u> （略）</p>		<p>（略） 5 富山県気象情報（富山地方气象台） <u>気象の予報等について、特別警報・警報・注意報に先立って注意・警戒が呼びかけられる場合や、特別警報・警報・注意報が発表された後の経過や予想、防災上の留意点が解説される場合等に発表される。</u> <u>大雨特別警報が発表されたときには、その内容を補足する「記録的な大雨に関する富山県気象情報」、「記録的な大雨に関する北陸地方気象情報」、「記録的な大雨に関する全般気象情報」という表題の気象情報が速やかに発表される。</u> <u>大雨による災害発生危険度が急激に高まっている中で、線状降水帯により非常に激しい雨が同じ場所で降り続けているときには、「線状降水帯」というキーワードを使って解説する「顕著な大雨に関する富山県気象情報」、「顕著な大雨に関する北陸地方気象情報」、「顕著な大雨に関する全般気象情報」という表題の気象情報が発表される。</u> （略）</p>		<p>気象庁の表記に合わせ修正</p>

<p>7 記録的短時間大雨情報（気象庁）</p> <p><u>県内で、大雨警報発表中に、数年に一度程度しか発生しないような猛烈な雨（1時間降水量）が観測（地上の雨量計による観測）又は解析（気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析）され、かつキキクル（危険度分布）の「危険」（紫色の警戒レベル4相当）が出現している場合に、気象庁から発表される。</u></p> <p>（略）</p> <p>9 指定河川洪水予報（富山地方气象台、富山河川国道事務所、黒部河川事務所）</p> <p>（略）</p>	<p>7 記録的短時間大雨情報（気象庁）</p> <p><u>県内で、大雨警報発表中に数年に一度程度しか発生しないような猛烈な雨（1時間降水量）が観測(地上の雨量計による観測)又は解析(気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析)され、かつ、キキクル（危険度分布）の「危険」（紫）が出現している場合に、気象庁から発表される。</u></p> <p><u>この情報が発表されたときは、土砂災害及び、低い土地の浸水や中小河川の増水・氾濫による災害発生につながるような猛烈な雨が降っている状況であり、実際に災害発生の危険度が高まっている場所をキキクルで確認する必要がある。</u></p> <p><u>富山県の雨量による発表基準は、1時間100ミリ以上の降水が観測又は解析されたときである。</u></p> <p>（略）</p> <p>9 指定河川洪水予報（富山地方气象台、富山河川国道事務所、黒部河川事務所）</p> <p>（略）</p>	<p>気象庁の表記に 合わせ修正</p>																												
<table border="1"> <thead> <tr> <th>種類</th> <th>標題</th> <th>概要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>洪水予報</td> <td>氾濫発生情報</td> <td>氾濫が発生したとき、氾濫が継続しているときに発表される。 新たに氾濫が及ぶ区域の住民の避難誘導や救援活動等が必要となる。災害がすでに発生している状況であり、命の危険が迫っているため直ちに身の安全を確保する必要があることを示す警戒レベル5に相当。</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">洪水予報</td> <td>氾濫危険情報</td> <td>氾濫危険水位に達したとき、氾濫危険水位（追加）以上の状況が継続しているとき、または<u>3時間先までに氾濫する可能性のある水位に到達すると見込まれる</u>ときに発表される。 いつ氾濫が発生してもおかしくない状況、避難等の氾濫発生に対する対応を求める段階であり、避難指示等の発令の判断の参考とする。危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当。</td> </tr> <tr> <td>氾濫警戒情報</td> <td>氾濫危険水位に（追加）達すると見込まれるとき、避難判断水位に達し更に水位の上昇が見込まれるとき、氾濫危険情報を発表中に氾濫危険水位を下回ったとき（避難判断水位を下回った場合を除く）、避難判断水位を超える状態が継続しているとき（水位の上昇の可能性がなくなった場合を除く）に発表される。 高齢者等避難の発令の判断の参考とする。高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当。</td> </tr> <tr> <td>洪水注意報</td> <td>氾濫注意情報</td> <td>氾濫注意水位に達し更に水位の上昇が見込まれるとき、氾濫注意水位以上でかつ避難判断水位未満の状況が継続しているとき、避難判断水位に達したが水位の上昇が見込まれないときに発表される。 ハザードマップによる災害リスク等を再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。</td> </tr> </tbody> </table> <p>（略）</p>	種類	標題	概要	洪水予報	氾濫発生情報	氾濫が発生したとき、氾濫が継続しているときに発表される。 新たに氾濫が及ぶ区域の住民の避難誘導や救援活動等が必要となる。災害がすでに発生している状況であり、命の危険が迫っているため直ちに身の安全を確保する必要があることを示す警戒レベル5に相当。	洪水予報	氾濫危険情報	氾濫危険水位に達したとき、氾濫危険水位（追加）以上の状況が継続しているとき、または <u>3時間先までに氾濫する可能性のある水位に到達すると見込まれる</u> ときに発表される。 いつ氾濫が発生してもおかしくない状況、避難等の氾濫発生に対する対応を求める段階であり、避難指示等の発令の判断の参考とする。危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当。	氾濫警戒情報	氾濫危険水位に（追加）達すると見込まれるとき、避難判断水位に達し更に水位の上昇が見込まれるとき、氾濫危険情報を発表中に氾濫危険水位を下回ったとき（避難判断水位を下回った場合を除く）、避難判断水位を超える状態が継続しているとき（水位の上昇の可能性がなくなった場合を除く）に発表される。 高齢者等避難の発令の判断の参考とする。高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当。	洪水注意報	氾濫注意情報	氾濫注意水位に達し更に水位の上昇が見込まれるとき、氾濫注意水位以上でかつ避難判断水位未満の状況が継続しているとき、避難判断水位に達したが水位の上昇が見込まれないときに発表される。 ハザードマップによる災害リスク等を再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。	<table border="1"> <thead> <tr> <th>種類</th> <th>標題</th> <th>概要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>洪水予報</td> <td>氾濫発生情報</td> <td>氾濫が発生したとき、氾濫が継続しているときに発表される。 新たに氾濫が及ぶ区域の住民の避難誘導や救援活動等が必要となる。災害がすでに発生している状況であり、命の危険が迫っているため直ちに身の安全を確保する必要があることを示す警戒レベル5に相当。</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">洪水予報</td> <td>氾濫危険情報</td> <td>氾濫危険水位に達したとき、氾濫危険水位を<u>越える</u>以上の状況が継続しているとき、または<u>急激な水位上昇によりまもなく氾濫危険水位を越え、さらに水位の上昇が見込まれる</u>ときに発表される。 いつ氾濫が発生してもおかしくない状況、避難等の氾濫発生に対する対応を求める段階であり、避難指示等の発令の判断の参考とする。危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当。</td> </tr> <tr> <td>氾濫警戒情報</td> <td>氾濫危険水位に<u>到達</u>すると見込まれるとき、避難判断水位に達し更に水位の上昇が見込まれるとき、氾濫危険情報を発表中に氾濫危険水位を下回ったとき（避難判断水位を下回った場合を除く）、避難判断水位を超える状態が継続しているとき（水位の上昇の可能性がなくなった場合を除く）に発表される。 高齢者等避難の発令の判断の参考とする。高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当。</td> </tr> <tr> <td>洪水注意報</td> <td>氾濫注意情報</td> <td>氾濫注意水位に達し更に水位の上昇が見込まれるとき、氾濫注意水位以上でかつ避難判断水位未満の状況が継続しているとき、避難判断水位に達したが水位の上昇が見込まれないときに発表される。 ハザードマップによる災害リスク等を再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。</td> </tr> </tbody> </table> <p>（略）</p>	種類	標題	概要	洪水予報	氾濫発生情報	氾濫が発生したとき、氾濫が継続しているときに発表される。 新たに氾濫が及ぶ区域の住民の避難誘導や救援活動等が必要となる。災害がすでに発生している状況であり、命の危険が迫っているため直ちに身の安全を確保する必要があることを示す警戒レベル5に相当。	洪水予報	氾濫危険情報	氾濫危険水位に達したとき、氾濫危険水位を <u>越える</u> 以上の状況が継続しているとき、または <u>急激な水位上昇によりまもなく氾濫危険水位を越え、さらに水位の上昇が見込まれる</u> ときに発表される。 いつ氾濫が発生してもおかしくない状況、避難等の氾濫発生に対する対応を求める段階であり、避難指示等の発令の判断の参考とする。危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当。	氾濫警戒情報	氾濫危険水位に <u>到達</u> すると見込まれるとき、避難判断水位に達し更に水位の上昇が見込まれるとき、氾濫危険情報を発表中に氾濫危険水位を下回ったとき（避難判断水位を下回った場合を除く）、避難判断水位を超える状態が継続しているとき（水位の上昇の可能性がなくなった場合を除く）に発表される。 高齢者等避難の発令の判断の参考とする。高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当。	洪水注意報	氾濫注意情報	氾濫注意水位に達し更に水位の上昇が見込まれるとき、氾濫注意水位以上でかつ避難判断水位未満の状況が継続しているとき、避難判断水位に達したが水位の上昇が見込まれないときに発表される。 ハザードマップによる災害リスク等を再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。	<p>県防災計画の修正に伴い変更</p>
種類	標題	概要																												
洪水予報	氾濫発生情報	氾濫が発生したとき、氾濫が継続しているときに発表される。 新たに氾濫が及ぶ区域の住民の避難誘導や救援活動等が必要となる。災害がすでに発生している状況であり、命の危険が迫っているため直ちに身の安全を確保する必要があることを示す警戒レベル5に相当。																												
洪水予報	氾濫危険情報	氾濫危険水位に達したとき、氾濫危険水位（追加）以上の状況が継続しているとき、または <u>3時間先までに氾濫する可能性のある水位に到達すると見込まれる</u> ときに発表される。 いつ氾濫が発生してもおかしくない状況、避難等の氾濫発生に対する対応を求める段階であり、避難指示等の発令の判断の参考とする。危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当。																												
	氾濫警戒情報	氾濫危険水位に（追加）達すると見込まれるとき、避難判断水位に達し更に水位の上昇が見込まれるとき、氾濫危険情報を発表中に氾濫危険水位を下回ったとき（避難判断水位を下回った場合を除く）、避難判断水位を超える状態が継続しているとき（水位の上昇の可能性がなくなった場合を除く）に発表される。 高齢者等避難の発令の判断の参考とする。高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当。																												
洪水注意報	氾濫注意情報	氾濫注意水位に達し更に水位の上昇が見込まれるとき、氾濫注意水位以上でかつ避難判断水位未満の状況が継続しているとき、避難判断水位に達したが水位の上昇が見込まれないときに発表される。 ハザードマップによる災害リスク等を再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。																												
種類	標題	概要																												
洪水予報	氾濫発生情報	氾濫が発生したとき、氾濫が継続しているときに発表される。 新たに氾濫が及ぶ区域の住民の避難誘導や救援活動等が必要となる。災害がすでに発生している状況であり、命の危険が迫っているため直ちに身の安全を確保する必要があることを示す警戒レベル5に相当。																												
洪水予報	氾濫危険情報	氾濫危険水位に達したとき、氾濫危険水位を <u>越える</u> 以上の状況が継続しているとき、または <u>急激な水位上昇によりまもなく氾濫危険水位を越え、さらに水位の上昇が見込まれる</u> ときに発表される。 いつ氾濫が発生してもおかしくない状況、避難等の氾濫発生に対する対応を求める段階であり、避難指示等の発令の判断の参考とする。危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当。																												
	氾濫警戒情報	氾濫危険水位に <u>到達</u> すると見込まれるとき、避難判断水位に達し更に水位の上昇が見込まれるとき、氾濫危険情報を発表中に氾濫危険水位を下回ったとき（避難判断水位を下回った場合を除く）、避難判断水位を超える状態が継続しているとき（水位の上昇の可能性がなくなった場合を除く）に発表される。 高齢者等避難の発令の判断の参考とする。高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当。																												
洪水注意報	氾濫注意情報	氾濫注意水位に達し更に水位の上昇が見込まれるとき、氾濫注意水位以上でかつ避難判断水位未満の状況が継続しているとき、避難判断水位に達したが水位の上昇が見込まれないときに発表される。 ハザードマップによる災害リスク等を再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。																												

第3 伝達体制

1 気象注意報・警報等の受領

【気象情報（警報）連絡体制】



(略)

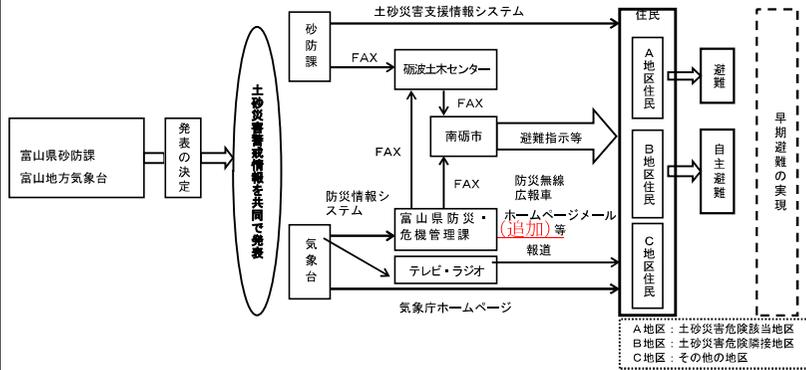
第2節 災害未然防止活動の実施

(略)

第2 土砂災害対策

(略)

【土砂災害警戒情報の運用図】



(略)

第3節 応急活動体制

第1 市の活動体制

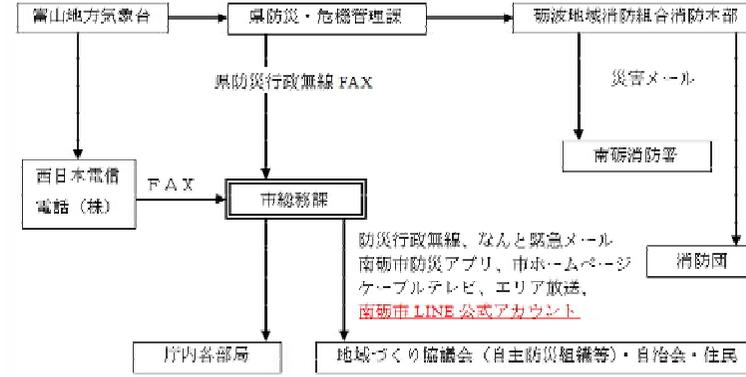
(4) 動員の方法

(略)

第3 伝達体制

1 気象注意報・警報等の受領

【気象情報（警報）連絡体制】



(略)

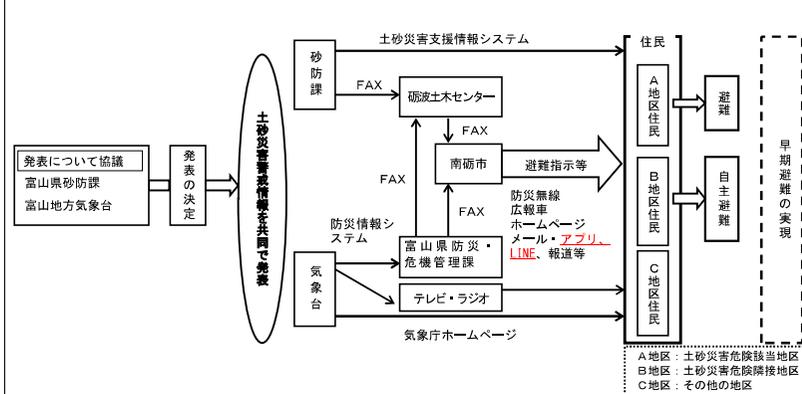
第2節 災害未然防止活動の実施

(略)

第2 土砂災害対策

(略)

【土砂災害警戒情報の運用図】



(略)

第3節 応急活動体制

第1 市の活動体制

(4) 動員の方法

(略)

発信ツールの追加

発信ツールの追加

<p>イ 勤務時間外における動員 (ア) 大雨、洪水、暴風、大雪等の注意報、警報、特別警報が発表されたとき <u>は警備員及び宿日直者から総務課長へ</u>、災害に関する情報を覚知した場合は、警備員 <u>及び宿日直者から当該地区市民センター統括へ、市民センター統括から</u>総務課長へ伝達し、総務課長から関係所属長へ電話等で当該情報を伝達する。</p> <p>(略)</p> <p>第2 災害救援ボランティアの受入れ 大規模な災害が発生したときは、県の内外から救援ボランティアとして多数の参加が予想される。このため、市及び県は、ボランティア関係機関・団体と連携し、市災害救援ボランティア本部を設置して、災害救援ボランティアの円滑な受入と活動が効果的に行われるよう努める。</p> <p><u>(追加)</u> ただし、災害救援ボランティアの受け入れ対象地域については新型コロナウイルス感染症等の感染状況を踏まえ適宜判断するものとし、受け入れの際は必要な感染防止措置を講じるものとする。</p> <p>1 市災害救援ボランティア本部 市災害対策本部が設置された場合は、市及び市社会福祉協議会は、連携して、速やかに市災害救援ボランティア本部を設置する。 市災害救援ボランティア本部は、設置後速やかに報道機関等を通してボランティアの受入窓口や連絡先 <u>(追加)</u> 等を広く広報するとともに、地域協力団体又は県ボランティア本部にコーディネーター等運営スタッフの派遣協力を要請し、運営体制を整備する。</p> <p>(略)</p> <p><u>(追加)</u></p> <p>(略)</p> <p>第4節 情報の収集・伝達 第1 被害状況等の収集・伝達活動 被害情報の迅速かつ的確な把握は、災害対策要員の動員、災害救助法適用の要否、応援要請、救援物資・資機材の調達など、あらゆる災害応急対策の基本となる重要な事項である。 市をはじめ防災関係機関は、災害の発生に際して、速やかに管内又は所管業務に関する被害状況等を迅速かつ的確に把握し、関係機関に <u>(追加)</u> 伝達する。</p> <p>(略)</p>	<p>イ 勤務時間外における動員 (ア) 大雨、洪水、暴風、大雪等の注意報、警報、特別警報が発表されたとき、<u>又は</u>、災害に関する情報を覚知した場合は、警備員 <u>(削除)</u> から総務課長へ伝達し、総務課長から関係所属長へ電話等で当該情報を伝達する。</p> <p>(略)</p> <p>第2 災害救援ボランティアの受入れ 大規模な災害が発生したときは、県の内外から救援ボランティアとして多数の参加が予想される。このため、市及び県は、ボランティア関係機関・団体と連携し、市災害救援ボランティア本部を設置して、災害救援ボランティアの円滑な受入と活動が効果的に行われるよう努める。</p> <p><u>内閣府等、県、市及び関係団体は、相互に協力し、ボランティアに対する被災地のニーズの把握に努めるとともに、ボランティアの受付、調整等その受入体制を確保するよう努めるものとする。ボランティアの受入れに際して、ボランティアの技能等が効果的に活かされるよう配慮するとともに、必要に応じてボランティアの活動拠点を提供するなど、ボランティアの活動の円滑な実施が図られるよう支援に努めるものとする。</u></p> <p><u>市及び県は、社会福祉協議会、地元や外部から被災地入りしているNPO等との連携を図るとともに災害中間支援組織（NPO・ボランティア等の活動支援や活動調整を行う組織）を含めた連携体制の構築を図り、災害の状況やボランティアの活動状況等に関する最新の情報を共有する場を設置するなどし、被災者のニーズや支援活動の全体像を関係者と積極的に共有するものとする。また、災害の状況及びボランティアの活動予定を踏まえ、片付けごみなどの収集運搬を行うよう努める。これらの取組により、連携のとれた支援活動を展開するよう努めるとともに、ボランティアの活動環境について配慮するものとする。</u></p> <p>ただし、災害救援ボランティアの受け入れ対象地域については感染症等の感染状況を踏まえ適宜判断するものとし、受け入れの際は必要な感染防止措置を講じるものとする。</p> <p>1 市災害救援ボランティア本部 市災害対策本部が設置された場合は、市及び市社会福祉協議会は、連携して、速やかに市災害救援ボランティア本部を設置する。 市災害救援ボランティア本部は、設置後速やかに報道機関等を通してボランティアの受入窓口や連絡先、<u>ボランティアの活用</u>等を広く広報するとともに、地域協力団体又は県ボランティア本部にコーディネーター等運営スタッフの派遣協力を要請し、運営体制を整備する。</p> <p>(略)</p> <p><u>(3) その他</u> <u>県から事務の委任を受けた市は、共助のボランティア活動と地方公共団体の実施する救助の調整事務について、社会福祉協議会が設置する災害ボランティア本部に委託する場合は、当該事務に必要な人件費及び旅費を災害救助法の国庫負担の対象とすることができる</u></p> <p>(略)</p> <p>第4節 情報の収集・伝達 第1 被害状況等の収集・伝達活動 被害情報の迅速かつ的確な把握は、災害対策要員の動員、災害救助法適用の要否、応援要請、救援物資・資機材の調達など、あらゆる災害応急対策の基本となる重要な事項である。 市をはじめ防災関係機関は、災害の発生に際して、速やかに管内又は所管業務に関する被害状況等を迅速かつ的確に把握し、関係機関に <u>対して定期的に</u>伝達する。</p> <p>(略)</p>	<p>実情に合わせて修正</p> <p>国の防災基本計画の記載に合わせて修正</p> <p>災害対応検証を踏まえた県防災計画の修正に伴う変更</p> <p>国の防災基本計画の記載に合わせて修正</p> <p>災害対応検証を踏まえた県防災計画の修正に伴う変更</p>
---	--	--

4 被害情報の収集活動
 概括的な情報も含め多くの被害情報を収集し、被害規模を早期に把握することは、災害応急対策を効果的に実施するうえで不可欠であり、次の方法のほか、可能な限り多様な方法により情報収集に努める。(追加)
 ア 県総合防災情報システムや消防本部(追加)から情報収集する。
 イ 参集職員から自宅周辺や参集途上で得た被害情報を収集する。
 ウ 県消防防災ヘリコプター及び自衛隊、国土交通省等の航空機(追加)の上空からの目視情報やヘリコプターテレビ電送システムにより情報収集する。
 (略)

6 被害状況の報告
 市、県、その他関係機関は、当該区域内に被害が発生したときは、迅速に被害の状況の情報を収集し、関係機関に連絡する。(追加)
 市は要救助者の迅速な把握のため、安否不明者についても、関係機関の協力を得て、積極的に情報収集を行うものとする。県は、要救助者の迅速な把握による救助活動の効率化・円滑化のために必要と認めるときは、「災害時における安否不明者等の公表に関するガイドラインに」に基づき市町村等と連携の上、安否不明者の氏名等を公表し、速やかな安否不明者の絞り込みに努めるものとする。
 (略)

第3 広報及び広聴活動
 (略)

3 広報の手段
 防災行政無線、広報車、電話、インターネット等を通じて迅速に広報するとともに、被害の概要、応急対策の実施状況等については、広報誌やチラシの配布、掲示板への掲示を通じて周知する。また、多様な媒体へ迅速に情報を伝達するためLアラート(災害情報共有システム)等による伝達手段の多重化・多様化に努めるものとする。

報道機関	口頭、文書、電話
各関係機関	電話、広報車、連絡員の派遣、県防災行政無線
一般住民、被災者	広報車、広報誌、サイレン、口頭、防災行政無線、ケーブルテレビ、インターネット、なんと緊急メール、南砺市防災アプリ(追加)など
その他必要とするもの	掲示板、チラシ(新聞折込)

(略)

7 安否不明者(行方不明者となる疑いのある者)の氏名公表
 災害時の安否不明者の氏名等公表については、県「災害時における安否不明者等の氏名等の公表に関するガイドライン」に基づき、対応する。
 (略)

4 被害情報の収集活動
 概括的な情報も含め多くの被害情報を収集し、被害規模を早期に把握することは、災害応急対策を効果的に実施するうえで不可欠であり、次の方法のほか、可能な限り多様な方法により情報収集に努めるとともに、収集した情報を関係機関に共有する。
 ア 県総合防災情報システムや消防本部、県から派遣されたリエゾンから情報収集する。
 イ 参集職員から自宅周辺や参集途上で得た被害情報を収集する。
 ウ 県消防防災ヘリコプター及び自衛隊、国土交通省等の航空機や高所監視カメラの上空からの目視情報やヘリコプターテレビ電送システムにより情報収集する。
 (略)

6 被害状況の報告
 市、県、その他関係機関は、当該区域内に被害が発生したときは、迅速に被害の状況の情報を収集し、関係機関に連絡する。また、定期的に情報を収集し、デジタル技術の活用により、関係機関に最新の情報を円滑に共有するよう努める。
道路等の途絶によるいわゆる孤立集落については、早期解消の必要があることから、国、県、市町村指定公共機関は、それぞれの所管する道路のほか、通信、電気、ガス、上下水道等のライフラインの途絶状況を把握するとともに、その復旧状況と併せて、被災市町村に連絡する。また、県及び被災市は、防災関係機関との連携により速やかに孤立している集落を把握し、市は、当該地域における備蓄の状況、医療的援助が必要な者など要配慮者の有無の把握に努める。
 市は要救助者の迅速な把握のため、安否不明者についても、関係機関の協力を得て、積極的に情報収集を行うものとする。県は、要救助者の迅速な把握による救助活動の効率化・円滑化のために必要と認めるときは、「災害時における安否不明者等の公表に関するガイドラインに」に基づき市町村等と連携の上、安否不明者の氏名等を公表し、速やかな安否不明者の絞り込みに努めるものとする。
 (略)

第3 広報及び広聴活動
 (略)

3 広報の手段
 防災行政無線、広報車、電話、インターネット等を通じて迅速に広報するとともに、被害の概要、応急対策の実施状況等については、広報誌やチラシの配布、掲示板への掲示を通じて周知する。また、多様な媒体へ迅速に情報を伝達するためLアラート(災害情報共有システム)等による伝達手段の多重化・多様化に努めるものとする。

報道機関	口頭、文書、電話
各関係機関	電話、広報車、連絡員の派遣、県防災行政無線
一般住民、被災者	広報車、広報誌、サイレン、口頭、防災行政無線、ケーブルテレビ、インターネット、なんと緊急メール、南砺市防災アプリ、 <u>南砺市LINE公式アカウント</u> など
その他必要とするもの	掲示板、チラシ(新聞折込)

(略)

7 安否不明者(行方不明者となる疑いのある者)の氏名公表
 災害時の安否不明者の氏名等公表については、発災時に安否不明者(行方不明者となる疑いのある者)の氏名等の公表や安否情報の収集・精査等を行う場合に備え、「災害時における安否不明者等の氏名等の公表に関するガイドライン」に基づき、県と連携の上、あらかじめ一連の手続き等について整理し、対応するよう努めるものとする。
 (略)

災害対応検証を踏まえた県防災計画の修正に伴う変更
 国の防災基本計画の記載に合わせ修正

災害対応検証を踏まえた県防災計画の修正に伴う変更

発信ツールの追加

震災編に合わせて修正

<p>第6節 広域応援要請</p> <p>第1 広域応援要請</p> <p>2 応援受入体制</p> <p>(2) 受入れ体制の確保</p> <p>市は、派遣要請が決定された場合は、応援を速やかに受け入れるための施設を指定するなど、受入れ体制を確立する。また、市及び県は、会議室のレイアウトの工夫やテレビ会議の活用など、応援職員等の執務スペースの適切な空間の確保に配慮するものとする。</p> <p><u>(追加)</u></p> <p>(3) 経費の負担</p> <p>応援に要した費用は、<u>(追加)</u>原則として応援を受けた市の負担とする。また、事前に応援協定等相互に協議して定めたものについては、それに従う。</p> <p>(略)</p> <p>第2 応援要請</p> <p>(略)</p> <p>3 緊急災害対策派遣隊 (TEC-FORCE)</p> <p>緊急災害対策派遣隊 (TEC-FORCE) は、大規模な自然災害に際して、被災地方公共団体等が行う、被災状況の把握、被害の発生及び拡大の防止、被災地の早期復旧 <u>(追加)</u> その他災害応急対策に対する技術的な支援を円滑かつ迅速に実施することを目的として、国土交通省に設置されている。</p> <p><u>(追加)</u></p> <p>市長は、大規模自然災害が発生し、又は発生するおそれがある場合には、国土交通省（北陸地方整備局又は各事務所）に対し、派遣要請を行うことができる</p> <p>第7節 救助・救急活動</p> <p>(略)</p> <p>第1 救助活動</p> <p>4 感染症対策</p> <p>災害現場で活動する警察・消防・海上保安庁・自衛隊の部隊は、<u>新型コロナウイルス感染症を含む</u> 感染症対策のため、職員の健康管理 <u>やマスク着用等</u> を徹底するものとする。</p> <p>(略)</p>	<p>第6節 広域応援要請</p> <p>第1 広域応援要請</p> <p>2 応援受入体制</p> <p>(2) 受入れ体制の確保</p> <p>市は、派遣要請が決定された場合は、応援を速やかに受け入れるための施設を指定するなど、受入れ体制を確立する。また、市は、会議室のレイアウトの工夫やテレビ会議の活用など、応援職員等の執務スペースの適切な空間の確保に配慮するものとする。</p> <p><u>さらに、市は、応援職員等が宿泊場所を確保することが困難な場合に、公共施設の空きスペース、仮設の拠点や車両を設置できる空き地などの確保に配慮するものとする。</u></p> <p>(3) 経費の負担</p> <p>応援に要した費用は、<u>協定等の定めがある場合を除き</u>、原則として応援を受けた市の負担とする。また、事前に応援協定等相互に協議して定めたものについては、それに従う。</p> <p>(略)</p> <p>第2 応援要請</p> <p>(略)</p> <p>3 緊急災害対策派遣隊 (TEC-FORCE)</p> <p>緊急災害対策派遣隊 (TEC-FORCE) は、大規模な自然災害に際して、被災地方公共団体等が行う、被災状況の把握、被害の発生及び拡大の防止、被災地の早期復旧、<u>給水支援</u> その他災害応急対策に対する技術的な支援を円滑かつ迅速に実施することを目的として、国土交通省に設置されている。</p> <p><u>また、TEC-FORCE、警察・消防・自衛隊等の部隊が活動する災害現場での活動や、避難所等における給水支援等を実施する場合には、必要に応じて、合同調整所等を活用し、当該部隊や関係団体等との間で、情報共有及び活動調整、相互協力を行うものとする。</u></p> <p>市長は、大規模自然災害が発生し、又は発生するおそれがある場合には、国土交通省（北陸地方整備局又は各事務所）に対し、派遣要請を行うことができる。</p> <p>第7節 救助・救急活動</p> <p>(略)</p> <p>第1 救助活動</p> <p>4 感染症対策</p> <p>災害現場で活動する警察・消防・海上保安庁・自衛隊の部隊は、<u>(削除)</u> 感染症対策のため、職員の健康管理 <u>(削除)</u> を徹底するものとする。</p> <p>(略)</p>	<p>国の防災基本計画の記載に合わせて修正</p> <p>災害対応検証を踏まえた県防災計画の修正に伴う変更</p> <p>国の防災基本計画の記載に合わせて修正</p>
--	---	---

<p>第9節 避難活動 【対策の体系】</p> <ul style="list-style-type: none"> 第1 避難指示、誘導 <ul style="list-style-type: none"> 1 高齢者等避難、避難指示の実施責任者 2 実施責任区分 3 避難の指示等の内容 4 高齢者等避難又は避難指示の伝達、周知 5 避難誘導 6 避難の解除 7 県への報告 8 市長による警戒区域の設定等 第2 指定緊急避難場所及び指定避難所並びに避難道路の運用 <ul style="list-style-type: none"> 1 指定緊急避難場所及び指定避難所の運用 2 避難道路の運用 第3 避難所の設置・運営 <ul style="list-style-type: none"> 1 避難所の開設 2 避難所の運営 3 被災者の他地区への移送 <p style="text-align: center;">(追加)</p> 第4 要配慮者への支援 <ul style="list-style-type: none"> 1 在宅の要配慮者対策 2 社会福祉施設等における要配慮者対策 3 応急保育の事前措置 4 外国人の支援対策 第5 精神保健対策 <ul style="list-style-type: none"> 1 被災者等のメンタルヘルスケア 2 長期にわたるメンタルヘルスケア 第6 飼養されていた家庭動物の保護等 <ul style="list-style-type: none"> 1 被災地域における動物の保護及び内容 2 避難所における家庭動物の収容及び適正な飼養 <p>第1 避難指示、誘導 4 高齢者等避難又は避難指示の伝達、周知 ア 防災行政無線、サイレンによる避難信号の発信 <u>(追加)</u> <u>(追加)</u></p>	<p>第9節 避難活動 【対策の体系】</p> <ul style="list-style-type: none"> 第1 避難指示、誘導 <ul style="list-style-type: none"> 1 高齢者等避難、避難指示の実施責任者 2 実施責任区分 3 避難の指示等の内容 4 高齢者等避難又は避難指示の伝達、周知 5 避難誘導 6 避難の解除 7 県への報告 8 市長による警戒区域の設定等 第2 指定緊急避難場所及び指定避難所並びに避難道路の運用 <ul style="list-style-type: none"> 1 指定緊急避難場所及び指定避難所の運用 2 避難道路の運用 第3 避難所の設置・運営 <ul style="list-style-type: none"> 1 避難所の開設 2 避難所の運営 3 被災者の他地区への移送 4 避難所の撤収 第4 要配慮者への支援 <ul style="list-style-type: none"> 1 在宅の要配慮者対策 2 社会福祉施設等における要配慮者対策 3 応急保育の事前措置 4 外国人の支援対策 第5 精神保健対策 <ul style="list-style-type: none"> 1 被災者等のメンタルヘルスケア 2 長期にわたるメンタルヘルスケア 第6 飼養されていた家庭動物の保護等 <ul style="list-style-type: none"> 1 被災地域における動物の保護及び内容 2 避難所における家庭動物の収容及び適正な飼養 <p>第1 避難指示、誘導 4 高齢者等避難又は避難指示の伝達、周知 ア 防災行政無線、サイレンによる避難信号の発信 イ <u>なんと緊急メール、南砺市防災アプリ、南砺市LINE公式アカウントの配信</u> ウ <u>Lアラート(災害情報共有システム)でのエリアメールやテレビへの発信</u></p>	<p>災害対応検証を踏まえた県防災計画の修正に伴う変更</p> <p>実態に合わせて修正</p>
--	--	--

<p><u>イ</u> 消防車・広報車による市内巡回放送</p> <p><u>ウ</u> 消防団員による各戸伝達</p> <p><u>エ</u> 自治会長等による各戸伝達ウ 消防団員による各戸伝達</p> <p>第3 避難所の設置・運営</p> <p>2 避難所の運営</p> <p>ア 市は、あらかじめ作成した避難所運営マニュアルを活用して、避難所運営委員会を設置し、避難所を運営する。避難所に原則として、避難所管理要員として職員を常駐させ、災害救助地区の自主防災組織やボランティア <u>(追加)</u> 等の協力を得て、避難者の保護にあたる。</p> <p>また、施設の使用にあたっては、施設管理者と緊密な連絡をとり、保全管理に十分留意する。</p> <p>市は、各避難所の適切な運営管理を行うものとし、この際、避難所における正確な情報の伝達、食料、飲料水等の配布、清掃等については、避難者、住民、自主防災組織、(追加) 避難所運営について専門性を有したNPO・ボランティア等の外部支援者等の協力が得られるよう努めるとともに、必要に応じ、他の地方公共団体に対して協力を求める。また、避難所の運営に関し、役割分担を明確化し、被災者に過度の負担がかからないよう配慮しつつ、被災者が相互に助け合う自治的な組織が主体的に関与する運営に早期に移行できるよう、その立ち上げを支援する。<u>(追加)</u></p> <p>(略)</p> <p>エ 市は、避難所における生活環境に注意を払い、生活指導の実施や要配慮者への配慮を行うなど、常に良好な環境を維持するよう努める。<u>また、避難の長期化等も想定されるので、必要に応じてプライバシーの確保の状況、段ボールベッド、パーティション等の活用状況、入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、医師や看護師等による巡回の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、ごみ処理の状況など、避難者の健康状態や避難所の衛生状態の把握に努め (追加) 必要な措置を講じるよう努める。</u></p> <p>オ 市は、指定避難所における <u>新型コロナウイルス感染症を含む</u> 感染症対策のため、避難者の健康管理や避難所の衛生管理、十分な避難スペースの確保、適切な避難所レイアウト等の必要な措置を講じるよう努める。</p> <p>(略)</p> <p><u>(追加)</u></p> <p><u>(追加)</u></p> <p><u>ク</u> 市は、指定緊急避難場所や避難所に避難したホームレスについて、住民票の有無等に関わらず適切に受け入れることとする。</p> <p><u>(追加)</u></p> <p><u>(追加)</u></p>	<p><u>エ</u> 消防車・広報車による市内巡回放送</p> <p><u>オ</u> 消防団員による各戸伝達</p> <p><u>カ</u> 自治会長等による各戸伝達</p> <p>第3 避難所の設置・運営</p> <p>2 避難所の運営</p> <p>ア 市は、あらかじめ作成した避難所運営マニュアルを活用して、避難所運営委員会を設置し、避難所を運営する。避難所に原則として、避難所管理要員として職員を常駐させ、災害救助地区の自主防災組織やボランティア、<u>防災士</u>等の協力を得て、避難者の保護にあたる。</p> <p>また、施設の使用にあたっては、施設管理者と緊密な連絡をとり、保全管理に十分留意する。</p> <p>市は、各避難所の適切な運営管理を行うものとし、この際、避難所における正確な情報の伝達、食料、飲料水等の配布、清掃等については、避難者、住民、自主防災組織、防災士、避難所運営について専門性を有したNPO・ボランティア等の外部支援者等の協力が得られるよう努めるとともに、必要に応じ、他の地方公共団体に対して協力を求める。</p> <p>また、避難所の運営に関し、役割分担を明確化し、被災者に過度の負担がかからないよう配慮しつつ、被災者が相互に助け合う自治的な組織が主体的に関与する運営に早期に移行できるよう、その立ち上げを支援する。<u>この際、避難生活支援に関する知見やノウハウを有する地域の人材に対して協力を求めるなど、地域全体で避難者を支えることができるよう留意するものとする。</u></p> <p>(略)</p> <p>エ 市は、避難所における生活環境に注意を払い、生活指導の実施や要配慮者への配慮を行うなど、常に良好な環境を維持するよう努める。<u>また、避難所の生活環境整備にあたり、必要に応じて子育て支援ネットワーク等の団体を紹介するなど、関係団体の専門的知識等を活用した支援を行うものとする。また、ベッド、パーティション、テント等を避難所開設当初から円滑に設置できる体制の整備に努めるとともに、入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、医師や看護師等による巡回の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、ごみ処理の状況など、避難者の健康状態や避難所の衛生状態の把握に努め、栄養バランスのとれた適温の食事や、入浴、洗濯等の生活に必要な水の確保、福祉的な支援の実施など、必要な措置を講じるよう努める。</u></p> <p>オ 市は、指定避難所における <u>(削除)</u> 感染症対策のため、避難者の健康管理や避難所の衛生管理、十分な避難スペースの確保、適切な避難所レイアウト等の必要な措置を講じるよう努める。</p> <p>(略)</p> <p><u>ク</u> 市は、<u>南砺市こどもの権利条例に基づき、指定避難所等において子供たちがあらゆる苦しみや暴力から守られ、その意見が尊重されるよう、子供たちが安心して安全に過ごせる「子どもにやさしい空間」をできるだけ早く確保し、遊びや学びなど日常に近い活動を通して災害時の子供の心のケアに努める。</u></p> <p><u>ケ</u> 市は、<u>応急仮設住宅の迅速な提供、公営住宅等利用可能な既存住宅の斡旋等により、避難所の早期解消に努める。</u></p> <p><u>コ</u> 市は、指定緊急避難場所や避難所に避難したホームレスについて、住民票の有無等に関わらず適切に受け入れることとする。</p> <p><u>サ</u> 市は、<u>指定緊急避難場所や避難所に家庭動物と同行避難した被災者について、適切に受け入れるとともに、避難所等における家庭動物の受入状況を含む避難状況等の把握に努めるものとする。</u></p> <p>4 避難所の撤収</p> <p><u>市町村は、発災後の状況に応じて、避難所の撤収を判断し、避難所の運営組織リーダーを通じて避難者に周知するものとする。</u></p>	<p>災害対応検証を踏まえた県防災計画の修正に伴う変更</p> <p>国の防災基本計画の記載に合わせた修正</p> <p>災害対応検証を踏まえた県防災計画の修正に伴う変更</p> <p>国の防災基本計画の記載に合わせた修正</p> <p>南砺市こどもの権利条例の趣旨を反映した修正</p> <p>震災編に合わせて追加</p> <p>国の防災基本計画の記載に合わせた修正</p> <p>災害対応検証を踏まえた県防災計画の修正に伴う変更</p>
--	---	--

<p>第4 要配慮者への支援</p> <p>1 在宅の要配慮者対策</p> <p>(1) 在宅の要配慮者の安全確保</p> <p>ア 市は、災害時には、避難行動要支援者本人の同意の有無にかかわらず、あらかじめ作成した避難行動要支援者名簿や個別避難計画を効果的に活用し、避難行動要支援者の避難支援及び迅速な安否確認を行う。</p> <p>イ 市は、自主防災組織 <u>(追加)</u> 等の協力を得ながら居宅にとり残された避難行動要支援者の発見に努め、発見した場合には、必要に応じ、避難所への誘導又はあらかじめ定めた手順により社会福祉施設への緊急入所を行う。</p> <p>ウ 市は、避難行動要支援者の特性に応じ、手話、筆談等、情報伝達手段について配慮する。</p> <p>エ 自主防災組織は、災害発生時に、家族や近隣住民、消防団 <u>(追加)</u> 等との連携をとり、在宅の避難行動要支援者の安否確認や避難誘導、救助活動 <u>(追加)</u> 等に努める。</p> <p>(2) 要配慮者の生活支援</p> <p>エ 避難所における相談体制の整備</p> <p>市は、避難所において被災した要配慮者の生活に必要な物資や人的援助のニーズを把握するため相談体制を整備する。特に、情報の伝達が困難な視覚障害者や車椅子利用者については、手話通訳、移動介護等のボランティアの活用により、支援体制を整備する。</p> <p>また、視覚障害者のための情報提供手段の整備に努める。<u>(例：見えるラジオ等)</u></p> <p>(略)</p> <p>4 外国人の支援対策</p> <p>(1) 外国人の救護</p> <p>市は、地域の自主防災組織及びボランティア <u>(追加)</u> の協力を得ながら、外国人住民の安否確認や避難誘導、救助活動に努める。</p> <p>県は、必要に応じ、被災していない県内市町村及び隣接県等に対して、関係職員等の派遣を要請する。</p> <p>(2) 外国人の生活支援</p> <p>ア 外国人への情報提供</p> <p>県及び市は、<u>(追加)</u> 報道機関の協力のもとに、被災した外国人に対して生活必需品や利用可能な施設及びサービスに関する情報の提供を行う。</p> <p>イ 避難所における相談体制の整備</p> <p>市は、避難所において、被災した外国人の生活に必要な物資や通訳などのニーズの把握及び対応のため、ボランティア等の協力を得ながら、相談体制を整備する。<u>(追加)</u></p> <p>(略)</p> <p>第6 飼養されていた家庭動物の保護等</p> <p>(略)</p> <p>2 避難所における家庭動物の収容及び適正な飼養</p> <p>飼い主とともに避難所に避難した家庭動物については、市は、避難所の隣接地にその動物の収容所を設置するなど、できる限り避難場所での収容を可能とするよう努める。</p> <p>市は、<u>(追加)</u> 必要に応じ、指定避難所における家庭動物のための避難スペースの確保等に努めるとともに、獣医師会や動物取扱業者等から必要な支援が受けられるよう、連携に努める。</p> <p>また、市は、動物の収容所を設置する市町村及び動物愛護団体等と協力して、飼い主とともに避難した家庭動物について適正な飼養の指導を行うなど、動物の愛護及び環境衛生の維持に努める。</p>	<p>第4 要配慮者への支援</p> <p>1 在宅の要配慮者対策</p> <p>(1) 在宅の要配慮者の安全確保</p> <p>ア 市は、災害時には、避難行動要支援者本人の同意の有無にかかわらず、あらかじめ作成した避難行動要支援者名簿や個別避難計画を効果的に活用し、避難行動要支援者の避難支援及び迅速な安否確認を行う。</p> <p>イ 市は、自主防災組織や<u>防災士</u>等の協力を得ながら居宅にとり残された避難行動要支援者の発見に努め、発見した場合には、必要に応じ、避難所への誘導又はあらかじめ定めた手順により社会福祉施設への緊急入所を行う。</p> <p>ウ 市は、避難行動要支援者の特性に応じ、手話、筆談等、情報伝達手段について配慮する。</p> <p>エ 自主防災組織は、災害発生時に、家族や近隣住民、消防団、<u>防災士</u>等との連携をとり、在宅の避難行動要支援者の安否確認や避難誘導、救助活動、<u>必要な情報の提供</u>等に努める。</p> <p>(2) 要配慮者の生活支援</p> <p>(略)</p> <p>エ 避難所における相談体制の整備</p> <p>市は、避難所において被災した要配慮者の生活に必要な物資や人的援助のニーズを把握するため相談体制を整備する。特に、情報の伝達が困難な視覚障害者や車椅子利用者については、手話通訳、移動介護等のボランティアの活用により、支援体制を整備する。</p> <p>また、視覚障害者のための情報提供手段の整備に努める。<u>(ラジオ、テレビ(字幕・手話・解説放送)、ホワイトボード、遠隔通訳サービス(手話・文字チャット)等)</u></p> <p>(略)</p> <p>4 外国人の支援対策</p> <p>(1) 外国人の救護</p> <p>市は、地域の自主防災組織及びボランティアや<u>地域のキーパーソン</u>等の協力を得ながら、外国人住民の安否確認や避難誘導、救助活動に努める。</p> <p>県は、必要に応じ、被災していない県内市町村及び隣接県等に対して、関係職員等の派遣を要請する。</p> <p>(2) 外国人の生活支援</p> <p>ア 外国人への情報提供</p> <p>県及び市は、<u>外国人向けの防災関係等の情報サイトへのアクセスリンクを公式ウェブサイト等に記載するとともに</u>報道機関の協力のもとに、被災した外国人に対して生活必需品や利用可能な施設及びサービスに関する情報の提供を行う。</p> <p>イ 避難所における相談体制の整備</p> <p>市は、避難所において、被災した外国人の生活に必要な物資や通訳などのニーズの把握及び対応のため、ボランティア等の協力を得ながら、相談体制を整備する。<u>また、携帯型翻訳機・アプリ等の活用を推進する。</u></p> <p>(略)</p> <p>第6 飼養されていた家庭動物の保護等</p> <p>(略)</p> <p>2 避難所における家庭動物の収容及び適正な飼養</p> <p>飼い主とともに避難所に避難した家庭動物については、市は、避難所の隣接地にその動物の収容所を設置するなど、できる限り避難場所での収容を可能とするよう努める。</p> <p>市は、<u>避難所における家庭動物の受入状況を把握するとともに</u>、必要に応じ、指定避難所における家庭動物のための避難スペースの確保等に努めるとともに、獣医師会や動物取扱業者等から必要な支援が受けられるよう、連携に努める。</p> <p>また、市は、動物の収容所を設置する市町村及び動物愛護団体等と協力して、飼い主とともに避難し</p>	<p>災害対応検証を踏まえた県防災計画の修正に伴う変更</p> <p>国の表記に合わせて修正</p> <p>災害対応検証を踏まえた県防災計画の修正に伴う変更</p>
--	--	--

<p>(略)</p> <p>第10節 交通規制・輸送対策</p> <p>第1 交通情報の収集伝達及び規制の実施</p> <p>1 被害状況の収集伝達（市営バス） 市営バスの管理者は、所管している施設の被害状況及び復旧見通し等について、災害対策本部に報告するとともに、関係機関へ伝達する。<u>(追加)</u></p> <p>(略)</p> <p>第2 緊急交通路の確保</p> <p>(略)</p> <p>2 緊急航空路の確保 震災時には、ヘリコプター等による被害状況の把握、人員・物資の輸送を迅速に行う必要がある。このため、市は、ヘリコプターによる迅速かつ効率的な人員・物資輸送を行うための緊急時ヘリポートの確保等に努める。<u>(追加)</u></p> <p>第3 輸送車両、航空機の確保</p> <p>(略)</p> <p>4 輸送車両等の確保</p> <p>(略)</p> <p>(2) ヘリコプター等による輸送 地上交通が途絶した場合又は輸送の急を要する場合には、総務部は、県にヘリコプター等による輸送を要請する。 また、必要により、本章第6節「広域応援要請」に基づき、県に自衛隊の派遣を要請する。<u>(追加)</u></p> <p>第11節 飲料水・食料・生活必需品等の供給</p> <p>第2 食料の供給</p> <p>(略)</p> <p>5 被災者の要望把握と支援</p> <p>(略)</p> <p>(3) 市は、<u>(追加)</u>避難所における食物アレルギーを有する者のニーズの把握やアセスメントの実施、食物アレルギーに配慮した食料の確保等に努めるものとする。</p> <p>第12節 廃棄物処理・防疫・食品衛生対策</p> <p>第1 し尿処理</p> <p>(略)</p> <p>3 広域的な支援・協力 市は、し尿の収集・運搬及び処理に必要な人員、収集運搬車両及び処理施設が不足する場合には、県に対して広域的な支援の要請を行う。 県は、相互の支援の状況を踏まえつつ、他市町村及び富山県環境保全協同組合及び(公社)富山県浄化槽協会に協力を要請するとともに、これらの支援活動について調整を行う。<u>(追加)</u></p>	<p>た家庭動物について適正な飼養の指導を行うなど、動物の愛護及び環境衛生の維持に努める。</p> <p>(略)</p> <p>第10節 交通規制・輸送対策</p> <p>第1 交通情報の収集伝達及び規制の実施</p> <p>1 被害状況の収集伝達（市営バス） 市営バスの管理者は、所管している施設の被害状況及び復旧見通し等について、災害対策本部に報告するとともに、関係機関へ伝達する。<u>また、避難に資する情報は関係機関と連携のうえ、住民に対して積極的に発信・伝達する。</u></p> <p>(略)</p> <p>第2 緊急交通路の確保</p> <p>(略)</p> <p>2 緊急航空路の確保 震災時には、ヘリコプター等による被害状況の把握、人員・物資の輸送を迅速に行う必要がある。このため、市は、ヘリコプターによる迅速かつ効率的な人員・物資輸送を行うための緊急時ヘリポートの確保等に努める。<u>また、民間ヘリコプターが離着陸可能な場外離着陸場の確保に努めるものとする。</u></p> <p>第3 輸送車両、航空機の確保</p> <p>(略)</p> <p>4 輸送車両等の確保</p> <p>(略)</p> <p>(2) ヘリコプター等による輸送 地上交通が途絶した場合又は輸送の急を要する場合には、総務部は、県にヘリコプター等による輸送を要請する。 また、必要により、本章第6節「広域応援要請」に基づき、県に自衛隊の派遣を要請する<u>こととし、必要に応じて協定締結している民間のヘリコプターでの輸送を依頼するものとする。</u></p> <p>第11節 飲料水・食料・生活必需品等の供給</p> <p>第2 食料の供給</p> <p>(略)</p> <p>5 被災者の要望把握と支援</p> <p>(略)</p> <p>(3) 市は、<u>被災者の要望を聞き取る体制を整備し、</u>避難所における食物アレルギーを有する者のニーズの把握やアセスメントの実施、食物アレルギーに配慮した食料の確保等に努めるものとする。</p> <p>第12節 廃棄物処理・防疫・食品衛生対策</p> <p>第1 し尿処理</p> <p>(略)</p> <p>3 広域的な支援・協力 市は、し尿の収集・運搬及び処理に必要な人員、収集運搬車両及び処理施設が不足する場合には、県に対して広域的な支援の要請を行う。 県は、相互の支援の状況を踏まえつつ、他市町村及び富山県環境保全協同組合及び(公社)富山県浄化槽協会に協力を要請するとともに、これらの支援活動について調整を行う。<u>なお、大規模災害により、県内で処理を行うことが困難な場合には、広域的な処理体制を確保するため、国（災害廃棄物処理支援ネットワーク）や他都道府県（大規模災害時廃棄物対策中部ブロック協議会）等に対して支援を要請す</u></p>	<p>災害対応検証を踏まえた県防災計画の修正に伴う変更</p> <p>協定締結により追記</p> <p>協定締結により追記</p> <p>災害対応検証を踏まえた県防災計画の修正に伴う変更</p>
--	--	---

<p>第2 ごみ、災害廃棄物等の処理 (略)</p> <p>2 災害廃棄物処理 市及び県は、発生した災害廃棄物の種類、性状(土砂、ヘドロ、汚染物等)等を勘案し、その発生量(追加)を推計した上で、事前に策定しておいた県廃棄物処理計画及び一般廃棄物処理計画を適切に見直すとともに、見直し後の計画に基づき、仮置場、最終処分地を確保し、必要に応じて広域処理を行うこと等により、災害廃棄物の計画的な収集、運搬及び処分を行い、災害廃棄物の円滑かつ迅速な処理を図る。 (略)</p> <p>3 広域的な支援・協力の確保 生活ごみ、解体廃棄物、災害廃棄物、残骸物の収集・運搬及び処理に必要な人員、収集運搬車両及び処理施設が不足する場合には、県に対して広域的な支援の要請を行う。 県は、相互の支援の状況(追加)をふまえつつ、他市町村及び(一社)富山県産業廃棄物協会等及び(一社)富山県構造物解体協会に協力を要請するとともに、これらの支援活動の調整を行う。</p> <p>第3 防疫対策(生活環境班、保健班) 災害に伴い、感染症が発生し、又はそのおそれがある場合は、防疫対策の徹底を期するため、市及び砺波厚生センターにおいて、災害防疫対策組織を設置し、速やかに災害防疫活動を実施する。 市及び県は、被災地において<u>新型コロナウイルス感染症を含む</u>感染症の発生、拡大がみられる場合は、防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、感染症対策として必要な措置を講じるよう努める。</p> <p>第15節 ライフライン施設の応急復旧対策 第3 上水道施設 2 応急復旧 市は、住民の生活用水確保のため、的確な被害の把握に基づき応急復旧計画を策定し、送配水幹線から、給水拠点までの流れを優先して復旧する。次いでその他の配水管、給水装置の順で復旧し、配水調整によって段階的に断水区域を解消しながら速やかな正常給水に努める。 また、被害が甚大な場合は、他市町村、水道工事業者及び水道資機材の取扱業者等の広域支援体制を確立する。(追加) (略)</p> <p>3 予備水源としての井戸、消雪用井戸の活用 (略) (追加)</p> <p>第16節 公共施設等の応急復旧対策 第3 社会公共施設等 4 文化財 (略) イ 文化財に被害が発生した場合は、その所有者又は管理者は、被害状況を速やかに調査し、そ</p>	<p><u>る。</u></p> <p>第2 ごみ、災害廃棄物等の処理 (略)</p> <p>2 災害廃棄物処理 市及び県は、発生した災害廃棄物の種類、性状(土砂、ヘドロ、汚染物等)等を勘案し、その発生量<u>や被災家屋の棟数</u>を推計した上で、事前に策定しておいた県廃棄物処理計画及び一般廃棄物処理計画を適切に見直すとともに、見直し後の計画に基づき、仮置場、最終処分地を確保し、必要に応じて広域処理を行うこと等により、災害廃棄物の計画的な収集、運搬及び処分を行い、災害廃棄物の円滑かつ迅速な処理を図る。 (略)</p> <p>3 広域的な支援・協力の確保 生活ごみ、解体廃棄物、災害廃棄物、残骸物の収集・運搬及び処理に必要な人員、収集運搬車両及び処理施設が不足する場合には、県に対して広域的な支援の要請を行う。 県は、相互の支援の状況、<u>支援ニーズ</u>をふまえつつ、他市町村及び(一社)富山県産業廃棄物協会等及び(一社)富山県構造物解体協会に協力を要請するとともに、これらの支援活動の調整を行う。</p> <p>第3 防疫対策(生活環境班、保健班) 災害に伴い、感染症が発生し、又はそのおそれがある場合は、防疫対策の徹底を期するため、市及び砺波厚生センターにおいて、災害防疫対策組織を設置し、速やかに災害防疫活動を実施する。 市及び県は、被災地において<u>(削除)</u>感染症の発生、拡大がみられる場合は、防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、感染症対策として必要な措置を講じるよう努める。</p> <p>第15節 ライフライン施設の応急復旧対策 第3 上水道施設 2 応急復旧 市は、住民の生活用水確保のため、的確な被害の把握に基づき応急復旧計画を策定し、送配水幹線から、給水拠点までの流れを優先して復旧する。次いでその他の配水管、給水装置の順で復旧し、配水調整によって段階的に断水区域を解消しながら速やかな正常給水に努める。 また、被害が甚大な場合は、他市町村、水道工事業者及び水道資機材の取扱業者等の広域支援体制を確立する。<u>県は、被害が甚大であり、大規模な支援が必要であると判断した場合は、厚生労働省を通じ、全国の水道事業者等に支援を要請し事業者の受入れ窓口を設置するなど、十分な応急復旧体制を確立する。</u> (略)</p> <p>3 予備水源としての井戸、消雪用井戸の活用 (略) <u>ウ 指定避難所の消雪用井戸等について、災害時に防災井戸として活用可能かを調査し、停電時でも取水できる手押しポンプの設置に努める。</u></p> <p>第16節 公共施設等の応急復旧対策 第3 社会公共施設等 4 文化財 (略) イ 文化財に被害が発生した場合は、その所有者又は管理者は、被害状況を速やかに調査し、その</p>	<p>災害対応検証を踏まえた県防災計画の修正に伴う変更</p> <p>国の防災基本計画の記載に合わせた修正</p> <p>災害対応検証を踏まえた県防災計画の修正に伴う変更</p> <p>災害対応検証を踏まえた修正</p>
--	---	--

<p>の結果を県教育委員会を経由して文化庁長官へ報告しなければならない。</p> <p>(略)</p> <p>第18節 応急住宅対策等</p> <p>【対策の体系】</p> <div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="width: 45%;"> <p>第1 応急仮設住宅の確保</p> <p>第2 被災住宅の応急修理</p> </div> <div style="width: 45%;"> <p>1 応急仮設住宅の建設</p> <p>2 入居者の選定</p> <p>3 応急仮設住宅の管理</p> <p>1 住宅の応急修理</p> <p>2 応急対象者の範囲</p> </div> </div> <p>第1 応急仮設住宅の確保</p> <p><u>(追加)</u></p> <p><u>1</u> 応急仮設住宅の建設</p> <p>(略)</p> <p><u>(追加)</u></p> <p><u>(2)</u> 建設用地</p> <p>(略)</p> <p><u>(3)</u> 設置戸数</p> <p>(略)</p> <p><u>(4)</u> 建設の規模及び費用</p> <p>(略)</p> <p><u>(5)</u> 建設の時期</p> <p>(略)</p> <p><u>(6)</u> 建設工事</p> <p>(略)</p> <p><u>(7)</u> 民間賃貸住宅借上げによる供与</p> <p>(略)</p> <p><u>(8)</u> 供与の期間</p> <p>(略)</p> <p>第19節 教育・労働力確保対策</p> <p>第1 応急教育等</p> <p>1 応急教育計画の策定等</p> <p>(1) 応急教育計画の策定等</p>	<p>結果を県教育委員会を経由して文化庁へ報告する。</p> <p>(略)</p> <p>第18節 応急住宅対策等</p> <p>【対策の体系】</p> <div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="width: 45%;"> <p>第1 応急仮設住宅の確保</p> <p>第2 被災住宅の応急修理</p> <p>第3 災害の拡大防止と二次災害の防災</p> </div> <div style="width: 45%;"> <p>1 被災世帯の調査</p> <p>2 応急仮設住宅の建設</p> <p>3 入居者の選定</p> <p>4 応急仮設住宅の建設</p> <p>1 住宅の応急修理</p> <p>2 応急対象者の範囲</p> </div> </div> <p>第1 応急仮設住宅の確保</p> <p><u>1 被災世帯の調査</u></p> <p><u>市は、災害のため住家に被害が生じた場合、応急仮設住宅の建設及び住宅被災に対する応急処理に必要な次の調査を実施する。</u></p> <p><u>ア 住宅及び宅地の被害状況</u></p> <p><u>イ 被災地における住民の動向</u></p> <p><u>ウ 応急住宅対策（応急仮設住宅入居、応急住宅修理等）に関する被災者の希望</u></p> <p><u>2 応急仮設住宅の建設</u></p> <p>(略)</p> <p><u>(2) 体制の確立</u></p> <p><u>市は、富山県応急仮設住宅建設マニュアルを確認し、連絡及び建設に係る体制を確立する。</u></p> <p><u>(3) 建設用地</u></p> <p>(略)</p> <p><u>(4) 設置戸数</u></p> <p>(略)</p> <p><u>(5) 建設の規模及び費用</u></p> <p>(略)</p> <p><u>(6) 建設の時期</u></p> <p>(略)</p> <p><u>(7) 建設工事</u></p> <p>(略)</p> <p><u>(8) 民間賃貸住宅借上げによる供与</u></p> <p>(略)</p> <p><u>(9) 供与の期間</u></p> <p>(略)</p> <p>第19節 教育・労働力確保対策</p> <p>第1 応急教育等</p> <p>1 応急教育計画の策定等</p> <p>(1) 応急教育計画の策定等</p>	<p>震災編に合わせて追加</p> <p>県防災計画の修正に伴う変更</p>
--	---	--

<p>(略)</p> <p>イ 校長等は、災害の発生に備えて、次の措置を講じなければならない。</p> <p>(ア) 児童生徒等の避難訓練、災害時の事前指導、(追加) 事後措置及び保護者との連絡方法 <u>(追加)</u> のマニュアルを専門家等の助言を得るなどして作成し、その周知を図る <u>(追加)</u>。</p> <p>(略)</p> <p>(2) 児童・生徒、保護者、教職員の被害状況の把握</p> <p>校長は、災害発生後ただちに現地災害本部等の協力を得て、児童・生徒、保護者、教職員及び施設設備の被害状況並びに学校周辺の状況を速やかに把握するとともに、その状況を県機関及び市教育委員会へ報告しなければならない。</p> <p><u>(追加)</u></p> <p>第3章 災害復旧対策</p> <p>第1節 民生安定のための緊急対策</p> <p>第1 被災者の生活確保</p> <p>被害を受けた地域住民が、被災から速やかに再起するよう、被災者に対する生活相談、義援金・救済物資、災害弔慰金等の支給、生活福祉資金の貸付け、失業者(休業者)の生活安定対策等、住民の自力復興を促進するための各種対策を講じ、早期の生活安定を図る。<u>(追加)</u></p> <p>(略)</p> <p>2 義援金、義援物資の受付・配分</p> <p>災害が発生した場合に、各方面から寄託される義援金、義援物資の受付及びこれらの配分等を適切に行う <u>(追加)</u>。</p> <p>(略)</p> <p>1 1 被災者台帳の作成</p> <p>市は、必要に応じて、個々の被災者の被害の状況や各種の支援措置の実施状況、配慮を要する事項等を一元的に集約した被災者台帳を作成し、被災者の援護の総合的かつ効率的な実施に努める <u>(追加)</u>。</p> <p>(略)</p>	<p>(略)</p> <p>イ 校長等は、災害の発生に備えて、次の措置を講じなければならない。</p> <p>(ア) 児童生徒等の避難訓練、災害時の事前指導、<u>安否確認方法</u>、事後措置及び保護者との連絡方法 <u>(一斉メールの活用等)</u> のマニュアルを専門家等の助言を得るなどして作成し、その周知を図るとともに <u>継続的に見直しを行う</u>。</p> <p>(略)</p> <p>(2) 児童・生徒、保護者、教職員の被害状況の把握</p> <p>校長は、災害発生後ただちに現地災害本部等の協力を得て、児童・生徒、保護者、教職員及び施設設備の被害状況並びに学校周辺の状況を速やかに把握するとともに、その状況を県機関及び市教育委員会へ報告しなければならない。 <u>また、児童生徒の安否情報は、事前に定めた方法により迅速に保護者と共有するものとする。</u></p> <p><u>さらに、学校等の管理に必要な職員を確保するとともに、避難所の開設等災害対策に協力するなど万全の体制を確立する。</u></p> <p>第3章 災害復旧対策</p> <p>第1節 民生安定のための緊急対策</p> <p>第1 被災者の生活確保</p> <p>被害を受けた地域住民が、被災から速やかに再起するよう、被災者に対する生活相談、義援金・救済物資、災害弔慰金等の支給、生活福祉資金の貸付け、失業者(休業者)の生活安定対策等、住民の自力復興を促進するための各種対策を講じ、早期の生活安定を図る。 <u>また、被災者が自らに適した支援制度を活用して生活再建に取り組むことができるよう、災害ケースマネジメントの実施等により、見守り・相談の機会や被災者台帳等を活用したきめ細やかな支援を行うとともに、被災者が容易に支援制度を知ることができる環境の整備に努めるものとする。</u></p> <p>(略)</p> <p>2 義援金、義援物資の受付・配分</p> <p>災害が発生した場合に、各方面から寄託される義援金、義援物資の受付及びこれらの配分等を適切に行う <u>ものとし、市は、被災地のニーズの把握及び報道機関等を通じた公表、被災地のニーズに応じた物資の提供の受付、被災地(受入側)と県民、企業等(提供側)の連絡調整業務を円滑に実行できるよう努めるものとする。</u></p> <p>(略)</p> <p>1 1 被災者台帳の作成</p> <p>市は、必要に応じて、個々の被災者の被害の状況や各種の支援措置の実施状況、配慮を要する事項等を一元的に集約した被災者台帳を作成し、被災者の援護の総合的かつ効率的な実施に努める <u>ものとする</u>。 <u>また、被災者支援業務の迅速化・効率化のため、被災者台帳の作成にデジタル技術を活用するよう積極的に検討するものとする。</u></p> <p>(略)</p>	<p>災害対応検証を踏まえた県防災計画の修正に伴う変更</p> <p>災害対応検証を踏まえた県防災計画の修正に伴う変更</p> <p>国の防災基本計画の記載に合わせた修正</p>
--	--	---

現 行	修 正 案	備 考
<p>第3編 雪害編</p> <p>第1章 雪害予防対策</p> <p>第3節 都市基盤等の耐雪化</p> <p>第1 建築物の安全確保 公共建築物や防災上重要な建築物については必要な耐雪性を確保するとともに、一般建築物においても耐雪性能の向上及び無雪害化を図る。<u>(追加)</u> (略)</p> <p>第2 ライフライン施設の耐雪化 電力、ガス、上下水道、通信等のライフライン関連施設は住民の日常生活及び社会経済活動に欠くことのできないものである。これら生活関連施設の雪害予防を図るため、関連機関においては、これらの耐雪化等雪害対策に努める。<u>(追加)</u> (略)</p> <p>3 上水道施設における雪害予防対策 (略) (1) 施設の耐雪化 積雪、雪崩による施設の破壊及び凍結による空気弁・給水栓等屋外施設の破損、停電による機能停止等の被害が想定されるため、市は、設計、施工時に積雪荷重及び凍結防止設備、予備電源等の耐雪化に十分な検討を行い、適切な運転管理が行える構造とする。 また、通常行う定期点検・整備を確実に実施し、設備の不良箇所を補強する。<u>(追加)</u> (略)</p> <p>(4) 支援体制等の確立 豪雪時には、人力、装備、資機材等のすべてにわたり、現有力だけでは対処することが困難な場合も想定されるので、水道事業者は、平常時から支援体制及び受入体制を整備する。<u>(追加)</u> (略)</p> <p>第3 廃棄物処理施設の耐雪化 し尿、ごみ等の一般廃棄物処理施設の雪による被害を最小限に留めるとともに、雪害時における応急復旧作業を円滑に実施し、廃棄物が適正に処理されることが必要である。 このため、市は、一般廃棄物処理施設の耐雪化に努めるとともに、<u>(追加)</u> 国の「災害廃棄物対策指針」を踏まえて廃棄物処理を円滑に実施するための体制を整備する。また、産業廃棄物処理施設の管理者は、処理施設の耐雪化に努める。 (略)</p>	<p>第3編 雪害編</p> <p>第1章 雪害予防対策</p> <p>第3節 都市基盤等の耐雪化</p> <p>第1 建築物の安全確保 公共建築物や防災上重要な建築物については必要な耐雪性を確保するとともに、一般建築物においても耐雪性能の向上及び無雪害化を図る。<u>また、発災後の点検体制(対象施設、実施期限、結果の共有方法等)の強化と継続的な見直し、マニュアルの作成等を行う。</u> (略)</p> <p>第2 ライフライン施設の耐雪化 電力、ガス、上下水道、通信等のライフライン関連施設は住民の日常生活及び社会経済活動に欠くことのできないものである。これら生活関連施設の雪害予防を図るため、関連機関においては、これらの耐雪化等雪害対策に努める。<u>また、災害時においてその機能を発揮できるように、系統多重化等による代替性の確保や、オフグリッド化等の取り組みの検討を進める。</u> (略)</p> <p>3 上水道施設における雪害予防対策 (略) (1) 施設の耐雪化 積雪、雪崩による施設の破壊及び凍結による空気弁・給水栓等屋外施設の破損、停電による機能停止等の被害が想定されるため、市は、設計、施工時に積雪荷重及び凍結防止設備、予備電源等の耐雪化に十分な検討を行い、適切な運転管理が行える構造とする。 また、通常行う定期点検・整備を確実に実施し、設備の不良箇所を補強する。<u>さらに、電気設備の停電対策として、無停電電源装置、自家発電設備及び可搬型発電設備等の設置等の対策に努める。</u> (略) (4) 支援体制等の確立 豪雪時には、人力、装備、資機材等のすべてにわたり、現有力だけでは対処することが困難な場合も想定されるので、水道事業者は、平常時から支援体制及び受入体制を整備する。<u>また、大規模災害を想定した上水道の迅速な復旧に向け、協定事業者のさらなる確保に努める。さらに、生活用水確保の観点から、施設の消融雪用井戸等について、災害時に防災井戸として活用可能かを調査し、停電時でも取水できる手押しポンプの設置に努めるとともに、入浴施設やトイレの設置について、協定事業者のさらなる確保に努める。</u> (略)</p> <p>第3 廃棄物処理施設の耐雪化 し尿、ごみ等の一般廃棄物処理施設の雪による被害を最小限に留めるとともに、雪害時における応急復旧作業を円滑に実施し、廃棄物が適正に処理されることが必要である。 このため、市は、一般廃棄物処理施設の耐雪化に努めるとともに、<u>発災時に施設の被災状況を確認し、速やかに稼働の可否を判断する手順を検討するなど</u>国の「災害廃棄物対策指針」を踏まえて廃棄物処理を円滑に実施するための体制を整備する。また、産業廃棄物処理施設の管理者は、処理施設の耐雪化に努める。 (略)</p>	<p>災害対応検証を踏まえた県防災計画の修正に伴う変更</p> <p>災害対応検証を踏まえた県防災計画の修正に伴う変更</p> <p>災害対応検証を踏まえた県防災計画の修正に伴う変更</p>

2 し尿、ごみ等の処理体制の整備
(略)

(3) ごみ、災害廃棄物等の仮置場の確保

豪雪時においては、ごみ、災害廃棄物などの廃棄物が発生するとともに、処理施設自体の被災も予想されることから、(追加) 運搬経路、住居地域を考慮したごみ、災害廃棄物等の仮置場を (追加) 検討しておく。

(4) 避難所等の仮設(簡易)トイレの確保

市は、雪圧による家屋の倒壊、凍結による断水等により便所が使用できなくなることが予想されるため、避難所等に仮設(簡易)トイレを確保する。 (追加)

第2章 雪害応急対策

第1節 予警報の伝達

第1雪等に関する予警報の種類及び発表基準

(略)

1 注意報・警報の種類及び発表基準

令和3年6月8日現在

南砺市	府県予報区	富山県
	一次細分区域	西部
	市町村をまとめた地域	西部南

(略)

2 特別警報の種類及び発表基準

現象の種類	基準
暴風雪	数十年に一度の強度の台風と同程度の温帯低気圧により雪を伴う暴風が吹くと予想される場合
大雪	数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合

(追加)

(略)

2 し尿、ごみ等の処理体制の整備
(略)

(3) ごみ、災害廃棄物等の仮置場の確保

豪雪時においては、ごみ、災害廃棄物などの廃棄物が発生するとともに、処理施設自体の被災も予想されることから、あらかじめ活用可能な候補地を把握、調整したうえで、運搬経路、住居地域を考慮したごみ、災害廃棄物等の仮置場を 確保するとともに、災害廃棄物等の処分方法を 検討しておく。

(4) 避難所等の仮設(簡易)トイレの確保

市は、雪圧による家屋の倒壊、凍結による断水等により便所が使用できなくなることが予想されるため、避難所等に仮設(簡易)トイレを確保する。仮設(簡易)トイレの確保にあたっては、民間事業者等との応援協定の締結を推進する。

第2章 雪害応急対策

第1節 予警報の伝達

第1雪等に関する予警報の種類及び発表基準

(略)

1 注意報・警報の種類及び発表基準

令和6年5月23日現在

南砺市	府県予報区	富山県
	一次細分区域	西部
	市町村をまとめた地域	西部南

(略)

2 特別警報の種類及び発表基準

現象の種類	基準
暴風雪	数十年に一度の強度の台風と同程度の温帯低気圧により雪を伴う暴風が吹くと予想される場合
大雪	数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合

(注) 過去の災害事例に照らして、積雪量に関する客観的な指標を設け、これらの実況及び予想に基づいて発表を判断する。

(略)

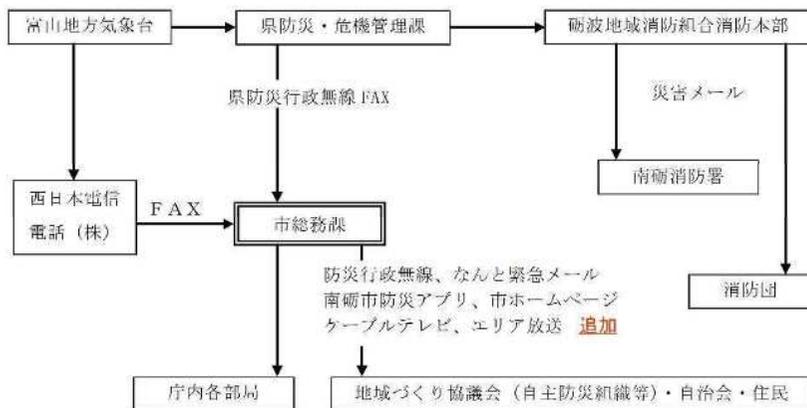
災害対応検証を踏まえた県防災計画の修正に伴う変更

気象庁 HP の標記に合わせ修正

第2 伝達体制

1 気象注意報・警報等の受領
(略)

【気象情報（警報）連絡体制】



2 気象予報、警報等の伝達

特に災害の発生が予知され危険である場合又は必要と認められる場合は、必要に応じ消防団、関係団体へ連絡し、周知を図るとともに、総務課は防災無線、広報車等により通報する。消防団においては、各分団の担当者に連絡し、各担当者は、地域住民に周知させる。

なお、市及び県は、さまざまな環境下にある住民等及び地方公共団体職員に対して警報等が確実に伝わるよう、関係事業者の協力を得つつ、防災行政無線、全国瞬時警報システム（J-ALERT）、Lアラート（災害情報共有システム）、テレビ、ラジオ（コミュニティFM放送を含む。）、携帯電話（緊急速報メール機能を含む。）、ワンセグ等を用いた伝達手段の多重化、多様化を図る。

(略)

第2節 応急活動体制

第1 市の活動体制

1 職員の非常配備・参集

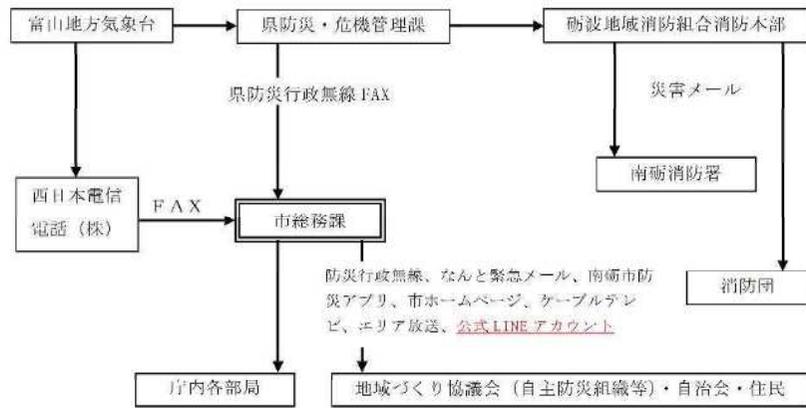
(1) 配備基準
(略)

第3非常配備 【非常体制】 【災害対策本部・ 現地災害対策本部 の設置】	①市全域にわたって大規模な災害が発生すると予想される時。 ②市全域でなくとも、その災害が特に甚大であると予想され、かつ市長が指令したとき。	①災害対策本部、現地災害対策本部を設置する。 ②災害対策に万全を期するため当該災害に関係する各課全員があたる。 ③時間外の場合は近隣の被害状況を把握し、まず人命救助を行った後登庁
--	--	---

第2 伝達体制

1 気象注意報・警報等の受領
(略)

【気象情報（警報）連絡体制】



2 気象予報、警報等の伝達

特に災害の発生が予知され危険である場合又は必要と認められる場合は、必要に応じ消防団、関係団体へ連絡し、周知を図るとともに、総務課は防災無線、広報車等により通報する。消防団においては、各分団の担当者に連絡し、各担当者は、地域住民に周知させる。

なお、市及び県は、さまざまな環境下にある住民等及び地方公共団体職員に対して警報等が確実に伝わるよう、関係事業者の協力を得つつ、防災行政無線、全国瞬時警報システム（J-ALERT）、Lアラート（災害情報共有システム）、テレビ、ラジオ（コミュニティFM放送を含む。）、携帯電話（緊急速報メール機能を含む。）、インターネット、防災アプリ、シームレスデジタル防災マップ等を用いた伝達手段の多重化、多様化を図る。

(略)

第2節 応急活動体制

第1 市の活動体制

1 職員の非常配備・参集

(1) 配備基準
(略)

第3非常配備 【非常体制】 【災害対策本部・ 現地災害対策本部 の設置】	①市全域にわたって大規模な災害が発生すると予想される時。 ②市全域でなくとも、その災害が特に甚大であると予想され、かつ市長が指令したとき。	①災害対策本部、現地災害対策本部を設置する。 ②災害対策に万全を期するため当該災害に関係する各課全員があたる。 ③時間外の場合は近隣の被害状況を把握し、まず人命救助を行った後登庁
--	--	---

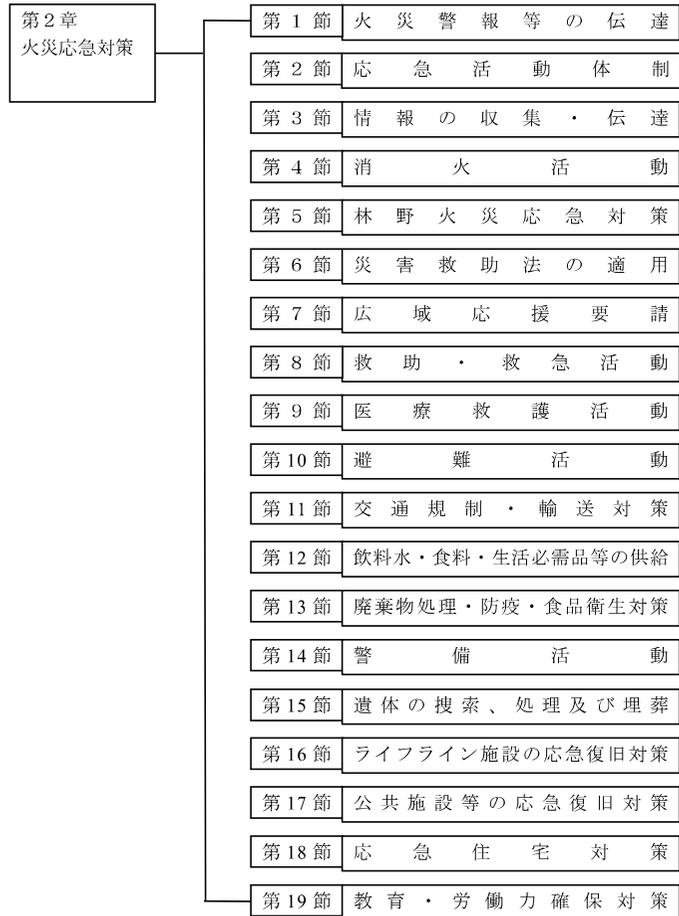
情報発信ツールの追加

災害対応検証を踏まえた県防災計画の修正に伴う変更

現 行	修 正 案	備 考																				
<p>第4編 火災編</p> <p>第1章 火災予防対策</p> <p>第2節 予防行政の充実強化</p> <p>第1 防火管理の徹底 (略)</p> <p>イ 消防本部は、<u>防火管理者の資格付与講習会を適宜開催し、有資格者の養成を図り、防火管理者の確実な選任を促進する。</u>また、現在の防火管理者等に対し、講習会等を実施し、資質の向上を図る。 (略)</p> <p>第4節 大火危険気象に対する予防措置</p> <p>【対策の体系】</p> <table border="1" data-bbox="210 576 595 898"> <tr><td>第1</td><td>火災 <u>(追加)</u> 警報の発令</td></tr> <tr><td>第2</td><td>消防機関の警戒措置体制の確保</td></tr> <tr><td>第3</td><td>防 火 対 象 物 の 警 戒</td></tr> <tr><td>第4</td><td>消防機関の点検整備と災害時の出動体制</td></tr> <tr><td>第5</td><td>火災発生防止の緊急措置</td></tr> </table> <p>第1 火災 <u>(追加)</u> 警報の発令 消防長は、火災予防上危険であると認められる気象状況にある場合は、必要に応じて消防法第22条の規定により火災警報 <u>(追加)</u> を発する。 消防長は、火災 <u>(追加)</u> 警報を発令又は解除した時は、速やかに関係機関に周知するとともに、県知事に報告しなければならない。</p> <p>第2 消防機関の警戒措置体制の確保 消防長は、消防機関の警戒措置体制の確保に努めるものとし、火災 <u>(追加)</u> 警報を発した場合に行う消防機関の警戒計画をあらかじめ定めておく。 (略)</p>	第1	火災 <u>(追加)</u> 警報の発令	第2	消防機関の警戒措置体制の確保	第3	防 火 対 象 物 の 警 戒	第4	消防機関の点検整備と災害時の出動体制	第5	火災発生防止の緊急措置	<p>第4編 火災編</p> <p>第1章 火災予防対策</p> <p>第2節 予防行政の充実強化</p> <p>第1 防火管理の徹底 (略)</p> <p>イ 消防本部は、<u>防火管理者を定めなければならない防火対象物に対し、</u>防火管理者の選任を促進する。また、防火管理者等に対し、講習会等を実施し、資質の向上を図る。 (略)</p> <p>第4節 大火危険気象に対する予防措置</p> <p>【対策の体系】</p> <table border="1" data-bbox="1084 576 1469 898"> <tr><td>第1</td><td>火災 <u>に関する</u> 警報の発令</td></tr> <tr><td>第2</td><td>消防機関の警戒措置体制の確保</td></tr> <tr><td>第3</td><td>防 火 対 象 物 の 警 戒</td></tr> <tr><td>第4</td><td>消防機関の点検整備と災害時の出動体制</td></tr> <tr><td>第5</td><td>火災発生防止の緊急措置</td></tr> </table> <p>第1 火災 <u>に関する</u> 警報の発令 消防長は、火災予防上危険であると認められる気象状況にある場合は、必要に応じて消防法第22条の規定により火災警報 <u>及び林野火災警報</u> を発する。 消防長は、火災 <u>に関する</u> 警報を発令又は解除した時は、速やかに関係機関に周知するとともに、県知事に報告しなければならない。</p> <p>第2 消防機関の警戒措置体制の確保 消防長は、消防機関の警戒措置体制の確保に努めるものとし、火災 <u>に関する</u> 警報を発した場合に行う消防機関の警戒計画をあらかじめ定めておく。 (略)</p>	第1	火災 <u>に関する</u> 警報の発令	第2	消防機関の警戒措置体制の確保	第3	防 火 対 象 物 の 警 戒	第4	消防機関の点検整備と災害時の出動体制	第5	火災発生防止の緊急措置	<p>実態に合わせて修正</p> <p>林野火災警報追加による変更</p> <p>林野火災警報追加による変更</p>
第1	火災 <u>(追加)</u> 警報の発令																					
第2	消防機関の警戒措置体制の確保																					
第3	防 火 対 象 物 の 警 戒																					
第4	消防機関の点検整備と災害時の出動体制																					
第5	火災発生防止の緊急措置																					
第1	火災 <u>に関する</u> 警報の発令																					
第2	消防機関の警戒措置体制の確保																					
第3	防 火 対 象 物 の 警 戒																					
第4	消防機関の点検整備と災害時の出動体制																					
第5	火災発生防止の緊急措置																					

第2章 火災応急対策

【計画の体系】

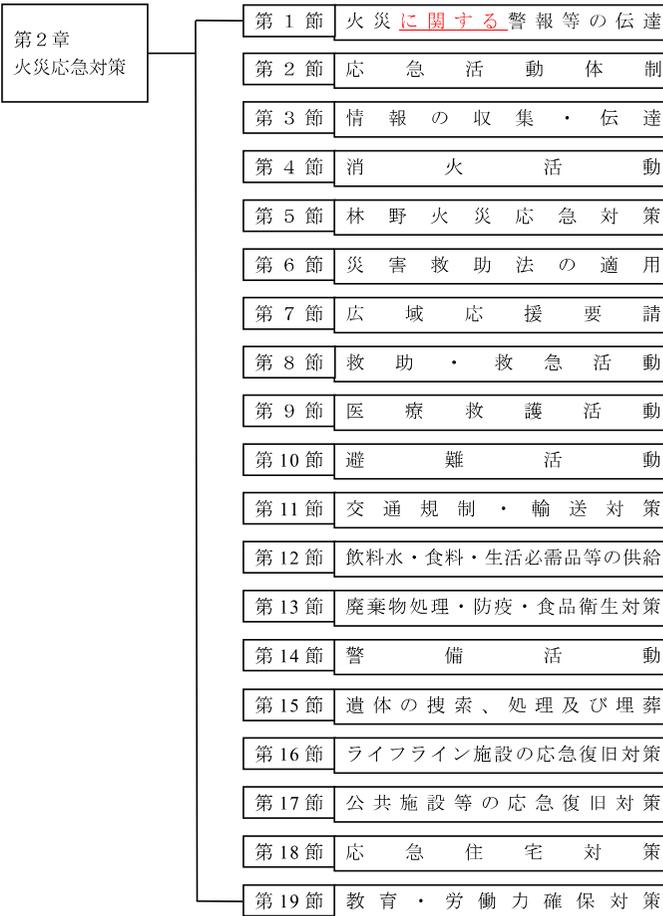


第1節 火災(追加)警報等の伝達

【対策の体系】

第2章 火災応急対策

【計画の体系】



第1節 火災に関する警報等の伝達

【対策の体系】

林野火災警報追加による変更

第1 火災気象通報

第2 火災警報の発令

第3 伝達体制

(略)

第2 火災(追加)警報の発令

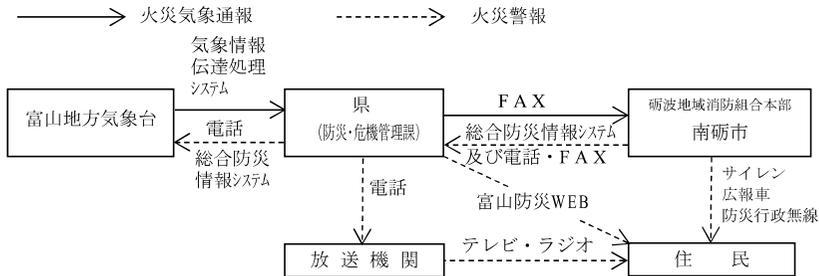
消防長は、消防法第22条の規定により市域を対象として、知事から火災気象通報を受けたとき、又は気象の状況が火災の予防上危険であるときは、必要に応じて、火災警報(追加)を発令する。

第3 伝達体制

消防長は、火災(追加)警報を発したとき又は解除したときには、電話、FAX、防災行政無線、サイレン呼鳴、広報車等により住民及び関係機関に周知徹底を図る。

また、総合防災情報システムにより県(防災・危機管理課)に連絡するものとし、併せて火災(追加)警報発令時の管内の気象状況を電話又はFAXにより連絡する。

【火災警報等の伝達体制】



第2節 応急活動体制

第1 市の活動体制

(略)

1 職員の非常配備

(1) 非常配備基準

火災(追加)警報が発令された場合は、市は、「風水害編 第2章 第3節 第1 市の活動体制」に定める第1配備体制(準備体制)をとる。

(略)

第1 火災気象通報

第2 火災に関する警報の発令

第3 伝達体制

(略)

第2 火災に関する警報の発令

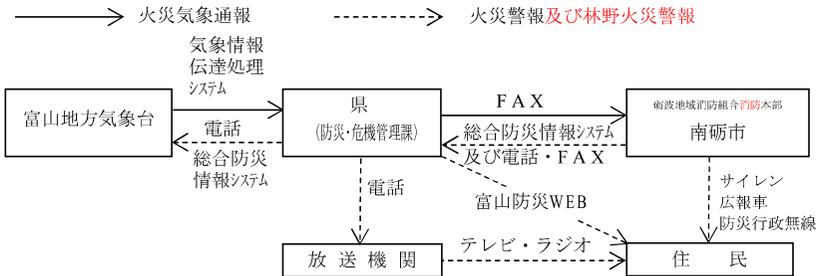
消防長は、消防法第22条の規定により市域を対象として、知事から火災気象通報を受けたとき、又は気象の状況が火災の予防上危険であるときは、必要に応じて、火災警報及び林野火災警報を発令する。

第3 伝達体制

消防長は、火災に関する警報を発したとき又は解除したときには、電話、FAX、防災行政無線、サイレン呼鳴、広報車等により住民及び関係機関に周知徹底を図る。

また、総合防災情報システムにより県(防災・危機管理課)に連絡するものとし、併せて火災に関する警報発令時の管内の気象状況を電話又はFAXにより連絡する。

【火災に関する警報等の伝達体制】



第2節 応急活動体制

第1 市の活動体制

(略)

1 職員の非常配備

(1) 非常配備基準

火災に関する警報が発令された場合は、市は、「風水害編 第2章 第3節 第1 市の活動体制」に定める第1配備体制(準備体制)をとる。

(略)

林野火災警報追加による変更

誤字修正

林野火災警報追加による変更

